[経済産業省委託事業]

「偽物製品の監督管理における製品品質監督部門の役割」調査研究報告

JETRO

目次

1　中国の品質監督管理行政体系に関する紹介

1.1.　中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局の概観

1.1.1. 国家品質監督検査検疫総局の性格

　中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局（以下「国家品質監督検査検疫総局」という）は、中華人民共和国国務院の直属機構で、中国全国の品質、計量、輸出入商品検査、輸出入衛生検疫、輸出入動植物検疫、輸出入食品安全と認証認可、標準化等の業務を主管し、且つ行政法執行職能を行使する部門である。

　機構図：国務院の機構設置

国務院
部門・委員会
国家発展と改革委員会
衛生部
食品薬品監督管理局
農業部
商務部
その他
直属機構
国家品質監督検査検疫総局
国家工商行政管理総局
商標局
国家知識産権局
国家税務総局
その他
事業単位
中国科学院
証券監督管理委員会
保険監督管理委員会
その他
その他の業務機構

1.1.2. 国家品質監督検査検疫総局の組織

国家品質監督検査検疫総局は、以下の組織を有している。

- 内部に 18 の司（庁、局）を設置している。
- 15 の直属事業単位を有している。
- 国家民政部の許可により、10 の業界の学会、協会が国家品質監督検査検疫総局に附属している。
- 中国国家認証認可監督管理委員会（中華人民共和国国家認証認可監督管理局）と中国国家標準化管理委員会（中華人民共和国国家標準化管理局）に対し、管理を実施している。

組織図：国家品質監督検査検疫総局の組織

1.1.3. 国家品質監督検査検疫総局に直属する地方品質監督部門の情況

局名どおり、中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局の主な職責は、「品質の監督」、「検査・検疫」[1]の 2 つである。省レベル地方では、両職責は、それぞれ 2 つ異なる行政部門の所掌となる。

輸出入検査検疫について、国家品質監督検査検疫総局は、全国 31 の省（自治区、直轄市）に計 35 の直属輸出入検査検疫局を設置し、そして海陸空の税関と貨物集積地に凡そ 300 の支局と 200 を超える窓口を設置し、計 3 万余りの検査検疫人員を有している。これら地方輸出入検査検疫機構は、地方政府ではなく、国家品質監督検査検疫総局に直属している。

品質技術監督について、全国では、計 31 の省レベル（自治区、直轄市）の品質技術監督局が設置されており、また、その下には 2800 余りの行政管理部門が存在し、計 18 万余りの品質技術監督人員を抱えている。国家品質監督検査検疫総局は、省レベルの品質技術監督部門に対し業務指導を実施するが、省レベルの品質技術監督部門が行政上、省レベルの地方政府に属している。本報告書では、これら地方品質技術監督部門は一つ重要な研究対象とされている。

関係図：

[1] 2001 年 4 月 10 日、国務院は、元国家品質監督局と国家検査検疫局を合併させ、新たな国務院直属機構、「中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局」を設立した。そして元の両部門が有する職能も新たに設立された国家品質監督検査検疫総局に吸収された。

1.2.　品質監督管理部門の職責範囲

1.2.1. 国家品質監督検査検疫総局の職責範囲

国家品質監督検査検疫総局の職責は、主に、品質管理、計量管理、通関管理、輸出入衛生検疫管理、輸出入動植物検疫管理、輸出入商品検査管理、輸出入食品安全管理、特殊設備安全管理、製品品質監督管理、食品生産監督管理、法執行監督管理、国際合作、科学技術管理、認証認可監督管理、標準化管理を含む。

1.2.2. 地方品質技術監督部門の職責

省レベル以下の行政部門では、品質監督の職責は専門の品質監督部門が担当する。また、これら部門は輸出入検査検疫関連の業務を担当していない。

幾つかの省レベルの地方品質監督局に対し調査を行った結果、これら地方品質監督局の主な職責は、以下のとおりであることがわかる。

- 現地の実情にあわせ、品質技術監督業務関連の地方法規、規章草案と政策を研究し、起草する。
- 現地の品質監督業務を管理する。製品の品質に対する監督・検査の実施を組織し、品質監督抜き取り検査の公報を公布する。
- 偽物劣悪商品の生産販売活動における品質違法行為の取締を組織し、協調する。
- 現地の品質監督業務を管理し、指導する。重大な品質事故があった場合、調査を組織する責任と是正意見を提出する責任を有する。工業製品生産許可証の管理業務を担当する。
- 現地の品質認証業務を管理し、監督する。企業の品質システム認証、製品品質認証、安全認証申請とコンサルティング仲介機構の登記申請を受理し、管理する。
- 現地の表中か業務を管理し、監督する。企業製品標準登記を受理する。機構バーコードと製品バーコード業務を管理し、組織する。

- 現地の計量業務を管理し、監督する。
- ボイラー、圧力容器、エレベータ、防爆電器など特殊設備の安全監察監督業務を総合して管理する。ボイラー、圧力容器に対し輸出入監督検査を実施する。

1.2.3. 地方品質技術監督部門の法執行機構

各地の省レベルの品質技術監督局では、一般に専門的な法執行機構が設置されており、職権範囲内において各種の違法行為に対し直接的に取締りを行っている。

企業が偽物問題に直面し、地方の品質技術監督部門に行政申立を行う必要があった場合、これら法執行機構に直接申立ることで、手続を簡略化できる。また、これら法執行機構が長年、偽物取締の第一線で案件を処理しており、豊かな法執行経験を持っているため、企業は、偽物問題に疑問を抱いた場合、これら法執行機構に問い合わせると、実行可能でしかも適切な返答内容を得られる可能性が高い。

地方によっては、品質技術監督局にあるこれら法執行機構の名称と組織は異なる可能性があるが、「稽査処」又は「稽査隊」と称されるのが普通である。

組織上、これら法執行機構は、品質技術監督局のその他の内部機構に比べ、独立性が高く、また規模も大きい。地方によってはこれら法執行機構が独立法人資格を有する単位である可能性もある。たとえば上海市品質技術監督稽査総隊は、上海市品質技術監督局に直属する独立の事業単位である。また、広東省品質技術監督局稽査局は、広東省品質技術監督局に直属する副庁級の行政単位である。

職責から見れば、これら法執行機構の職責はほぼ同じである。具体的な偽物行為取締となると、これら法執行機構はみな重要な職責を有する。品質監督部門における偽物行為を取締る専門部署であると言っても過言ではない。また、偽物取締活動もこれら法執行機構の日常法執行業務における最も重要な部分であるといえよう。

一部の地方のこれら法執行機構の組織に対し調査を行うことで、以下の職責内容を纏めた。

地方品質監督管理局	直属法執行機構	職　　能
上海市品質技術監督局	上海市品質技術監督稽査総隊	法に基づき、上海市行政区域内の生産と流通領域における市民、法人とその他の組織が行う品質、計量、標準、特殊設備及び生産許可証など品質技術監督の法律法規に違反する行為に対し、行政処罰を実施するほか、製品品質行政申立、問い合わせ等を処理し、区、県の品質技術監督局の行政法執行業務を指導し、協調する。
江蘇省品質技術監督局	稽査処（省稽査総隊、省偽物取締指導チーム弁公室）	関連法律、法規に基づき、生産と流通領域にある製品品質、標準、計量、特殊設備安全監察違法行為取締りを組織する。偽物劣悪製品の生産販売活動における品質違法行為の取締を組織し、協調する。省品質技術監督系統の偽物取締業務を監督し、指導する。品質、計量、標準化、特殊設備安全、食品安全等分野の行政申立を受理する。影響力が大きい案件、省・市を跨る案件、上級指導者が処理を指示する案件と影響力が大きい渉外案件の調査、証拠収集、審理後執行と結審業務を担当する。省偽物取締指導チーム弁公室の日常業務を担当する。
浙江省品質技術監督局	浙江省品質技術監督稽査総隊	国、省の関連法律、法規、規章に基づき、本系統稽査機構が行う業務に対し、協調、指導と監督検査を行う。浙江省行政区域に発生する製品の品質、計量、標準化等法律、法規、規章に違反する行為の取締を組織し、協調する。特定分野の偽物取締活動を組織し、協調する。部門、地域を跨る関連案件、影響力が大きい案件及び渉外案件を処理するか、これを組織し、協調する。関連案件の初歩審理を組織する。関連部門と協調し、偽物取締案件を互いに協力して処理する。上級部門が指示するその他の業務、関連部門から移送される品質技術監督行政案件を処理する。

地方品質監督管理局	直属法執行機構	職　　能
広東省品質技術監督局	広東省品質技術監督局稽査局	関連法律、法規に基づき、生産と流通領域において行政法執行を実施する。偽物劣悪商品を生産販売する違法行為を取締る。部門、地域を跨る案件及び影響力が大きい案件の取締を組織する。偽物劣悪商品を生産販売する違法行為を取締る市、県の業務を組織し、協調する。偽物劣悪商品を生産販売する違法行為を取締る省全体の日常業務を協調する。

1.2.4. 一般案件行政処罰の流れ

品質技術監督部門の偽物劣悪案件処理の流れについて関連部門に聴き取り調査を行った上、以下の行政申立から結案までの一般的な行政処罰のフローチャート（特定な案件では、処理の流れが具体的な情況によって変る可能性がある）を纏めた。

一般案件行政処罰の流れ：

個人又は企業による行政申立
立案
調査・証拠収集
犯罪を構成する
初歩的な処理意見を提出
司法機関に移送
処罰予定
生産・営業停止命令、許可証取消命令、高額な罰金等、厳罰する予定
処罰通知書を送付
聴聞告知書を送付
当事者陳述・抗弁を聴取する
聴聞会を開く
機構責任者の認可により、不処罰決定を下す
聴聞の機会を放棄、又は未出席
聴聞の結果に基づき、責任者に意見を提出
機構責任者が決定（重大案件の場合、討議により決定）
処罰決定書を作成し、審査する
処罰決定書を発行
行政復議
執行
行政訴訟
結案し記録に残す

1.3. 品質監督管理部門が偽物製品を監督管理する法根拠

1.3.1. 関連法律に関する紹介

- 「中華人民共和国製品品質法」

同法は、製品品質責任と監督管理について全国人民代表大会が制定した基本法律である。同法は、製品品質に対する監督、生産者と販売者の製品品質に関する責任と義務、品質監督管理部門の職責範囲、処罰方式、処罰の度合い等について規定を置いている。

また、同法は、品質監督管理部門が偽物製品の生産流通行為を取締る上で最も基本的しかも常用する法根拠であるといえる。ほぼ全ての製品（一部の特殊な製品については、特別法によって規制される）が同法が規制する範囲内にある。

- 「中華人民共和国食品衛生法」

同法は、食品衛生について全国人民代表大会が制定した基本法律で、食品の衛生（食品、食品添加物、食品容器、包装材料と食品用工具を含む）、食品衛生標準と管理弁法の制定、食品衛生管理と監督、法律責任等を主な内容とする。

製品品質監督管理部門は、同法を法的根拠に、具体的に、中国国内における食品の生産加工領域での品質安全と衛生監督管理を実施し、組織する。たとえば、中国国内における食品生産許可、強制検査など食品品質安全に係る参入許可制度及び食品生産加工領域での食品安全事故の調査・処理の実施・組織が一つの内容とされている。

- 「中華人民共和国標準化法」

同法は、製品標準化制度について、全国人民代表大会が制定した基本法律で、標識の制定、標準の実施、法律責任等を主な内容とする。そして注意する必要がある内容として、同法が強制的な標準、国家標準、産業標準に適合しない行為及び認証標識の違法使用行為に対し処罰を設けていること、これら行為に対する製品品質監督管理部門の相応な監督管理義務が同部門の一つの職責であ

ると明確に規定していることが挙げられる。

1.3.2. 関連行政法規に関する紹介

➢ 「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」

同条例は、工業製品生産許可証制度について、国務院が制定した行政法規である。重要な工業製品の品質安全を保障するため、意図的に一部の製品（たとえば乳、肉、米、調味料などの製品、圧力鍋、ガス湯沸かし器など人の生命、財産に危害をもたらす可能性がある製品、安全綱、安全帽など労働の安全を保障する製品など）につき、生産許可証制度を導入している。

製品品質監督管理部門は、同条例を法的根拠に、次に掲げる幾つかの偽造冒用関連の違法行為につき、監督管理責任を負う。たとえば生産許可証を取得せず、無断で生産を行う行為、許可証証書、生産許可証標識と番号を変造する行為などである。なお、これら違法行為について同条例は、詳細な罰則を定めている。

工業製品許可証（サンプル）

全国工业产品生产许可证
经审查，你单位生产的下列产品符合取得生产许可证条件，特发此证。
产品名称：制冷设备（明细见副本）
住　　所：
生产地址：
证书编号：XK06-135-
有效期至：2011年01月22日
2008 年 06 月 13 日
有效期届满6个月前，企业应当提出换证申请。

➢ 「中華人民共和国認証認可条例」

同条例は、国務院が認証認可活動を規範するため、制定した行政法規で、各種認証、認可機構の組織・運営及びその業務活動に対し、全面的な規範を行うことを主な内容としている。

同条例では、偽造冒用行為の監督管理に直接触れる内容は多くないが、「認証標識又は認証証書を偽造、冒用、売買する行為は、中華人民共和国製品品質法などの法律規定に基づき処理する」ことを明文規定している。

認証標識（サンプル）

➢　「中華人民共和国標準化法実施条例」

同条例は、製品の標準制度について、国務院が制定した行政法規である。中華人民共和国標準化法の下位法として位置付けられる同条例は、実践問題に対処するため、上記標準化法をさらに細分化し、補充するものである。実際の法執行では、同条例は、標準化法と配合して適用される。

同条例は、偽物劣悪行為に対する監督管理として、主に強制的な標準に満たさない製品を生産、販売、輸入する行為、認証証書を獲得するが認証標準に満たさない製品に認証標識を付して流通させる行為、認証を経ず又は認証を得ていないにもかかわらず、無断で認証標識を付して製品を流通させる行為などを挙げ、相応な罰則を定めた。

1.3.3. 部門規章に関する紹介

➢ 「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例実施弁法」

同実施弁法は、工業製品の生産許可証制度について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章である。中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例の下位法として位置付けられる同実施弁法は、生産許可証制度を実施するに当たって顕れる諸問題に対処するため、上記管理条例を細分化し、補充するものである。

同実施弁法は、各級の品質技術監督部門が工業製品生産許可証制度の実際法執行部門であることを明確にした。

➢ 「認証証書と認証標識管理弁法」

同管理弁法は、工業製品生産許可証制度について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章である。中華人民共和国認証認可条例の下位法として位置付けられる同管理弁法は、認証証書、標識を管理するに当たって顕れる諸問題に対処するため、上記認証認可条例を細分化し、補充するものである。同管理弁法の主な目的は、製品、サービス、管理の認証システムにある認証証書と認証標識に対する管理、監督の強化、認証証書と認証標識の使用規範にある。

同管理弁法は、中華人民共和国認証認可条例が触れていない偽造冒用行為の監督管理について、補充規定を定めた。中でも、認証証書と認証標識を混同して使用する行為、虚偽記載により認証済みであることを誤認させる行為、認証証書を偽造・冒用する行為、認証標識を偽造・冒用・違法売買する行為などが触れられており、認証を監督管理する政府部門として、品質技術監督部門が上記違法行為に対し、監督管理の職責を負うことが規定されている。

➢ 「商品バーコード管理弁法」

同管理弁法は、商品バーコードの登録、エンコーダー、印刷、応用及び管理について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章である。

同管理弁法が監督管理する偽造冒用行為には、登録認可を経ずにして製造者識別バーコードと相応な製品バーコードを使用する行為、製品包装上において

製品バーコードを詐称するその他のバーコードを使用し又は偽造の製品バーコードを使用する行為、既に取消された製造者識別バーコードと相応な製品バーコードを使用する行為、販売する製品の上に登録認可が認められていないバーコード又は偽造の製品バーコードを印刷する行為等が含まれる。

また、同管理弁法は、バーコードにかかわる上記違法行為に対する行政処罰が県以上の地方品質技術監督部門により実施されることを明確に規定した。

商品バーコード（サンプル）

- 「製品防偽監督管理弁法」

同管理弁法は、製品偽造防止の監督管理について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章で、偽造防止技術、偽造防止技術の製品及び偽造防止鑑定装置の研究、製造、使用等を規範している。

同管理弁法が規制する偽造冒用行為には、生産許可証を取得せず、又は規定の範囲を超え、無断で偽造防止技術製品を生産販売する行為、強制的な標準に適合しない偽造防止技術製品を生産する行為、他人の偽造防止技術製品を偽造冒用する製品を生産する行為、生産許可証を取得していない偽造防止技術製品の製造者が生産する偽造防止技術製品を使用する行為、偽造防止登記登録がされていない国境外偽造防止技術製品を使用する行為、偽造冒用製品上において偽造防止技術製品を使用する行為、が含まれる。

また、同管理弁法は、偽造防止製品にかかわる違法行為に対する行政処罰が通常、県以上の地方品質技術監督部門により実施されることを明確に規定した。

偽造防止標識（サンプル）

➢ 「食品標識管理規定」

同管理規定は、食品標識の監督管理について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章で、中華人民共和国国境内において生産（包装作業も生産と見なされる）、販売される食品の標識、標注と管理を規範する。

同管理規定が規制する偽造冒用行為には、製造期日と賞味期限を虚偽標記する行為、産地又はその他の製造者の名称・住所を偽造又は冒用する行為、生産許可証標識と番号を偽造、冒用、変造する行為等が含まれる。

また、同管理弁法は、それが定める行政処罰が県以上の地方品質技術監督部門により実施されることを明確に規定した。

➢ 「化粧品標識管理規定」

同管理規定は、化粧品標識の監督管理について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章で、中華人民共和国国境内において生産（包装作業も生産と見なされる）、販売される化粧品の標識、標注と管理に適用される。

同管理規定が規制する偽造冒用行為には、フォントの大きさ、色の温度差又は文章、図形、符号を利用して消費者を誤認させる行為、化粧品標識の中の化粧品名称、製造期日と保存期限、シリアルナンバー、使用期限日を無断で改竄する行為、製造地又は他の製造者の名称・住所を偽造又は冒用する行為、製品標準番号又は品質検査合格証明を標記しない行為、生産許可証標識と番号を標記しない行為、が含まれる。

また、同管理規定に定める行政処罰は、県以上の地方品質技術監督部門が法に基づいて職権範囲内において実施する。

➢ 「有機製品認証管理弁法」

同管理弁法は、有機製品認証活動の規制について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章で、中華人民共和国国境内で行われる有機製品認証活動

及び有機製品の生産、加工、販売等の活動に適用される。

同管理弁法は、中華人民共和国認証認可条例の下位法として位置付けられ、「有機製品認証証書、認証標識を偽造、冒用、売買、譲渡する違法行為」を明文禁止した。また、具体的な処罰措置は、中華人民共和国製品品質法、中華人民共和国認証認可条例等に基づき、執行される。

有機製品認証標識

➢ エネルギー効率標識管理弁法

同管理弁法は、エネルギー効率標識の管理について、国家品質監督検査検疫総局が制定した部門規章である。同管理弁法は、国が将来性、普及可能性がある省エネルギー製品に対し、統一したエネルギー効率標識制度を実施することを主な内容としている。国は、「中華人民共和国におけるエネルギー効率標識を使用する製品目録」を制定、公布し、適用を統一した製品のエネルギー効率標準、実施規則、エネルギー効率標識の様式と規格を確定した。

同管理弁法は、エネルギー効率標識を偽造、冒用、隠匿する行為やエネルギー効率標識を利用し誇大宣伝をすることで消費者を誘引する行為を禁止している。地方品質技術監督部門は、これら違法行為に対し、中華人民共和国エネルギー節約法、中華人民共和国製品品質法及びその他の法律法規の規定に基づいて処罰する。

エネルギー効率標識（サンプル）

1.3.4. 一部の地方法規と規章に関する紹介

前述する各関連法律、法規と部門規章は、全国各地で行われる関連品質監督管理活動に広汎に適用される。これに対し、各地方（省、直轄市がほとんどである）もまた、当地の品質監督管理活動を規範すべく、本行政区域の実際状況を考慮した上、相応な地方法規又は規章を制定する可能性がある。

これら地方法規と規章は、通常、上位法（主に「中華人民共和国製品品質法」を指す）の枠内で制定されるもので、具体的な事項をより詳しく規定するものである。そのため、地域特徴がある特定な違法行為の処理では、これら地方法規と規章はより効果的に役割を発揮する可能性がある。企業は、偽物問題に直面する際、全国範囲内で適用される法律、法規や部門規章を行政申立の法根拠とすることができるほか、これら地方法規と規章も活用できる。

以下、一部重要な地域の製品品質監督関連の地方法規と規章を列挙する。

- 「上海市製品品質監督条例」
- 「浙江省製品品質監督条例」
- 「江蘇省製品品質監督管理弁法」
- 「偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」

- 「江蘇省品質認証監督管理弁法」
- 「広東省製品品質監督条例」
- 「偽物劣悪商品生産販売違法行為の取締に関する広東省の条例」
- 「広東省品質技術監督行政案件処理ガイドライン（試行）」
- 「犯罪嫌疑がある案件の移送に関する広東省品質技術監督行政部門の実施細則」

品質監督管理部門が偽造冒用行為に対し監督管理を行う際の法根拠（一覧表）

名称	関連領域	セット規定
一般法律（立法機構：全国人民代表大会）		
中華人民共和国製品品質法	製品品質の監督管理	
中華人民共和国食品衛生法	食品衛生	
中華人民共和国標準化法	製品標準	中華人民共和国標準化法実施条例
行政法規（立法機構：国務院）		
中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例	生産許可証（生産許可証書、標識）	中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例実施弁法
中華人民共和国認証認可条例	認証認可（証書、標識）	認証証書と認証標識管理弁法
中華人民共和国標準化実施条例	製品標準（認証証書、認証標識）	中華人民共和国標準化法
部門規章（立法機構：国家品質監督検査検疫総局）		
中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例実施弁法	生産許可証（生産許可証書、標識）	中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例
認証証書と認証標識管理弁法	認証認可（証書、標識）	中華人民共和国認証認可条例
商品バーコード管理弁法	商品バーコード	
製品偽造防止監督管理弁法	偽造防止技術	
食品標識管理規定	食品標識	中華人民共和国食品衛生法

化粧品標識管理規定	化粧品標識	
有機製品認証管理弁法	有機製品標識	
エネルギー効率標識管理弁法	エネルギー効率標識	

1.4. 特殊業界品質監督管理システムの概要

1.4.1. 食品

中国の食品業の品質監督管理システムには、衛生部、国家食品薬品監督管理局、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局と上記部門に直属する部門（地方部門も含む）が主な政府監督管理部門として挙げられる。

また、関連法規定には、中華人民共和国食品衛生法、食品等製品の安全監督管理の強化に関する国務院の特別規定、食品標識管理規定、食品衛生行政処罰弁法等が含まれる。

食品業に関する具体的な紹介は、本報告書 4.2 をご参照。

1.4.2. 薬品

国家食品薬品監督管理局と各地方の食品薬品監督管理部門は、薬品の生産流通領域において品質監督管理の職責を負う。

また、関連法規定として、中華人民共和国薬品管理法、中華人民共和国薬品管理法実施条例、薬品登記管理弁法、薬品生産監督管理弁法、薬品説明書と標識の管理規定などが挙げられる。

薬品業に関する具体的な紹介は、本報告書 4.3 をご参照。

1.4.3. 化粧品

2008 年の中国国務院の改革により、国家食品薬品監督管理局が衛生部の管理となったため、両部門の間では多くの職責について整合、調整が行われた。国家食品薬品監督管理局は、その後化粧品衛生許可、衛生監督管理と化粧品関

連の審査・認可業務[2]の担当となった。

また、化粧品標識については、主に国家品質監督検査検疫総局とそれに直属する部門が管理する。そして化粧品広告の管理業務は国家工商行政管理総局とそれに直属する部門が担当する。

化粧品監督管理にかかわる主な法規定として、化粧品衛生監督条例、化粧品衛生監督条例実施細則、化粧品標識管理規定等が挙げられる。

化粧品業に関する具体的な紹介は、本報告書 4.5 をご参照。

1.4.4. 農薬

農薬業の監督管理システムが比較的に複雑で、主な監督管理部門には、農業部、国家発展と改革委員会、国家品質監督検査検疫総局[3]、国家工商行政管理総局と上記各部門に直属する部門（地方部門も含む）が含まれる。

食品監督管理にかかわる主な法規定として、農薬管理条例、農薬生産管理弁法、農薬管理条例実施弁法、農薬標識と説明書管理弁法等が挙げられる。

農薬業に関する具体的な紹介は、本報告書 4.4 をご参照。

2 生産流通領域における偽造冒用行為に対する監督管理

偽造冒用製品（中国語原文：「仮冒産品」）とは、虚偽の製造者名、住所、商標、製品名称、製品標識等を使用することで、消費者に正規品と誤認させる生産販売製品である。虚偽製品（中国語原文：「偽劣産品」）とは、現行法の規定に違反し、その品質、性能が国家標準、産業標準及び地方標準が規定する水準に達していない、又は標準を無視して生産、販売される製品である。なお、通常では、両者合わせて「偽造冒用虚偽劣悪」[4]（中国語原文：「仮冒偽劣」）と

---

[2] 「国家食品薬品監督管理局の主な職責内設機構と人員編制に係る規定の印刷配布に関する国務院弁公庁の通知」（国弁発（2008）100 号）。

[3] 「県以上の各級人民政府の品質技術監督部門は、製品品質法と農薬管理条例の規定により、偽造農薬・劣悪農薬を生産経営する違法行為を処罰できる。但し、関連部門は同一違法行為につき、重複処罰を行ってはならない」（国務院法制弁秘書行政司の関連返答（国法秘函（1998）75 号））。

[4] 現行法では、「偽造冒用」の定義付けはなされていない。国家品質技術監督局が公布した「『中華人民

もいうが、本報告書では、用語統一のため、便宜上「偽造冒用（行為)」、「偽物製品」を使うこととする。

2.1.　偽造冒用行為の基本分類と概要分析

2.1.1. 偽造冒用行為の基本分類

- デッドコピー

- 一般商標権利侵害行為、すなわち、商標権者の許可なく同一の商品または類似の商品に登録商標と同一又は類似の商標を付する行為

商標権者の登録商標　　偽物冒用製品が使用する商標

- 知名商品のデザイン、知名企業の名称を無断で使用する不正競争行

共和国製品品質法』の実施にかかわる若干の問題の意見」第 8 条によれば、「偽造冒用」には次のような類型がある。（1）国が明文規定する淘汰製品を生産する行為、国が明文規定する淘汰且つ販売停止の製品、失効・変質製品を販売する行為。（2）製品産地を偽造する行為。（3）他人の生産者名・住所を偽造冒用する行為。（4）認証標識など品質標識を偽造又は冒用する行為。（5）製品の中に雑物・偽物を混入する行為。（6）偽物を正規品と代替する行為。（7）粗悪品を良品と代替する行為。（8）不合格製品を合格製品と偽る行為。　しかし、上記規定には、「商標の偽造冒用」行為が盛り込まれていない。これに対し、一部の地方法規は、「偽造冒用」について広範囲の定義を置いている。中でも「登録商標の偽造冒用」を主な内容とするものも見られる。たとえば、「偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」と「偽物劣悪商品生産販売違法行為の取締りに関する広東省の条例」の両地方条例では、「偽造冒用」の類型は、「登録商標の偽造冒用」を含め、それぞれ 16 種類と 19 種類が列挙されている。

正規品　　　　　　　　　　　　偽物製品

些細な区別を除くほか、偽物製品の外装が正規品のそれと基本的に一致する

- 製品認証標識、品質標識、政府認証番号、証明等を偽造冒用する行為

偽物製品　　　　　　正規品

CE 標識とは、いくつかの製品に係る人体の健康と安全に関する欧州市場の強制的な認証標識である。上記写真を見ればわかるように、偽物製品にも CR 認証標識が付されている。

- 偽物製品を生産販売する行為

正規品：製品を振ると、泡が形成するがその数が少ない。また 10 秒間置くと、泡が自然に消える。

偽物製品：製品を振ると、泡が形成するがその数が極めて多い。石鹸水のように、比較的に長い時間を立たなければ、泡が消えることがない。

実際の偽物製品生産販売案件では、違法行為者は、偽物製品をより正規品に近づかせるため、商標を冒用すると同時に、企業名称、製品標識を同時に偽造冒用するケースが多くみられる。

2.1.2. 偽造冒用行為に対する監督管理

現在、中国における偽造冒用行為の取締は、主に品質監督管理部門と工商行政管理部門によってなされる。そして前述した通り、その根拠法は、製品品質法、商標法、不正競争防止法、刑法などである。

上記偽造冒用行為を規制する法律と管轄機関は、以下のとおりである。

行為類型	関連法律	監督管理機関
デッドコピー（偽造冒用商標とその他の標識に関連するもの）	製品品質法、商標法	工商部門、品質監督管理部門
一般の商標権利侵害行為	商標法	工商部門
知名商品、知名企業に対する不正競争行為	不正競争防止法	工商部門
品質標識を偽造、冒用する行為	製品品質法、不正競争防止法	品質監督管理部門、工商部門
製品製造地虚偽表示行為	製品品質法、不正競争防止法	品質監督管理部門、工商部門
他人の企業名、住所を偽造、冒用する行為	製品品質法	品質監督管理部門、工商部門
偽物製品を生産販売する行為	製品品質法	品質監督管理部門、工商部門
上記行為で、犯罪を構成する場合	刑法	公安機関

注：

1） 製品品質法は、製品に対する監督管理に重点を置いている。不正競争防止法は、主に競争関係にある経営者間の関係を調整するものである。商標法は、縦の商標管理関係と横の平等の主体間の商標関係を調整するものである。

2） 特殊の商品（たとえば食品、薬品、化粧品、保健品と医療機材等）については、衛生部、食品薬品監督管理部門等がこれを取締る。知的財産権税関保護措置に係るものについては、税関はその監督管理を実施する。

2.1.3. 法執行部門の職権区分

行政法執行の実践における職権行使の交差、行政管理の対象に対する重複法執行の現象を避け、行政管理の対象の権利利益を切実に保証するため、国務院は、関連法律法規に基づき、製品品質の監督管理について「それぞれの部門が異なる監督管理部分を分担する」という原則を決め、「領域別分担管理を主とし、製品別分担管理を補とする方式」を採用し、品質監督管理部門と工商部門の職権区分を図った。

以下では、生産領域、倉庫輸送領域と販売領域を分けて検討することとする。

2.2. 生産領域での偽造冒用行為に対する監督管理

偽物製品の生産があらゆる偽造冒用行為の源であるため、関連摘発活動は、偽造冒用行為取締における大変重要な内容となる。偽物製品の生産・加工拠点

の摘発を重点とした上、偽物製品が生産領域から流通領域に流れるのを防ぐためのガイドラインを構築する必要があると同時に、偽造標識、偽造包装物の印刷行為を厳しく取締り、偽物製品が正規品を装って市場に紛れ込むのを防がなければならない。

2.2.1. 違法主体

生産領域での違法主体とは、主に偽物製品の製造者と偽造冒用商標、標識、包装の製造者を指す。

2.2.2. 違法行為

1. 完全なる偽造冒用行為（デッドコピー）

精巧に生産、加工され、外観（大きさ、細工）では正規品と１：１の比例が厳格に保たれ、レザーロゴを有したり、きれいに印刷されている。目に付かない部分まで精巧にコピーし、ロゴ又はデザイナーのサインも正規品同様付されている。一般消費者は真偽を見分けることができない。

2. 偽物製品を生産する行為

１）　人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しない製品を生産する行為

２）　雑物、偽物混入製品、粗悪製品を生産する行為

３）　不合格製品を合格品製品と偽称する行為

3. 知名商品、知名企業に対する不正競争行為

１）　知名商品が特有する名称、包装、デザインを無断で使用する行為。又は、知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで、他人の知名商品と混同を引き起こし、消費者に誤認させる行為

２）　知名企業の企業名称又は氏名を無断で使用し、消費者に誤認させる行為

4. 品質標識、産地、他人の製造者名と住所を偽造冒用する行為

１） 認証標識など品質標識を偽造冒用する行為。つまり製品、標識、包装上において、文字、符号、図案等の方式で品質標識を違法制作、変造、捏造又は違法標記もしくは認可を得ていない品質標識を無断で使用する行為。品質標識には、中国政府関連部門が許可又は認可する製品品質認証標識、企業品質システム認証標識、有名優秀標識、国外の認証標識、原産地製品専用標識、免検標識等が含まれる

２） 原産地偽造行為。つまりＡ地で生産したものであるにもかかわらず、製品標識上にＢ地と標記する詐欺行為

３） 他人の製造者名、住所を偽造冒用する行為。つまり他人の製造者名、住所標識を製品上に付したり、虚偽の製造者名と住所又は他人の製造者名と住所を無断で使用する行為

2.2.3. 各行政部門の職権範囲と法執行根拠

１） 製品品質監督管理にかかわる職権の分担に関する国務院 56 号公文と 57 号公文の規定

国務院弁公庁国弁発（2001）56 号「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」（以下、「56 号公文」という）と国務院弁公庁国弁発（2001）57 号「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」（以下、「57 号公文」という）は、「品質監督管理」行政職権の行使問題について、「従来国家品質技術監督局の担当であった流通領域における商品品質監督管理の職能を国家工商行政管理総局の所轄とする」ことを明確に定めた。

56 号公文と 57 号公文は、「国家品質監督検査検疫総局が**生産領域**における製品品質監督管理の職責を担当し、国家工商行政管理総局が**流通領域**における製品品質監督管理の職責を担当する」ことを明確にすると同時に、「国家工商行政管理総局が流通領域における製品品質監督管理の職責を行使する際、**生産領域に属し、生産によって引き起こされた製品品質問題**を発見した場合には国家品質監督検査検疫総局に移送する」ことを規定した。同規定

により、品質監督管理部門と工商行政管理部門の製品品質監督管理にかかわる職責行使は、原則上、生産領域と流通領域によって区分されることとなった。

２） 生産領域における品質監督管理部門の職権

製品品質法は、製品品質監督管理に関する中国の基本法律である。同法第 8 条は、「県以上の地方製品品質監督管理部門は、本業製区域内の製品品質監督管理業務を主管する。県以上の地方人民政府関連部門は、各自の職責範囲内で製品品質監督管理業務について責任を負う」ことを規定している。

同法第 15 条、第 18 条は、生産、販売活動にある製品品質の問題に対し実施できる行政監督管理の職権として、品質監督管理部門に次の内容の職権を与えた。製品抜き取り検査、現場検証、関連資料の検閲と複製、係争物品の封印または差押など。同法第 70 条は、品質監督管理部門には、「国務院が規定する職権範囲内」で営業免許取消を除く、違法財物、違法所得の没収、罰金等の行政処罰権限を有することを明確にした。

表：生産領域における品質監督管理部門が有する職権

職　権	法根拠
監督、抜き取り検査	**製品品質法第 15 条**　国は製品品質について抜き取り検査を主な方式とする監督検査制度を実施する。人体の健康と生命、財産の安全に危害を与える可能性がある製品、国の生計、民生に影響を与える重要な工業製品及び品質には問題があることを消費者、関連組織によって通報された製品に対し、抜き取り検査を行う。抜き取り検査のサンプルは、市場にある製品又は企業の完成品倉庫にある出荷待ち製品の中から抜き取られなければならない。監督、抜き取り検査業務は、国務院製品品質監督管理部門が企画し、組織する。県以上の地方製品品質監督管理部門は本行政区域内で抜き取り検査を組織し、監督することができる。製品品質の監督検査について別途法律規定がある場合、関連法律の規定に従って執行する。
現場検証、関連資料の検閲、複製	**製品品質法第 18 条**　県以上の製品品質監督管理部門は、既に取得した違法嫌疑がある証拠又は通報により、本法の規定に違反する疑いがある行為に対し取締を行う際、以下に掲げる職権を行使できる。 １）本法の規定に違反する疑いがある当事者の生産、販売活動の場所に対し、現場検証を行う。 ２）当事者の法定代表者、主な責任者とその他の関連人員に対し、本法の規定に違反する疑いがある生産、販売活動の関連情況を調査

	し、把握する。 　３）契約、領収書、帳簿及び当事者に関係のあるその他の関連資料の検閲、複製
封印、差押	**製品品質法第 18 条**　県以上の製品品質監督部門は、既に取得した違法嫌疑がある証拠又は通報により、本法の規定に違反する疑いがある行為に対し取締を行う際、以下に掲げる職権を行使できる。 　４）人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しないこと又はその他重大な品質問題があることを認められる根拠がある製品、ならびに同製品の生産、販売に直接に用いられる原材料、補助材料、包装物、生産道具に対し、封印又は差押を行うことができる。
行政処罰	**製品品質法第 70 条**　本法が規定する営業免許取消の行政処罰は、工商行政管理部門が決定する。本法第 49 条ないし第 57 条、第 60 条ないし第 63 条が規定する行政処罰は、製品品質監督管理部門又は工商行政管理部門が国務院が規定する職権の範囲により決定する。行政処罰権の行使について、法律、行政法規がその他の規定を有する場合には、関連法律、行政法規の規定に基づき、執行する。

３）　生産領域における工商部門の職権

工商部門の知的財産権関連法執行には、独占行為・不正競争行為の取り締まり、商標権侵害行為の取り締まり、登録商標専用権の保護、企業名称、馳名と著名商品が特有する名称、包装、デザインや営業秘密、商標等に対する監督管理と総合的な保護の実施が含まれる。中では、営業秘密侵害行為については、県以上の工商行政管理部門がこれを認定し、処理する。

① 生産領域でも営業免許取消の行政処罰については工商部門が決定する

営業免許取消とは、行政機関が法により、違法者が従来有する生産又は経営活動を営む資格を剥奪する行政処罰である。中国では、営業免許を発行する行政機関は工商行政管理部門であるため、営業免許を取消す行政処罰も相応的に工商行政管理部門によって行われる必要がある。製品品質法第 49 条ないし第 53 条は、人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しない製品を生産、販売する行為、製品の中に雑物、偽物を混入する行為、偽物を正規品、粗悪製品を良品と代替する行為、不合格製品を合格製品と詐称する行為、国が明確に淘汰を命じた製品を生産販売する行為、失効、変質の製品を販売する行為、原産地を偽造する行為、他人の製造者名称、住所を偽造又は冒用

する行為、認証標識など品質標識を偽造又は冒用する行為を有し、**情状が重大な場合**、営業免許取消の行政処罰に処しなければならないことを規定した。また、同法第 17 条と第 56 条は、それぞれ抜き取り検査に不合格な製品を発見した場合、製品品質監督検査が拒絶される場合の対処として、営業免許取消の行政処罰を実施できることを規定した。なお、上記違法行為に対する営業免許取消の行政処罰は、工商行政管理部門によって執行される。

② 単純な「商標権侵害行為」は工商部門が取締る

商標法第 54 条の規定によれば、登録商標専用権を侵害する行為については、工商行政管理部門が法に基づき取締る権限を有する。犯罪嫌疑がある場合には、工商部門は遅滞なく司法機関に移送する必要がある。従って、「商標権侵害」にかかわる偽造冒用行為については、工商部門が取締る権限を有する。

③ 単純な「不正競争行為」は工商部門が監督管理する

不正競争防止法第 3 条第 2 項の規定によれば、県以上の人民政府の工商行政管理部門は、市場主体の取引行為の監督管理、独占と不正競争の制止、公平競争の維持など重要な職責を負う。

よって、知名商品が特有する名称、包装、デザインを無断で使用する行為、又は知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで混同を引き起こし、消費者に知名商品であると誤認させる行為、もしくは知名企業の企業名称又は氏名を無断で使用することで消費者に他人の商品であると誤認させる行為は、不正競争防止法第 5 条第 2 号、第 3 号が規定する行為類型に属し、工商部門が監督管理職責を負う。

表：生産領域における偽造冒用行為の行政法執行分担及び関連法根拠

違法行為	法執行主体	行政処罰	法根拠
人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標	品質監督管理部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す	製品品質法第 49 条

<table>
<tr><td>準、産業標準に適合しない製品を生産する行為</td><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">製品の中に雑物、偽物を混入する行為、偽物を正規品、粗悪品を良品と代替する行為、不合格製品を合格製品と詐称する行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">製品品質法第50条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
<tr><td rowspan="2">原産地偽造行為、他人の製造者名称、住所を偽造又は冒用する行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">製品品質法第53条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認証標識などの品質標識を偽造又は冒用する行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">製品品質法第53条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法に基づいて行われる製品品質監督検査を拒絶する行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>警告、営業停止命令</td><td rowspan="2">製品品質法第56条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら偽物製品の生産に用いる原材料、補足材料、包装物、生産道具を生産する行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">製品品質法第60条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
<tr><td>①雑物混入製品、冒用製品を生産する行為、不合格品を合格品と代替する行為。②製造者名、住所を隠匿する製品を生産する行為。③製品検査合格証がない製品を生産する行為。④不合格な原材料、部品を用いて製品を生産又は組み立てる行為。</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法所得を没収し、罰金を科す</td><td>工業製品品質責任条例第24条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">デッドコピー行為（正規品と完全に一致し又はほぼ一致する、且つ偽物製品と偽物商標にかかわる製品を生産する行為）</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">製品品質法</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>権利侵害商品を没収し、廃棄する。専ら権利侵害商品の生産、登録商標標識の偽造に用いる工具を没収し、廃棄する。且つ罰金に処することができる</td><td>商標法第 53 条</td></tr>
<tr><td>一般的な商標権侵害行為</td><td>工商部門</td><td>権利侵害商品と専ら権利侵害商品の生産、登録商標標識の偽造に用いる工具を没収し、廃棄する。且つ罰金に処することができる</td><td>商標法第 53 条</td></tr>
<tr><td>知名製品が特有する名称、包装、デザインを無断で使用し、又は知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで混同を引き起こし、消費者に知名商品であることを誤認させる行為</td><td>工商部門</td><td>違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消</td><td>不正競争防止法第 21 条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">知名企業の製造者名又は氏名を無断で使用することで、他人に知名企業の製品であると誤認させる行為</td><td>品質監督管理部門</td><td>違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す</td><td rowspan="2">不正競争防止法第 21 条。製品品質法第 53 条</td></tr>
<tr><td>工商部門</td><td>営業免許取消</td></tr>
</table>

2.2.4. 代表的な案例に関する検討

案例１　偽造冒用低圧電器生産事件（多数の違法行為に対する行政処罰）

品質監督管理部門の法執行人員は、甲地で民家を借りている張氏の住所から 2 シリーズ 6 種類、計 200 点余りの偽造冒用低圧電器を押収した。鑑定により、これら製品すべては、原産地、製造者名と住所を冒用するもので、且つ CCC 強制的な製品認証（製品に関する国の強制認証）証書が付されていないことがわかった。

3C 認証標誌

また、調べにより、乙地で戸籍を置く張氏が 2003 年から、営業免許を取得せず、営業場所もない状況の下で、甲地で民家を借り、これを偽造冒用低圧電器の生産拠点とした上で、偽名で経営活動を行っていたこと（注文が全て電話で行われ、張氏自らが製品を配達し、領収書なしの現金取引が行われていた）がわかった。張氏が取引先情報と販売関連情報の提供を拒み、帳簿、領収書等の経営資料も入手できなかったため、法執行人員は、違法所得を確認できなかった。

本件の審理では、以下の 3 種の意見が見られた。

意見その一：張氏の行為は、製品品質法第 30 条、第 37 条でいう「生産者、販売者は原産地、他人の製造者名、住所を偽造してはならない」という規定に違反するため、同法第 53 条により、「製品原産地、他人の製造者名、住所を偽造し、認証標識など品質標識を偽造、冒用する場合には、違法に生産、販売する製品を没収し、且つ違法生産、販売製品の販売額と同額以下の罰金に処する。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する」との処罰を下すべきである。

意見その二:他人の製造者名と住所を冒用する製品を生産販売する張氏の違法行為を追及する必要があるほか、人体の健康、生命と財産の安全を保障する国家標準、産業標準に適合するか否かを検査し、係争製品の品質状況をも検討する必要がある。また、張氏の行為は、製品品質法第 26 条の規定にも違反するため、同法第 49 条の規定により、係争製品を没収できる。

意見その三：認証認可条例第 67 条、「目録に掲げる製品を認証せずに無断で出荷、販売、輸入又はその他の経営活動において使用する行為に対し、是正を命じるとともに、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。違法所得がある場

合、違法所得を没収する」との規定により、CCC 認証を経ずにして製品を生産販売する行為については、CCC 強制的認証を取得しない行為であると認定しなければならない。

本件を製品品質法第 49 条に基づいて重罰する必要がある。理由は以下のとおりである。

分析その一：本件では、2 つの違法行為が存在する。

行政処罰の対象は違法行為であり、行為がなければ処罰されない。生産と販売行為の対象は同一製品であるため、本件では 2 つの行為、即ち強制認証を経ていない不合格製品を生産（出荷）する行為と他人の製造者名、住所を冒用する行為が罰せられるべきである。

分析その二：生産（出荷）行為と冒用行為の処理

外装には他人の製造者名と住所が無断で使用されているため、製品品質法第 53 条によって処罰できる。生産された低圧電器が国家の強制的な標準に適合しないため、製品品質法第 49 条に基づいて処罰できる。両行為を見ると、低圧電器生産行為が全ての偽造活動の前提となっており、それによって偽造活動の対象物が提供されたため、偽造活動全体から見れば、一つの手段行為であると認められる。これに対し、他人の製造者名と住所を冒用する行為は、その目的が消費者に張氏が生産する低圧電器が他人の製品であることを誤認させるにあり、他人のブランド、信用を利用することで、販売という目的を達成しようとするため、偽造活動全体から見れば、一つの目的行為であると認められる。低圧電器生産行為と他人の製造者名と住所を冒用する行為の間には、内在的な関係が存在しており、ともに他人の製造者名、住所を冒用する低圧電器の生産販売を構成した。このような関連関係にある 2 つの違法行為を如何に処理すべきかについては、行政処罰法には関連規定が置かれていない。刑法の伝統理論からは、法律ではその他の特別な規定がない場合、罪を併合し、その最も重い罪について刑を定めるという原則があるように、行政処罰についても違法行為と関連の処罰が相応する原則により、違法行為を併合し、最も重い処罰により処理すべきである。よって、本件の場合、処罰が比較的に重い製品品質法第

49 条の規定が適用される。

分析その三：強制認証を経ていない不合格品を生産（出荷）する行為の処理

低圧電器について強制認証制度が実施されるようになった後、国家標準に適合しない低圧電器を生産（出荷）する張氏の行為は、強制認証を経ていない不合格品を無断で出荷するという結果をもたらした。つまり行為者が一つの違法行為を実施するが、2 つの異なる違法行為の構成要件を満たす結果となる。 1 つの行為には多数の違法性が存在することにより、複数の確定処罰が認められることは、違法行為を関連処罰と相応させるという原則に反する恐れがある。そのため、法律ではその他の特別な規定がない場合における競合関係にある違法行為の処理について、違法行為を併合し、最も重い処罰によって処理するとの原則に従うことは、適切である。認証認可条例 67 条の規定に比べ、製品品質法第 49 条が違法製品の没収、営業免許取消等の処罰規定を盛り込んでいるため、本件は、最も重い処罰である製品品質法第 49 条に従って重罰される必要がある。

案例２

品質監督管理部門の法執行人員は、ある会社が販売するイゲリット製排水用材料に対し抜き取り検査を行った。一ヵ月後、不合格という検査結果が出されたが、既に 800 メートルのイゲリット製排水用材料が同会社によって販売されてしまった。

評釈：中国では、製品の回収に関する立法が存在する。近年制定されたものとして、主に次のようなものがある。2004 年 10 月 1 日により施行する「自動車欠陥製品の回収に関する管理規定」、2007 年 8 月により施行する「児童玩具の回収に関する管理規定」、「食品の回収に関する管理規定」、2007 年 12 月 12 日により施行する「薬品の回収に関する管理弁法」等がある。しかしこれら規定はすべて部門規章であり、立法レベルが低く、権威性が弱い。のみならず、これら部門規章は特定の製品を対象としているため、適用範囲が狭い。そのため、その他の、人体の健康に危害を与える危険性がある製品、たとえば家電製

品、公共サービス施設等のものの回収については、法は、明確に規定していない。「公法が与える権限のみ執行できる」ことを法執行の準則とする法執行主体は、本件につき、法執行根拠がない状況に置かれる。

2.2.5. 品質監督管理部門の法執行状況及び存在する問題

法執行の実践では、品質監督管理部門は、合法な権利利益の維持困難、行政処罰処罰種類の選択困難、処罰決定の執行難、法執行主体摘発難などの問題に直面する。

困難点その一：前述した案例２のように、法執行人員は、抜き取り検査不合格の決定が出される以前に販売された製品について、回収を命じることができないため、消費者の合法な権利利益を維持できない。

困難点その二：ある飲料工場が廃棄のポリエステルプラスチックを原材料に加工した飲料容器を使用する行為は、その他の偽物製品よりも人体の健康にもたらす危害が大きいため、厳罰される必要があるが、法は、この行為を特定しておらず、違法製品の没収など特別な厳罰規定も置いていない。

困難点その三：ある個人経営者は認証を取得せず、無断でエアコンプレッサーガスタンクを生産し、高額な利潤を上げたため、行政処罰を受けた。しかし、同個人経営者は法意識が薄く、行政処罰と裁判所の強制執行を無視して再犯を繰り返した。

困難点その四：ある加工拠点が営業免許、衛生許可証を有していないにもかかわらず、飲用水を生産したため、食品生産の源を監督管理する責任にある品質監督管理部門は事件を重く見て、加工拠点を取締るよう工商行政管理部門に求めたが、加工拠点がその間、密かに移転した。

困難点その五：刑法によれば、偽物製品生産販売行為については、販売金額が５万元に達しなければ、刑事責任が追及されない。しかし、偽物取締の実践を見ると、偽物商品の流通を容易に発見できるものの、現金で取引される偽物製品が多いため、販売金額を立証するための証拠収集が極めて難しい。そのため、大量な偽物製品生産販売案件は刑事案件として立件されていない。また、

偽物製品の年間生産販売総額が 5 万元以上でも、偽物製品の製造者が通常、注文に応じて偽物製品を生産するため、現場で偽物製品が差し押さえられても、総額が 5 万元に達するケースが稀である。さらには、偽物生産販売者違法行為の巧妙化により、注文に応じて偽物製品を一回限りで生産販売した後、生産販売拠点を移転するため、大量の偽物製品が一気に差し押さえられる恐れがほとんどない。そのため、偽物の生産販売を長年営む者に対し、法により相応な刑事責任を追及することができない。

法執行にあるこれら困難の背後には、次の原因がある。①立法に遅滞と欠陥が存在する。たとえば、生産販売者に対し如何に製品回収制度を実施させるかについては、法は明確に規定していない。そのため、「公法が与える権限のみ執行できる」ことを法執行の準則とする法執行主体は、偽物製品生産販売行為について法執行根拠を見出せない状況に置かれる。②行政法執行体制には支障が存在する。行政法執行部門の間には協調がかけるため、職権の交差が存在し、同一の違法行為につき、多種の異なる法執行根拠があるため、客観上執行難を引き起こしている。③関連法律知識の普及・周知がないため、一部の生産販売者の法意識が薄く、品質技術監督管理関連の法律法規が存在するものの、違法行為を予防するという目的が実現されていない。④偽物製品生産販売する者に対する行政法執行部門の取り締まり活動と処罰の抑制力が弱く、偽物製品生産販売行為を処罰するものの、行為者に決定的な打撃を与えておらず、処罰により受けた「損失」を奪還するための再犯を規制できているとはいえない。⑤現行の偽物製品取締活動の多くは、対物的に行われ、これに対し偽物製品生産販売者が受ける抑制力のある処罰が多くない。多くの案件は行政処罰にとどまり、司法機関に移送するケースが稀である。

2.3. 倉庫・輸送領域での偽造冒用行為に対する監督管理

偽物製品生産販売嫌疑がある案件の 84％は、偽物製品を保存、輸送する段階で取締られるものである。

2.3.1. 違法主体

主に倉庫業者、輸送業者である。

2.3.2. 違法行為

偽造冒用行為を実施するためであると知りながら、生産経営場所又は倉庫を提供する行為。

借家を偽物製品の倉庫とする問題は近来、顕在化しつつある。偽物製品に対する取締活動が強化されるにつれ、偽造冒用行為が分散して行われるようになった。中でも家屋の賃貸を重要な収入源の 1 つとする市民が近年増えるようになったため、借家を偽物製品の倉庫とするケースが増え、調査、取締にさらに困難をもたらしている。行政調査は家宅捜査が難しいため、借家を偽物製品の倉庫とする違法行為がさらに隠蔽性を増す。また、借家が当地の民衆と直接な経済利益にあるため、法執行が行われる際、法執行人員は、真相不明な市民と摩擦を生じる可能性があり、取り締まりに困難が予想される。

各行政部門の職権範囲と法根拠

<table>
<tr><th>法執行主体</th><th>行政処罰</th><th>法根拠</th></tr>
<tr><td>生産領域：
品質監督管理部門</td><td rowspan="2">違法所得の没収、罰金</td><td rowspan="2">製品品質法第 61 条　本法の規定により生産、販売を禁止する製品に属していることを知り又は知りえべきであったにもかかわらず、輸送、保管、貯蔵等の利便条件を提供し、又は偽物を正規品に代替する製品に偽物生産技術を提供する場合、輸送、保管、貯蔵又は偽物生産技術の提供により得た収入の全てを没収し、且つ違法収入の百分の五十以上三倍以下の罰金に処する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。</td></tr>
<tr><td>販売領域：工商部門</td></tr>
</table>

2.3.3. 代表的な案例に関する検討

案例：貯蔵の利便を提供する貸主の責任

再犯を繰り返す権利侵害嫌疑者が第一次摘発を受けた後、工場所在地を移転

した。その後第二次摘発を受けた後、権利侵害品の保管場所を借家にかえた。こうして摘発から逃れるため絶えずに生産場所、倉庫をかえることは権利侵害嫌疑者の主な行為特徴の１つであった。偽物製品権利侵害事件では、経営場所又は倉庫を提供する貸主に対し、責任を追及することができるかどうかについて検討する必要がある。

1）　偽物製品権利侵害行為を知りながら、生産経営場所又は保管場所を提供する場合、権利侵害を構成し、責任が追及されなければならない。製品品質法第 61 条は、偽物製品権利侵害行為を知り又は知りえべきであったにもかかわらず、輸送、保管、貯蔵等の利便条件を提供する者に対し、処罰規定を設けた。また、浙江省製品品質監督条例第 33 条は、生産場所の提供が輸送、保管、貯蔵の提供と同様、処罰されるべき違法行為に属すると規定している。商標法実施条例第 50 条第 2 項は、他人の登録商標専用権の侵害に故意に貯蔵等の利便を提供する場合、権利侵害を構成すると規定している。さらに、知的財産権侵害刑事案件の処理にかかわる具体的な法適用の若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈第 16 条は、犯罪の実施に供するためであることを知りながら他人に生産経営又は貯蔵の利便を提供する行為が共同犯罪を構成することを明確に定めた。よって、貸家は権利侵害行為の実施に供するためであることを知りながら権利侵害嫌疑者に生産経営の場所又は倉庫を貸す場合、権利侵害を構成する。

2）　「偽物製品権利侵害行為を知っていた」という要件をどう証明するかは、実践では問題となる。上記法律規定によれば、貸主の責任を追及するには、貸主には権利侵害嫌疑者が権利侵害行為を実施することを知っていたことが前提となる。しかし、実践では、どのような状況が「偽物製品権利侵害行為を知っていた」であると認定されるかについては、法は明確な規定を置いていないため、ケースによっては、異なる判断がなされる可能性がある。

関連判例として、*CHANEL v. 北京秀水街服装市場有限公司*

*（(2006）高民終字第 334 号）*事件を参考にあげられる。同事件は、原告である CHANEL が被告が貸し出す露店で原告商標を侵害する商品を発見し、被告に権利侵害を制止するよう通知したが、その後商標権侵害商品を再度発見したため、被告を共同侵害として裁判所に提訴したものである。二審裁判所である北京市高級人民裁判所は、上記「通知」事実を「権利侵害行為を知っていた」ことを証明する重要な証拠であると認定した。

３） 本件では、権利侵害嫌疑者は、借家（民家）を利用し権利侵害再犯行為を繰り返した。家宅捜査は従来から、工商部門又は品質監督管理部門の法執行における難点の 1 つである。憲法第 39 条によれば、市民の住居は侵害されない。違法捜査または住居の違法侵入が禁止される。刑事訴訟法は、偵査機関に法により家宅捜査を行える権限を与えている。また、民事訴訟法は、家宅捜査を行うには、裁判所が発行する捜査令が必要となることを定めている。上記規定のほか、行政法執行部門がどのような状況で家宅捜査を行えるか（特に住民又は不動産所有権者が家宅捜査を拒んだ場合）については、法は規定を置いていない。

実践では、家宅捜査を実施するため、次のような二通りのやり方がある。1 つは品質監督管理、工商などの行政部門は、公安部門に協力を求め、共同にて家宅捜査を実施する方法（公安部門が持つ偵査権を利用する形である）である。もう 1 つは、行政法執行機関は、事前に調査することで、当該住宅が違法製品を生産、販売する経営場所であることを確認した後、家宅捜査を実施する方法である（住宅を生産経営場所と認定する江蘇省徐州市中級人民裁判所（2003）徐行終字第 12 号行政判決書を参照）。

４） 本件では、偽造冒用を繰り返す権利侵害嫌疑者の行為は、違法情状が重大であると認めるべきで、第三次処罰を命じる際、重罰を適用しなければならない。しかし「違法情状が重大である」ことが処罰によっていかに具現されるかは問題となるが、これは、行政機関が行政処罰

2.3.4. 品質監督管理部門の法執行状況と存在する問題点

第一に、利益追求と地方保護の存在。偽物の氾濫が当地の市場を一時ではあるが、振興させる作用にあり、また、市場周辺の倉庫、輸送、飲食等の関連産業と連動することで、当地の経済を発展させる一面がある。そのため、次の事件があるように、法執行部門を含め、一部の地方政府は、偽物の生産流通が地方財政に資することを見込んで、これを放任する傾向にある。ある企業の偽物摘発業務を担当する職員がとある地方の関連部門に対し、当地市場で流通される偽物製品を取締るよう申し立てたが、同部門が企業に 10 万元の立案費用を要求した。このような極端な事件が地方によっては決して珍しいことではない。

第二に、法は、不動産賃貸業者、倉庫業者と輸送業者に通報義務、ならびに関連義務を履行しない者に対する処罰措置を規定していない。将来、次のような内容の規定は行政法規に盛り込まれることが望ましい。「不動産賃貸業者は、不動産に対する借主の利用状況を監督しなければならない。不動産が偽物製品の生産、保管、販売に利用されていることを発見した場合、不動産賃貸業者は、工商行政管理部門又はその他の関連部門に直ちに通報しなければならない。倉庫業者と輸送業者は、製品の保管、輸送役務を提供する際、対象製品が偽物製品であることを発見した場合、保管、輸送役務の提供を拒絶し、且つ品質監督管理部門、工商行政管理部門に通報しなければならない」。

2.4.　販売領域での偽造冒用行為に対する監督管理

2.4.1. 違法主体

販売者とは、卸売り業、小売業に従事する単位又は個人を指す。

2.4.2. 違法行為

- デッドコピー
- 偽造冒用製品を販売する行為
  1）　人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しない製品を販売する行為
  2）　雑物、偽物混入製品、偽物を正規品に代替する製品、粗悪品を良品に代替する製品を販売する行為
  3）　不合格製品を合格製品に偽り、販売する行為
- 不正競争行為
  1）　販売領域において、知名商品が特有する名称、包装、デザインを無断で使用する行為。又は知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで、混同を引き起こし、消費者に知名商品であることを誤認させる行為
  2）　販売領域において、知名企業の製造者名又は氏名を無断で使用し、他人に知名企業の商品であることを誤認させる行為
- 品質標識、原産地、他人の製造者名と住所を偽造冒用する製品を販売する行為

2.4.3. 各行政部門の職権範囲と法執行根拠

「品質監督管理」行政職権の行使問題については、前述した通り、国務院弁公庁国弁発（2001）56 号公文によれば、「従来国家品質技術監督局の担当であった流通領域における商品品質監督管理の職能を国家工商行政管理総局の所

轄とする」ことが決められ、つまり、品質監督管理部門と工商行政管理部門の製品品質監督管理にかかわる職責行使は、原則上、生産領域と流通領域によって区分されることとなった。なお、「国家工商行政管理総局が流通領域における商品品質監督管理の職責を行使する際、**生産領域に属し、生産によって引き起こされた製品品質問題**を発見した場合には国家品質監督検査検疫総局に移送する」。

表：販売領域における偽造冒用行為行政法執行及び関連法根拠

違法行為	法執行主体	行政処罰	法根拠
人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しない製品を販売する行為	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法第 49 条
販売される製品の中に雑物、偽物を混入する、偽物を正規品、粗悪品を良品と代替する、不合格品を合格品と詐称する	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法第 50 条
原産地を偽造する、他人の製造者名と住所を偽造冒用する	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法第 53 条
認証標識など品質標識を偽造又は冒用する	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法第 53 条
法に基づいて行われる製品品質監督検査を拒絶する	工商部門	警告、営業停止命令、営業免許取消	製品品質法第 56 条
専ら偽物製品の生産に用いる原材料、補足材料、包装物、生産道具を生産する	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法第 60 条
デッドコピー（正規品と完全に一致する又はほぼ一致する偽物製品を販売する行為、同行為は偽物製品と偽物商標にもかかわる）	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	製品品質法
		権利侵害製品と専ら権利侵害製品の生産、登録商標標識の偽造に用いる道具を没収、廃棄し、且つ罰金を科す	商標法第 53 条

一般的な商標権侵害行為	工商部門	権利侵害製品と専ら権利侵害製品の生産、登録商標標識の偽造に用いる道具を没収、廃棄し、且つ罰金を科す	商標法第 53 条
知名製品が特有する名称、包装、デザインを無断で使用し、又は知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで混同を引き起こし、消費者に知名商品であることを誤認させる	工商部門	違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許を取り消し	不正競争防止法第 21 条
知名企業の製造者名又は氏名を無断で使用することで、他人に知名企業の製品であると誤認させる行為	工商部門	違法財物、違法所得を没収し、罰金を科す。営業免許取消	不正競争防止法第 21 条、製品品質法第 53 条

2.4.4. 代表的な案例に関する検討

流通領域で偽物嫌疑製品を摘発したため、「職権範囲外」として当事者に提訴される品質監督管理部門は、流通領域において果たして職権を行使できるか。

案例１：*広州某貿易会社　v.　広州市内の区品質技術監督局*　行政訴訟事件

被告である広州市内の区品質技術監督局は申立により、原告である広州某貿易会社が借りる倉庫に対し調査を行い、そこには某知名企業の社名が付された自動車部品及びそのダンボール、標識、プリンターが保存されていることを発見したため、同日上記偽物嫌疑製品を差し押さえた。その後、権利者が提出する鑑定証明書は差し押さえられた製品が権利者自身が製造するものではなく、権利者が有する知名商標と商号を冒用するものであることがわかった。

本件一審裁判所は、他人の製品を偽造する嫌疑がある原告の製品に対し行う被告の職権行為が合法であるとした。本件二審裁判所は、被告が流通領域において製品品質監督管理の職責を有しないとし、一審判決を破棄し、被告に対し差押決定を取消すよう判決した。

分析その一：本件が流通領域に属する事件であるかどうか

本件では、二審裁判所は、「係争自動車部品が原告によって輸入されたものであり、ダンボール、製品標識、標識印刷用プリンターなどは輸送中、製品の外装が毀損されることによる返品の損失を防ごうとし、購入先によって提供されたものであると証明するため、原告は当該貨物の輸入貨物税関届出書類及び購入先の証明を提供した」と指摘し、「被告は、検査の際に原告の倉庫に係争物品を発見しただけで、その他自動車部品を加工・梱包する行為を発見しなかった。原告は、係争自動車部品の輸入業者として、その輸入した自動車部品が流通領域の製品であり、且つ被告者は、倉庫に保存された係争自動車部品包装用ダンボール、製品標識、標識印刷用プリンターにつき、リーズナブル的な解釈を行った。故に、被告は、原告には生産領域の不法行為に属する梱包行為があると推定したことは、証拠不足である」と判断した。

分析その二：被告が流通領域において製品品質監督管理職権を有するかどうか

これについては、本件二審裁判所は、次のように判断した。つまり、製品品質法第 8 条及び 56 号公文書の規定によれば、従来国家品質技術監督局の担当であった流通領域における商品品質監督管理の職能が国家工商行政管理総局の所轄となったため、被告が流通領域において製品品質監督管理職権を持たなくなった。

案例２：「王朝」ブランド赤ワインを偽造する嫌疑があるとして市場で同偽物製品を摘発したため、「職権範囲外」として当事者に提訴される江蘇省内の品質技術監督局品質監督局は、流通領域において取締を行えるか。

裁判所の判断:行政職権法定の原則により、行政機関の行政管理と法執行権限は、法によって明確に授権される必要がある。偽造冒用行為摘発職責の区分について、偽物製品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例第3条第2項は、「県以上の品質監督管理部門、工商部門は法定職責に基づいて偽物取締業務を執行しなければならない」と規定している。よって、製品品質監督管理部門には、偽物製品生産販売行為に対し監督管理、取締を行う法定権限を有する。56号公文と57号公文は、従来国家品質技術監督局の担当であった流通領域における製品品質監督管理の職能を国家工商行政管理総局の所轄としたが、製品品質監督管理と「取締」とは、一定の関連性を有しながらも明らかな区別が存在する2つ異なる類型の行政職責であるため、上記国務院の規定があるからといって、流通領域における従来品質監督管理部門が有する「取締」という職責も工商部門の所轄となったとまでは解釈することができない。そのため、上記国務院の規定を、品質監督管理部門が流通領域において従来有する「取締」の職責を否定する法根拠とすることができない。原告は、被告である品質技術監督局品質監督局が偽物嫌疑がある製品に対し行う取締が職権を超えた違法行為であると主張するが、これを支持できない。

評釈:国家品質監督検査検疫総局が生産領域における製品品質監督管理の職責を担当し、国家工商行政管理総局が流通領域における製品品質監督管理の職責

を担当することを明確に定めた 56 号公文と 57 号公文が公布された後、各地で行政機関の「越権」行為が大量に発生し、これに関する議論も絶えることがなかった。

各地の行政法執行と裁判の実際を見ても、流通領域における工商行政管理部門と品質監督管理部門の職権範囲、法適用の問題について判断が分かれている。

観点その一：「品質監督」と「取締」を区別して判断する必要がある

案例２の裁判所が判示したように、「品質監督」と「取締」とは、一定の関連性を有しながらも明らかな区別が存在する 2 つ異なる類型の行政職責である。56 号公文と 57 号公文は、従来国家品質技術監督局の担当であった流通領域における「製品品質監督管理」の職能のみを国家工商行政管理総局の所轄としており、流通領域における従来品質監督管理部門が有する「取締」という職責も工商部門の所轄となったとまでは解釈できない。のみならず、56 号公文と 57 号公文を、品質監督管理部門が流通領域において従来有する「取締」の職責を否定する法根拠とすることができない。56 号公文の「主な職責」第（十一）号と 57 号公文の「主な職責」第（四）号は、両部門が「取締」という法定職責を有すると規定している。しかし両部門が有する職責の行使について明確な区分をしていない。一部の地方法規の授権により、県以上の品質監督管理部門と工商行政管理部門は、ともに「取締」の行政職権を有する。

観点その二：流通領域において取締を執行する品質監督管理部門に対する司法審査

2003 年 12 月 1 日、湖北省高級人民法院宛ての「製品流通領域における品質監督検査検疫部門の行政管理職権を如何に認定するという問題に関する最高人民法院の返答」が公布された。同返答は、流通領域における品質監督管理の職権が品質監督部門に属しないとしながら、「品質監督管理部門が取り扱う案件は事実が明晰で、確固たる証拠を有し、手続が合法で、しかも生産領域が引き起こした製品品質問題に属する場合、品質監督管理部門が職権を行使できる」とした。

製品品質監督管理の強化は消費者権利利益の保護、市場経済秩序の維持に重

要である。司法実践では、品質監督管理部門は行政職権を行使し、具体的な行政行為を行う際、製品品質法を違法行為認定と行政処罰の法根拠とする場合がある。しかし、品質監督管理部門は、「品質技術監督行政処罰決定書」の「処罰事由」欄において、処罰対象の係争物品が偽物製品であることを明確に認定しており、また、ほとんどの場合、行政訴訟においても、行使されているのが「取締」職責であることを挙証できている。そのため、市場経済秩序を維持し、偽造冒用行為を効果的に摘発するという観点から、裁判所は、偽造冒用の事実が客観的に存在すること、品質監督管理部門の行政手続が合法で、下される行政処罰が合法であることを審理によって認定できれば、職権範囲を問題視するべきではない。それは、生産であろうと販売であろうと、偽造冒用行為である以上、権利者と消費者の合法な権利利益、正常な市場経済秩序に危害を与えるものであることにかわりがなく、法により厳しく摘発すべきである。現行する法律法規と国の政策規定によれば、品質監督管理部門と工商行政管理部門のいずれも偽造冒用行為取締の権限を有している。そのため、適用される法律が同一で、採用される処罰基準も統一されている以上、同権限の執行主体にこだわる必要性を見出せない。

2.4.5. 品質監督管理部門の法執行状況及び存在する問題

流通領域での品質監督管理は、多様性、複雑性、時効性、技術性の特徴を併せ持つため、監督管理法執行に困難を増幅させた。主に以下のような「3 つの難点」が存在する。

まずは、法根拠を特定しにくい。製品品質監督管理分野では、多数の法律法規が存在している。たとえば、製品品質法、消費者権利利益保護法、種子法、商標法、不正競争防止法、標準化法、投機売買行政処罰暫定条例などがそれである。1 つの案件は上記複数の法律にかかわる可能性がある。

次には、品質鑑定難の問題が存在する。流通領域における製品品質の鑑定には、依然として外観比較、質比べなどの古い方法が使われている。これら鑑定方法は、もはや新しい技術、工芸を使った偽物製品の鑑定に役に立たない。鑑

定手段には限りがあるため、流通領域において偽造冒用嫌疑がある製品を発見した場合、関連部門、鑑定機構に鑑定を依頼する方式が多く使われる。しかし、鑑定依頼の場合、所要時間が比較的に長いため、違法活動の即時摘発に支障をもたらしている。また、製品の種類によっては行政法執行の基準が大きく異なるため、品質鑑定に困難が伴う。

最後には、処罰難の問題が存在する。処罰種類の一種である罰金を例にあげると、現在、強制的な手段が講じられていない指定口座銀行振込が罰金の支払い方式として採用されているが、罰金額が少ない場合、威嚇の目的が達成できないが、これに対して罰金額が高額な場合、処罰逃げされる可能性がある。

2.5. 品質監督管理部門の法執行状況に関する分析

2.5.1. 職責範囲と法執行の法根拠

56 号公文と 57 号公文が公布された後、品質監督管理部門が生産領域での製品品質問題を監督管理し、工商部門が流通領域での製品品質問題を監督管理するとの原則が決められた。

実践では、製品の生産領域と販売領域が必ずしも厳格に区画できるものではない。裁判所は、これら問題にかかわる行政処罰案件を審理する際、具体的な事実に立脚した審査と分析が必要で、職権法定の原則を堅持し、品質監督管理部門に法執行根拠の挙証責任を負わせると同時に、製品品質監督管理の法定職責の積極的な履行を充分に考慮した上、案件審判の法的効果と社会効果を維持しなければならない。生産領域と流通領域の確定が明らかに困難で、関連行政機関によってすでに受理され、摘発された案件については、職権範囲が問題視されるべきではない。品質監督管理において偽物製品を発見した場合、品質監督管理部門がこれを摘発し、工商部門が協力する。商標、経済契約、市場等の監督管理において偽物製品を発見した場合、工商部門がこれを摘発し、品質監督管理部門が協力する。品質監督管理法律法規のみならず、工商行政管理の法律法規にも触れる案件については、先に立案したものが摘発するという原則に

基づいて処理されるべきである。その際、品質監督管理部門と工商部門は事件解決のため、互いに協力しなければならず、同一違法行為につき、重複処罰を避け、責任の押し付けをしてはならない。

特定分野市場取締活動における行政法執行権限の認定について

56 号公文は、その「主な職責」部分で、品質監督管理部門が製品品質監督管理の主管部門として、「法により、標準化、計量、品質などの法律法規に違反する行為の取り締まりを組織し、偽造冒用活動を摘発する」職責と、「国務院が指示するその他の事項を引き受ける」職責を有することを規定している。一部の省人民政府の規定も、「省品質技術監督部門は、・・・法により各類型の通報案件を受理し、摘発しなければならず、省政府によって主宰が授権された特定分野市場取締活動を組織し、展開しなければならない」ことを定めている。これら国、省によって統轄され、展開される特定分野市場取締活動に起因する行政訴訟事件を審理する際、裁判所は、訴訟対象である行政行為の法根拠について特に審理する必要がある。製品品質法に基づいて事実認定、処罰がなされた場合、法には別途規定がある場合を除き、国務院と各省人民政府が出した行政処罰権の授権を意味する決定・通知を特に考慮する必要がある。

2.5.2. 案件処理の一般的な流れと方式

1）　現場処罰案件

違法事実が明白で、簡単な案件の場合、品質監督管理法律法規と規章により処罰を与えるべき違法行為について、違法行為が発生する現場で個人に対しては 50 元以下、法人又はその他の組織に対しては 1000 元以下の罰金又は警告に処することができる。

2） 現場処罰手続

3） 一般手続

➢ 以下に掲げる情況がある場合、立案しなければならない。

① 監督管理において、行政法責任を追及する必要があること（現場処罰を除く）を発見した場合

② 市民、法人又はその他の組織の申立により、初歩的な調査を経ることで、行政法責任を追及する必要がある場合

③ 関連部門より移送され、且つ行政法責任を追及する必要がある場合

④ 同級政府又は上級部門が処理を指示する場合

⑤ その他立案する必要がある場合

➢ 立案案件の処理手続

４） 行政処罰の執行

- 行政処罰決定書が一旦送達されると法的効力が生じ、行政処罰対象が行政復議又は訴訟を提起しても、執行が中止されない。
- 法により 20 元以下の罰金又はその場で納めさせなければその後執行困難となる場合、法執行人員はその場で罰金を徴収できる。
- 当事者が期限を過ぎても行政処罰決定を執行しない場合、品質監督管理部門は、以下のような措置をとることができる。

① 期限を過ぎても罰金を納めない場合、毎日百分の三の率で罰金を追加する。

② 法により、封印、差し押さえた財物を競売に出し、罰金額にあてる。

③ 裁判所に強制執行を申請する。

5） 行政強制措置

- 証拠滅失する恐れがあり、又はその後取得困難な場合、品質監督管理部門責任者の許可により、事前に登記保存し且つ 7 日以内に遅滞なく処理決定を下すことができるほか、品質監督管理法律法規により、証拠を封印保存し又は差し押さえることができる。
- 登記保存、封印保存又は差押を実行する際、｢登記保存（封印保存）(差押)通知書｣、関連リストを作成の上、当事者に署名又は捺印してもらう必要がある。

6） 通報

- 製品品質に関する通報

① 通報人は、有効な領収書、契約書、製品サンプル、被通報人の名称、住所などの関連資料を如実に提出しなければならない。

② 初歩的な審査により違法行為を確認した場合、取締りを組織し且つ行政処罰を行う。違法を構成しない場合、調停を行う。品質監督管理部門管轄範囲外の案件については、関連部門に移送する。

③ 処理結果を通報人に通知する。

7） 申立

- 申立人が提供する情況は真実、詳細なものでなければならず、申立人が企業である場合、営業免許、商標登録証書、製品標準及び相応な証書など有効な法文書の写しを提供しなければならない。申立依頼を受けた法律事務所、コンサルティング会社などの機構は、相応な授権委任証明を提出しなければならない。
- 初歩的な審査により違法行為を確認した場合、取締りを組織し且つ行政処罰を行う。
- 案件を処理する過程において、権利侵害を受ける企業は相応な鑑定証明資料を提出する義務を負う。

8） 製品品質監督管理部門及びその法執行人員の権利と義務

- 権利

① 品質監督管理法律法規、規章に違反する嫌疑がある活動を営む当事者の場所に対し、現場調査を実施する。

② 当事者の法定代表者、主な責任者とその他の関連人員に対し、品質監督管理法律法規、規章に違反する嫌疑がある活動の関連情況を調査し、把握する。

③ 契約、領収書、帳簿及び当事者に関係のあるその他の関連資料を検閲し、複製する。

④ 人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しないこと又はその他重大な品質問題があることを認められる根拠がある製品、ならびに同製品の生産、販売に直接に用いられる原材料、補助材料、包装物、生産道具に対し、封印又は差押を行う。

⑤ 法が規定するその他の権利。

➢ 義務

- 行政法執行を行う際、２人以上の法執行人員が参加し、且つ法執行人員身分証明を提示し、統一された制服を着装しなければならない。
- 行政法執行を行う際、秘密保持する必要がある事項については、守秘しなければならない。
- 封印保存措置をとる際、以下の規定を遵守しなければならない。

① 固定形式の「封印保存通知書」を持参しなければならない。

② 当事者に対し現場で立会いするよう通知しなければならない。当事者が立会いを拒否する場合、当地関連組織に対し、人を派遣し立会いするよう通知することができる。

③ 封印保存の財産（物品）については、法執行人員は、当事者とともに点検しなければならない。

④ 封印保存の財産（物品）については、行政機関はこれを善管し、現状維持し、使用、交換、毀損してはならない。

⑤ 当事者の行為が違法を構成しないことが調査により明らかになった場合、直ちに封印保存を解除しなければならない。

- 当事者の陳述と異議申立を尊重し、当事者の合法な権利利益を保護する。
- 法執行人員が当事者と直接的な利害関係にある場合、忌避しけなればならない。

９）　当事者の権利

- 当事者は、上記法執行手続によって明確にされた陳述、異議申立、行政復議、行政訴訟提起、証拠聴取会申請等の権利を享有するほか、法により以下の権利も有する。
- 法執行人員に対し、身分提示を求める権利を有する。
- 案件と利害関係にある法執行人員、案件を受理する者、案件を審理する者、証拠聴取を主宰する者に対し、忌避を求める権利を有する。
- 封印、差押等の行政強制措置が行政機関及びその職員によって違法に行使されることで損害を受けた場合、中華人民共和国賠償法第４条の規定により賠償を求める権利を有する。

１０）法執行期限

一般に３ヶ月以内に案件を終結させなければならない。特殊な情況により期間内に案件を終結できない場合、上級品質監督管理部門の許可により案件処理期間を適切に延長できる。

案件の出所
監督・抜き取り検査
通報、申立
上級部門が指示するもの又は他の部門より移送されたもの
法執行証明を提示し、忌避権利を告知した上、検査を行う
違法嫌疑があるとして強制措置をとる
違法事実が明白で、簡単な案件
現場処罰
当事者に行政処罰決定が依拠する事実、理由、根拠、ならびに当事者が有する権利を告知（調査記録の中で告知する）
現場処罰決定書を作成
当事者がサインし又は捺印する。20 元以下の場合、その場で納入
処罰に不服の場合、行政復議又は行政訴訟を提起
取消
変更
維持
当事者の合法な権利利益に損失をもたらす場合
行政法執行機関が相応な賠償責任を負う
案件が複雑で期間を延長して案件を処理する必要がある。証拠を保全し、上級部門に期間の延長を申告する。
行政法責任を追及する必要があるもの、上級部門が指示するもの又は他の部門より移送されたもの、その他立案する必要があるもの
立案
法執行証明を提示し、権利を告知した上、調査し、証拠を収集
初歩的な処理意見を提出する。案件初審表（案件資料を含む）を作成し、審査書を提出
案件審査弁公室が二審を行う
案件審査委員会全体審議
所轄ではないため移送、違法行為が軽微なため処罰しない
当事者が法定期間内に履行しない場合、裁判所に強制執行を申請する
執行
7日以内に結案
事実明白で、確固たる証拠があり、法により処罰を与える場合、案件審査弁公室が告知
三日以内に新しい証拠がない場合、案件審査弁公室が処罰申告手続をする
案件審査弁公室が行政処罰決定書を作成し、審査する。
局長名義で発行
当事者に送付
審査し記録に残す
証拠聴取会を開く必要がある案件は、案件審査委員会が聴取会を組織

2.5.3. 実際の法執行に存在する不足と問題点

2007 年、中国品質監督管理部門は、計 21 万件の案件を立案し、摘発した。そのうち、現場処罰の案件は 9.5 万件あり、総価値 38 億人民元の偽物製品を押収した。

➢ 立法と法執行に問題があるため偽物製品取締りには限界がある

中国では偽物製品生産販売行為を規制する専門法は存在していない。関連規定が不正競争防止法、製品品質法、商標法等の法律法規に散在しているが、立法趣旨、立法背景が異なるため、これら法律法規は協調性をかけ、偽物製品取締に効果的な法的保障を確保していない。たとえば上記法律法規の関連規定は、偽物製品であることを知っていたことを偽物製品販売者責任追及の要件としているが、どのような基準で同要件が満たされるかについて、具体的に言及していない。そのため、同規定を責任逃れに使う違法者は後がたたない。また、行政処罰決定の執行については、法は行政法執行部門に銀行口座凍結、強制振込みの権限を与えていないため、履行拒否、財物隠匿をする違法者にとっては、行政処罰決定が一紙の空文である。

関連法律法規が厳密性、実行可能性に欠く。たとえば、製品品質法が定める処罰措置には具体性が欠くため、偽物製品を生産販売する企業の経営者の責任は追及されない。そのほかにも、証拠隠滅等の手段で法執行に対抗する偽物製品生産販売者をどう処置するか、偽物製品生産販売を繰り返し再犯する者をどう処罰するか、偽物製品生産販売拠点を通報する市民をどう奨励するか、などについては製品品質法は規定を置いていない。

現行する多くの法律法規は、法執行部門に差押、封印等の行政強制手段の行使権限を与えていない。法執行人員が偽物製品であることを知っても、関連鑑定部門の提供する鑑定結果がない限り、登記保存措置しかとることができない。これは、実質上偽物製品生産販売者に証拠隠滅の時間を与えることとなり、偽物製品取締りに支障をもたらすこととなる。法により処罰をしても、行政処罰

の額が低く、また司法機関移送の条件が満たされないため、違法者が被る違法リスクが低く、再犯を抑制できない。

➢ 権限が分散し、交差するため偽物製品取締に全体による合力が見られない

偽物製品生産販売行為を取締る政府部門には、品質監督管理部門、工商部門、薬品監督管理部門、煙草専売部門、衛生部門、公安機関などがある。これら政府部門のもつ権限が分散、交差しており、全体による合力を望めず、一部の地方では、各部門が各自の利益を図るため、職権の行使に齟齬が存在し、偽物製品取締に支障を与えている。なお、品質監督管理部門には「偽物製品取締業務協調チーム」が設置されているが、臨時的な連携機構であるため、組織力と協調能力が低く、統一性と権威性に欠けている。

2008 年 3 月、山東省臨沂品質監督管理部門は、李氏が経営するお菓子工場で工業用ブドウ糖を原材料に使うお菓子生産行為を摘発した。そして 3 ヵ月後、法執行人員は同一区域で、宋氏が経営するお菓子工場で同じ違法行為を発見した。調査により法執行人員は、工業用ブドウ糖が異なる地域の鄭氏によって供給されたものであることがわかった。しかし行政区画の制限もあって、掘り下げた調査が不便なため、供給者である鄭氏の責任を追及できなかった。

上記事例からわかるように、偽物製品生産販売は、3 つの部分、つまり劣悪原材料供給部分、劣悪製品生産部分と劣悪製品販売部分からなり、それぞれ独立しながらも有機的に結合し、取り締まりに耐える構造となっている。また、上記事例のように、場合によっては、これら 3 つの部分には多元構造、つまりそれぞれの部分には異なる行為者が異なる地域で共存している可能性がある。これは、偽物製品取締活動に次のような多大な支障をもたらす。①各品質監督管理部門の間には有効な連動メカニズムが形成されていないため、地域を跨る案件については効果的な処理協力を望めず、偽物製品生産販売行為を最大限に規制できない。②品質監督管理部門と工商部門の間には有効な連動メカニズムが形成されていないため、偽物製品生産販売の全体に対する同時しかも有効な取締りを望めず、上記 3 つの部分を同時に根絶させることができない。③それ

ぞれの行政部門の事業費が独立しており、各部門は収支の均衡を保つため、違法金額が少ない案件、省を跨る案件、異なる領域の案件について、余計な出費を節約するため、摘発協力に積極的ではない。その結果、摘発不徹底の状況が存在し、偽物製品生産販売を根絶できない。

- 案件の移送にかかわる規定が明確にされておらず、犯罪嫌疑のある案件の移送には問題が存在する

2001年7月9日、「犯罪嫌疑がある案件の行政機関による移送に関する規定」（国務院令第 310 号）は施行された。しかし案件移送の実施細則はなお明確にされておらず、移送の方式・方法、具体的な連絡単位、関連文書等については、明確な規定が出されていない。そのため、偽物製品生産販売の刑事移送率は依然として低い状況にある。

- 経費不足なため、偽物製品生産販売取締に限界がある

製品の検査鑑定作業は、偽物製品生産販売行為取締における最も重要な手続の1つである。行政法執行部門が摘発する偽物製品の種類が多く、価値に係らず、品質監督管理部門で比較的に高額な費用を払って、検査・鑑定を受ける必要がある。たとえば価値 100 元の扇風機の検査・鑑定費用は千元にも上る。財政困難な地方では、偽物製品取締基金もなく、押収した偽物製品を廃棄しなければならず、罰金収入が少ないため経費の支出を補うことができない。高額な検査・鑑定費用は、行政法執行部門が行う偽物製品取締活動に影響を与える1つ重要な要素となっている。

- 地方保護と行政干渉

一部の地方政府は、当地の経済利益を維持するため、経済発展と生産流通領域に対する監督管理の関係について偏った認識をもっており、市場に存在する偽物製品が当地の経済発展に影響するどころか、偽物製品を生産販売する当地の企業が地方財政に寄与すると考えがちである。また、企業の健全な発展を促す監督管理が企業を束縛するものであると認識しているため、政府又は紀律委

員会監察等の部門の許可を経てからでなければ、行政法執行部門は市場において偽物製品取締りを行ってはならないとされている。一部の地域の行政法執行部門は、行政申立を受理していなければ、偽物取締りを行うことが許されず、中でも当地の偽物生産販売者に対する摘発がほとんど講じられていない。

2.5.4. 問題解決のための提議

まず、地域に根付いた偽物製品取締活動をさらに推進し、区域総合管理を深化させ、根元から偽物製品生産販売を規制する必要がある。具体的には、偽物製品通報制度を健全させ、定期的に区域政府、街道委員会と貸主等に偽物製品取締案件の情況を周知し、偽物製品取締協力員チームを育成し、協力員に通報、管理協力の役割を発揮させる必要がある。

次に、情報建設を強化させる必要がある。偽物製品取締協力ネット、12365品質監督管理通報申立指揮系統を完備させ、積極的に通報を奨励し、「早期予防、早期発見、早期摘発」を実現させる。情報処理、案件出所分析を強化するとともに、意図的、有効的な取締りを行う。

第三に、部門間連動を強化させることで、法執行合力体制を作る。現在、偽物製品生産、保存、販売の各領域が有機的に結合されているのに対し、品質監督管理、工商、公安等の部門がそれぞれ独立して決まった職権を行使している。そのため、法執行には空白が存在し、偽物製品生産販売違法行為に対応しきれていない。法執行では、部門間連動を通じて、連合法執行を展開することで、監督管理合力を強化でき、監督管理の空白を補うことができる。具体的には、切実且つ有効な連動体制を作り、地域を跨る偽物製品生産販売行為を含め、各情況に対応した取締りを組織する。連動体制を作る際、重心を原材料供給、生産拠点と販売拠点の 3 つの部分におく必要があり、且つそれに基づいて各品質監督部門内部の連動体制、品質監督部門と工商部門、公安部門、裁判所など各部門間の連動体制を作る必要がある。偽物製品取締活動の経費も、統一して確保する必要がある。また、いくつかの法規は、偽物製品生産販売案件の処理に

ついて連動体制の内容を具現化した規定を盛り込んでいるが、基層各部門は、偽物生産販売監督管理実践において、関連規定を貫徹した業務連携をしているとはいえないため、偽物製品取締連動体制をとる際、これら法規を厳格に依拠する必要がある。

最後に、偽物製品生産販売案件の刑事移送を強化する必要がある。偽物製品生産販売行為を取締る最も効果的な措置は刑事罰であり、また中国における偽物製品生産販売の実態を考えても、これを抑制するには、行政法執行より強力な威嚇力をもった刑事移送が必要である。

2.5.5. まとめ表

問題	関連法規	問題の類型	分析と提議
生産と流通領域における品質監督管理部門が製品品質について有する監督管理の権限	**「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」：** 国家品質監督検査検疫総局が生産領域における製品品質監督管理の職責を担当し、国家工商行政管理総局が流通領域における製品品質監督管理の職責を担当する。	法規定が不明確	生産領域と流通領域の区分が不明確である。立法によって品質監督管理部門と工商行政部門が生産と流通領域における職責の分担を詳しく定める必要がある。
工商部門により品質監督管理部門に移送された生産領域が引き起こす製品品質の案件	**「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」：** 国家工商行政管理総局が流通領域において製品品質監督管理の業務を実行する際、生産領域に属し且つ生産領域が引き起こす製品品質案件を発見した場合、国家品質監督検査検疫総局に移送する。	法規定が不明確	まずは生産領域が引き起こす製品品質問題について明確な規定を置いていない。 次に、工商行政部門が案件をいかに品質監督管理部門に移送するかも明確な規定を置いていない。 立法により明確にする必要がある。
品質監督管理部門と工商部門が有する取締の権限と行政処罰の権限は一致しない	**中華人民共和国製品品質法第18条：** 県以上の製品品質監督管理部門は、既に取得した違法嫌疑がある証拠又は通報により、本法の規定に違反する疑いがある行為に対し取締を行う際、以下に掲げる職権を行使できる。 1）本法の規定に違反する疑いがある当事者の生産、販売活動の場所に対し、現場検証を行う。･･･ 県以上の工商行政管理部門は国務院が規定する職責範囲に基づき本法の規定に違反する嫌疑がある行為に対し取締を行う際、前項が規定する職権を行使できる。	法規定が不明確	製品品質法によれば、違法行為取締の側面では、品質監督管理部門と工商部門は生産と販売（流通）を分けることなく、ともに管理監督の権限を有する。 これに対し、行政処罰の側面では、両部門は56 号公文、57 号公文により、生産と流通に分けて職権を行使する必要がある。 これは取締と処罰の分段をもたらす原因となり、立法により正す必要がある。

	中華人民共和国製品品質法第70条： 本法が規定する営業免許取消の行政処罰は、工商行政管理部門が決定する。本法第 49 条ないし第 57 条、第 60 条ないし第63条が規定する行政処罰は、製品品質監督管理部門又は工商行政管理部門が国務院が規定する職権の範囲により決定する。行政処罰権の行使について、法律、行政法規がその他の規定を有する場合には、関連法律、行政法規の規定に基づき、執行する。		
「偽物劣悪」の定義付け	**国家品質技術監督局が公布した「『中華人民共和国製品品質法』の実施にかかわる若干の問題の意見」第 8 条：** 「偽造冒用」には次のような類型がある。（１）国が明文規定する淘汰製品を生産する行為、国が明文規定する淘汰且つ販売停止の製品、失効・変質製品を販売する行為。（２）製品産地を偽造する行為。（３）他人の生産者名・住所を偽造冒用する行為。（４）認証標識など品質標識を偽造又は冒用する行為。（５）製品の中に雑物・偽物を混入する行為。（６）偽物を正規品と代替する行為。（７）粗悪品を良品と代替する行為。（８）不合格製品を合格製品と偽る行為。 **「偽物劣悪商品生産販売違法行為の取締りに関する広東省の条例」第 7 条:** 以下に掲げる情状の1つに該当する商品は、偽物劣悪商品である。(一)登録商標の偽造冒用。･･･ **「偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」第 6 条：** 以下に掲げる情状の１つに該当する商品は、偽物劣悪商品である。(一) 登録商標を詐称し又は他人の登録商標専用権を侵害する行為。･･･	法規定が不明確 各地方の法執行が不統一	現行法では、「偽造冒用」の定義付けはなされていない。国家品質監督検査検疫総局が制定した規章は、商標権侵害を「偽造冒用」の範疇に入れていない。 しかし、一部の地方法規は、登録商標権侵害行為を「偽造冒用」としてあげており、また、製品品質監督管理部門は「偽造冒用」取締権限を持っているため、これら地方の製品品質監督管理部門の監督管理権限は商標権侵害に及んでいる。これは製品品質監督管理部門権限の拡大、偽造冒用行為の取り締まりに有利である。 そのため、各地の製品品質監督管理部門が有する「偽造冒用」取締の権限を商標領域にまで及ばせるためにも、「偽造冒用」について統一した定義づけを行う必要がある。
製品品質監督管理職能と偽物劣悪取締職能の関係	**「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」：** 国家品質監督検査検疫総局が生産領域における製品品質監督管理の職責を担当し、国家工商行政管理総局が流通領域における製品品質監督管理の職責を担当する。	法規定が不明確 各地方の法執行が	現行法では、どの法律法規も製品品質監督管理と偽造冒用取締りの関係について明確な規定を置いていない。 事実、製品品質法はは「偽造冒用」の文言に触れていない。56 号公文からは、「製品品質監督管理」と「偽造冒用取締」は 2 つ異なる職能に属することがわかる。江蘇省金湖県法院の判例もこの点を確認している。無論、その他の一部地方の裁判所（たとえば広州市とハルビン

	「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」： **二、主な職責** (十一)製品品質監督業務の管理。品質監督検査の管理と指導。･･･偽物劣悪違法活動の取締。	不統一	市）は、このような判断をしておらず、同類型の案件について、56 号公文の関連規定に基づき流通領域における品質監督管理部門の「偽造冒用」行為監督管理の権限を否定している。 そのため、立法により「偽造冒用取締」と「製品品質管理」の両職能を明確に区分する必要がある。
	「王朝」ブランド偽造冒用赤ワイン摘発行政訴訟事件に関する江蘇省金湖県人民法院の判決： 製品品質の監督管理と行政法執行である「偽物取締」とは一定の関連性を有しながらも、顕著な区別を有する 2 種の異なる行政職能である為、品質監督管理職能の調整に関する規定があるからといって、流通領域における品質監督管理部門が有する「偽物取締」の職能も製品品質の監督管理の職能と同様工商部門の主管となったと見なしてはならない。故に、56 号公文を品質監督管理部門が流通領域において有する「偽物取締」の法定職能を否定する根拠とすることはできない。		
生産者･販売者の協力義務	**中華人民共和国製品品質法第16条：** 法に則って実施される製品品質監督検査については、生産者、販売者はこれを拒んではならない。	法規定が不明確	いくつかの製品品質案件の実際処理過程では、一部の生産者、販売者が案件の処理に協力しない現象がしばしば発生する。これは品質監督管理部門の案件処理に支障をもたらす。関連処罰規定の欠如は、上記現象を引き起こす原因となる。 そのため、立法によって生産者、販売者が監督検査を受ける際の協力義務、これを違反する場合の罰則を定める必要がある。同時に、品質監督管理部門が監督検査を行う際、行使できる強制措置も検討し、強化する必要がある。
	中華人民共和国製品品質法第69条： 暴力、威嚇の手段で、製品品質監督管理部門又は工商行政管理部門の職員の法による職務執行を妨害した場合、法により刑事責任を追及する。暴力、威嚇方法を用いずに拒絶・妨害した場合、公安機関が治安管理処罰条例の規定に基づき処罰する。		

<table>
<tr>
<td>輸送業者、倉庫業者が「知り又は知りえた」の認定について</td>
<td>中華人民共和国製品品質法第61条：
本法の規定により生産・販売を禁止する製品に属していることを知り又は知りえたにもかかわらず、そのために輸送、保管、貯蔵などの便利な条件を提供し、又は偽物を本物の代替とした製品に偽物製造技術を提供した場合、輸送、保管、貯蔵又は偽物製造技術で得た収入を全て没収し、違法収入の百分の五十以上三倍以下の罰金を併科する。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。</td>
<td>立法欠如</td>
<td>製品品質法は、輸送、保管、貯蔵役務の提供者が製品品質問題につき負うべき責任も規定している。しかし、製品品質問題を「知りまたは知りえた」ことを要件としている。
現行法では、上記要件をいかに認定するかについて具体的な規定が置かれていない。そのため、実際の処理では、輸送、保管、貯蔵役務の提供者が製品品質問題を「知りまたは知りえた」ことを認定し難く、関連法的責任を追及できない。よって、立法によって「知りまたは知りえた」について明確な規定を定める必要がある。
また、輸送、保管、貯蔵役務の提供者が製品品質問題を知らない場合、関連製品品質問題をいかに処理（たとえば偽物製品の没収、役務提供の中止命令など）するかについても、規範する必要があろう。</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">製品品質問題の通報及び奨励制度</td>
<td>中華人民共和国製品品質法第10条：
･･･製品品質監督部門と関連部門は､通報者のため、守秘するとともに省、自治区、直轄市人民政府の規定により奨励を与えなければならない。</td>
<td rowspan="2">立法欠如</td>
<td rowspan="2">通報と奨励制度の必要性が明確に講じられているものの、具体的な関連規定は、中央政府そして地方政府によって定められていない。偽物劣悪製品取締に関する市民の積極性を喚起するためにも、関連立法を強化する必要がある。</td>
</tr>
<tr>
<td>国家品質技術監督局が公布した「『中華人民共和国製品品質法』の実施にかかわる若干の問題の意見」第12条「製品品質通報制度設立の問題について」：
製品品質法第10条の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の品質技術監督部門は当地政府に即時に協力し、通報奨励制度を設立し、通報処理手続を健全させなければならない。各級の品質技術監督部門は、国家品質監督検査検疫総局の要求と上記規定により公衆に通報回線番号を公開し、通報を登記し且つ遅滞なく処理しなければならない。通報を理由もなく遅らせたり、なすりつけたりしてはならない。</td>
</tr>
</table>

移交刑事処理	中華人民共和国製品品質法第49条： 人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合しない製品を生産･販売し･･･犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 中華人民共和国製品品質法第50条： 製品の中に雑物、偽物を混入し、偽物を正規品、粗悪品を良品と代替し、不合格品を合格品と詐称する場合､･･･犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 中華人民共和国製品品質法第52条： 失効又は変質した製品を販売し､･･･犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 中華人民共和国製品品質法第61条： 本法の規定により生産･ 販売を禁止する製品に属していることを知り又は知りえたにもかかわらず、そのために輸送、保管、貯蔵などの便利な条件を提供し、又は偽物を本物の代替とした製品に偽物製造技術を提供した場合､･･･犯罪を構成する場合､法により刑事責任を追及する。	法規定が不明確	製品品質問題は、中国刑法が注目する問題の1つである。刑法は、第3章において、11ヶ条にも及ぶ条文を設け、「偽物製品生産販売罪」を定めた。また、行政機関も製品品質問題を大変重視している。これは、国務院が製品品質問題を監督管理するため、専門部署（国家品質監督検査検疫総局）ならびに一連の専門的な行政系統を単独に設けたことからうかがえる。 そのため、製品品質の監督管理では、行政部門と刑事司法部門の連携が重要となる。 現状では、行政案件の刑事移送について、全ての行政法執行部門に適用される規定が国務院によって制定されているが、品質監督の側面の専門立法が欠如している。 広東省品質監督管理局は、専ら品質監督の側面に適用される刑事案件移送規定の立法を試みた。将来全国範囲内で施行される統一規定が望ましい。
	犯罪嫌疑がある案件の行政機関による移送に関する規定		
	犯罪嫌疑がある案件の移送に関する広東省品質技術監督行政部門の実施細則		
製品リコール制度	薬品リコール管理弁法	立法欠如	中国の製品リコール関連立法は空白ではないが、現有するリコール規定は全て部門規章であり、立法レベルが低く権威性が低い。また、これら部門規章は特定の製品を対象としており、適用範囲が狭い。人体の健康に危害を与える可能性があるその他の製品、たとえば家電製品、公共サービス施設などについては法は明確な規定を置いていない。そのため、一般製品に適用される製品リコール制度を設ける必要があろう。
	児童玩具リコール管理規定		
	食品リコール管理規定		
	欠陥自動車製品リコール管理規定		

3　商標及びその他の標識に係る違法行為に対する監督管理

製品品質欠陥は、製品設計上の欠陥、生産上の欠陥と標示上の欠陥の 3 種からなる。中では、標示上の欠陥とは、商標違法、包装、標識と製品取扱書の欠落と不全を指す。

3.1.　商標違法行為に対する監督管理

3.1.1. 商標違法行為の類型

- 商標権者の許可を受けずに同種の商品又は類似する商標において登録商標と同一又は類似する商標を使用する行為
- 登録商標専有権を侵害する商品を販売する行為
- 他人の登録商標標識を偽造又は無断で生産する行為、偽造又は無断で生産された登録商標標識を販売する行為
- 商標権者の同意を受けずに商品上にある登録商標を変更し、且つ当該商品を再度市場に流通させる行為
- 他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業の商号として同一又は類似する商品上において目立つように使用し、容易に関連公衆を誤認させる行為
- 他人が登録する馳名商標又はその主要部分を複製、模倣、翻訳して異なる又は類似しない商品上において商標として使用し、公衆を誤認させ、当該馳名商標の商標権者の利益に損害をもたらす可能性がある行為
- 他人の登録商標と同一又は類似する文字をドメインとして登録し、且つ当該ドメインを通じて関連商品の電子商取引を行い、容易に関連公衆を誤認させる行為

3.1.2. 商標違法行為を規制する関連法律法規

法律法規	立法機関	立法レベル
商標法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
商標法実施条例	国務院	行政法規
知識産権税関保護条例	国務院	行政法規
商標評審規則	国家工商行政管理総局	部門規章
馳名商標認定と保護規定	国家工商行政管理総局	部門規章
商標印刷製造管理弁法	国家工商行政管理総局	部門規章
展示会知識産権保護弁法	商務部、国家版権局、国家工商総局、国家知識産権局	部門規章
商標民事紛争案件の審理にかかわる法の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈	最高人民法院	司法解釈
商標案件の管轄と法の適用の範囲の審理に係る問題に関する最高人民法院の解釈	最高人民法院	司法解釈
訴訟前登録商標専用権侵害行為差止と証拠保全にかかわる法の適用の問題に関する最高人民法院の解釈	最高人民法院	司法解釈
登録商標、企業名称と先行権利の衝突にかかわる民事紛争案件の審理の若干の問題に関する最高人民法院の規定	最高人民法院	司法解釈
人民法院が登録商標権に対し財産保全を行う事に関する最高人民法院の解釈	最高人民法院	司法解釈
知識産権侵害刑事案件の処理にかかわる具体的な法律応用の若干の問題に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈	最高人民法院、最高人民検察院	司法解釈
パリ条約		国際条約
TRIPS 協定		国際条約

3.1.3. 監督管理の職責を有する行政部門及びその職権

➢ 国家工商行政管理総局

——市場監督管理と行政法執行業務を主管する国務院の直属機構である。

――商標に関連する行政職権の主な内容は、「商標登録と商標管理の業務を担当し、商標専用権を保護し、商標権侵害行為取締りを組織し、馳名商標の認定と保護を強化する」ことである。

➢ 地方の工商行政管理部門

――法により商標権侵害行為を取締り、登録商標専用権を保護する。商標の使用と印刷製造を監督管理する。馳名商標の認定基準を指導し、商標代理機構の業務を指導する。

3.1.4. 一般商標違法案件の処理

1) 行政申立から結案までの流れ(2.5.2 のフローチャート図を参照)

① 立案:工商行政管理部門が前述商標権侵害行為について、審査により以下に掲げる条件に適合すると認めた場合、立案しなければならない。

A)商標権侵害事実が存在すること

B)行政処罰を与える必要があること

C)工商行政管理部門の所轄であること

D)裁判所によって受理されていないこと

② 調査:商標法第 55 条によれば、県以上の工商行政管理部門は、取得した違法嫌疑証拠又は通報により他人の登録商標専用権を侵害する疑いがある行為に対し調査を行う場合、次に掲げる職権を行使できる。

A) 関連当事者を尋問し、他人の登録商標専用権侵害に関連する情況を調査すること

B) 権利侵害活動と関係する契約、領収書、帳簿その他当事者の関連資料を閲覧し、複製すること

C) 当事者の他人の登録商標専用権を侵害する嫌疑がある活動の場所に対し現場検査を行うこと

D) 権利侵害活動に関連する物品を検査すること

E) 他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、同物品を封印し又は差し押さえることができること

工商行政管理部門が法により前項が規定する職権を行使するときは、当事者は協力し、拒絶又は妨害をしてはならない。

③ 審査：審査には、以下に掲げる内容が含まれる。

A) 管轄権があるかどうか

B) 当事者の基本情況が明白であるかどうか

C) 案件事実が明晰で証拠が充分であるかどうか

D) 侵害行為の認定が正確であるかどうか、法の適用が正確であるかどうか

E) 処罰が妥当であるかどうか

F) 手続が合法であるかどうか

④ 告知：局長が行政処罰建議を認可した後、案件処理担当は、案件処理部門の名義で又は関連工商行政管理機関に委託する形で、下される予定の行政処罰の事実、理由及び根拠とともに、当事者には法により陳述、異議申立の権利を有することを当事者に告知する。生産停止命令、営業免許・許可証取消処分、比較的に大きい罰金額を科す処罰を下す予定にある場合、当事者に証拠聴取を申請する権利があることを告知しなければならない。告知手続を履行しない場合、行政処罰が無効とされる。

⑤ 証拠聴取:証拠聴取が適用される商標権侵害案件は、一般に自然人に5000元、法人又はその他の組織に5万元以上の罰金を科す案件である。各省、自治区、直轄市人民代表委員会常務委員会又は人民政府は罰金額について具体的に規定している場合、その規定に従う。証拠聴取は、工商行政管理部門が内部に設置する法制機構によって組織される。証拠聴取参加

人には、当事者、案件調査人員、証人、鑑定人及び案件に利害関係のある市民、法人又はその他の組織が含まれる。案件調査人員は、証拠聴取の主宰者を担当してはならない。

⑥ 決定：局長は案件処理担当部門が提出する調査結果と審査機構が提出する審査意見又は証拠聴取報告を審査した上、以下の決定を下す。

A) 行政処罰を受けなければならない違法行為が確かに存在する場合、情状及び具体的な情況により行政処罰決定を下す。

B) 違法行為が軽微で、法により行政処罰をしなくてもよい場合、行政処罰を与えない。

C) 違法事実が成立しない場合、行政処罰を与えてはならない。

D) 違法行為が犯罪を構成する場合、司法機関に移送する。

⑦ 審査・許可：「違法案件取締の審査認可に関する規定」によれば、罰金額が 100 万元以上の案件、省を跨る重大で複雑な案件、国家工商行政管理国が審査・許可する必要がある案件は、国家工商行政管理局の審査・許可を経らなければならない。

⑧ 執行：行政処罰決定が法により下された後、当事者は、法定期間内に履行しなければならない。処罰決定を下す工商行政管理部門は、期間をすぎても行政処罰決定を履行しない者に対し、以下のような措置をとることができる。

A) 期間を過ぎても罰金を払わない者に対し、日に罰金額の 3%を加算する。

B) 法により封印保存の物品を競売し、罰金に当てる。

C) 裁判所に強制執行を申請する。

⑨ 案件記録：対象物の価値が 300 万元以上ある案件又は罰金額が 100 万元以上ある案件、ならびにその他国家工商行政管理総局が記録に残す必要

があると指示した案件については、国家工商行政管理総局で案件を記録しなければならない。

3.2.　標識違法行為に対する監督管理

製品標識は、製品の「身分証明書」であり、製品情報を伝達する役割を有する。外装に包まれている製品を知るのに最も直観的な方法を提供している製品標識は、一定程度において消費者を左右する。また、標識は信頼できる品質を保証するという役割もあるため、商標と結合して使用すると、製品がより容易に消費者に認められうる。

3.2.1. 製品標識の標記内容

製品標識	審査内容
標記義務付けとされる内容	1）製品名称 2）製造者名称と住所 3）製品品質検査合格証明 4）製品標準番号
製品の特徴と使用要求により標記する必要がある内容	5）生産許可証標識 6）製品の規格、等級、数量と品質、主な成分の名称と量、その他の技術要求 7）生産期日と安全使用期限又は失効期日 8）警告標記又は中国語による警告説明 9）組立、手入れ、及び取扱い説明
自由選択項目	10)原産地 11)認証標識 12)有名優秀標識 13)製品バーコート 14)登録商標と特許号 上記 5 つの内容は標記しなくてもよいが、標記する場合、内容が真実、有効なものでなければならない

1）　製品名称

製品は中国語で標記される製品名称を有しなければならない。製品名称は、製品の性質を顕すものでなければならず、また、以下に掲げる要求に適合しな

ければならない。

- 国家標準、産業標準が製品名称について規定を有する場合、国家標準、産業標準が規定する名称を使用しなければならない。
- 国家標準、産業標準が製品名称について規定を有しない場合、ユーザー、消費者に誤解又は混同を引き起こすことがない常用名称又は俗名を使用しなければならない。
- 「特異名称」、「商標名称」を標記する場合、同じ位置で上記 2 つの要求を満たす名称を目立つように標記しなければならない。ここでいう「特異名称」とは、一般な命名方法を使わずにユーザー、消費者が理解しにくい、製品を識別しにくい製品名称を指す。また、「商標名称」とは、製品の商標を製品の名称にものである。

製品名称は、「製品品質法」と「製品標識標注規定」の上記関連規定に適合する必要があるほか、不正競争防止法違反を避けるため、知名商品が特有する名称と同一又は類似する名称を無断で使ってはならない。

2） 生産者名称と住所

製品標識には中国語で標記される生産者名称と住所が含まれていなければならない。生産者名称は法により登記登録され、製品品質責任を負うことができる生産者の名称と住所でなければならない。輸入製品上には、原生産者の名称と住所を標記しなくてもよいが、同製品の原産地（国又は地区）や、代理店、輸入業者又は販売業者が中国において合法に登記登録した名称と住所を標記する必要がある。輸入製品の原産地は、「輸入貨物原産地に関する中華人民共和国税関の暫定規定」により確定される。

以下に掲げる状況に該当する場合、関連規定に基づいて相応な標注をしなければならない。

- 法により独立して法的責任を負うグループ会社又はその子会社は、生産する製品上において各自の名称、住所を標注しなければならない。

- 法により独立して法的責任を負うことができないグループ会社の子会社又はグループ会社の生産基地は、生産する製品上においてグループ会社と子会社又は生産基地の名称、住所を標注できるほか、グループ会社の名称、住所のみ標注することもできる。

- 契約又は協議の約定により連携協力関係にあるものの、互いに独立して経営を行う企業は、生産する製品上において自己の生産者名称、住所を標注しなければならない。

- 加工委託を受け、委託人のために製品を加工するが、販売を行わない企業は、同製品上において委託人の生産者名称、住所を標注しなければならない。

- 中国において事務所を設置している外国企業は、生産する製品上において同事務所が中国で法により登記された名称、住所を標記することができる。

- 他人の登録商標の使用が許諾された企業は、同商標を使用する商品上において被許諾者の名称と商品の産地を標記しなければならない。

3） 製品品質検査合格証明

製品品質法第 27 条は、製品又はその包装上にある標識には製品品質検査合格証明が標記されていなければならないと規定している。また、製品標識標記規定第 10 条は、国内で生産された合格製品には製品品質検査合格証明が付されていなければならないと規定している。

4） 製品標準番号

国内で生産され且つ国内販売に供される製品には、企業が実施する国家標準、産業標準、地方標準又は登録された企業標準の番号が標記されていなければならない。国内で販売する輸入製品には、製品標準番号を標記しなくてもよい。

5）　生産許可証標記

生産許可証の管理を受ける製品は、有効な生産許可証標記と番号を標記しなければならない。国質監（2001）41 号公文は、委託加工の生産許可証標識をどう標記するかを以下のように規定した。

- 生産許可証を有する企業（委託人）が同種製品につき生産許可証を有する他の企業（受託人）に生産のみを委託する場合、企業は以下の 2 種の標記方式を選定できる。

  ①　製品又はその包装上において、委託人の名称、住所と受託人の名称と生産許可証標識、番号を標記する。

  ②　製品又はその包装上において、委託人の名称、住所及び生産許可証標識、番号を標記する。

- 生産許可証を持たない企業（委託人）が生産許可証を有する企業（受託人）に生産のみを委託する場合、製品又はその包装上において委託人の名称、住所と受託人の名称と生産許可証標識、番号を標記しなければならない。

- いかなる企業も生産許可証を持たない企業に、生産許可証の管理を受ける製品の生産を委託してはならない。これを違反するものは、無許可証製品関連罰則により処分する。

- 上記標記方式を採用する企業は、委託人と受託人が締結する有効な契約及び企業の生産許可証を持参して所在省、自治区、直轄市品質技術監督局許可証弁公室で登記しなければ、標記できない。

6）　製品の規格、等級、量と重量、主な成分の名称と分量ならびにその他の技術要求

製品の特徴と使用要求に則り、製品の規格、等級、量と重量、主な成分の名称と分量ならびにその他の技術要求を標記する必要がある場合、標記

しなければならない。重量の標記は、「定量包装商品計量監督規定」の要求に適合しなければならない。

7）　生産期日と安全使用期限又は失効期日

使用期間限定の製品には、生産期日と安全使用期限又は失効期日を標記しなければならない。期日の表示方法は、国家標準の規定、又は「年、月、日」の方式に従わなければならない。生産期日と安全使用期間又は失効期日は、製品又は製品の包装上に印刷されていなければならない。

しかし実践では、使用期間限定又は非限定に関らず、全ての国内販売の製品はみな生産期日を標記しなければならない。上記要求は国内生産の製品であろうと、外国から輸入され、国内で販売される製品であろうと、全て適用される。従って、製品生産期日が実質上、標記必須の内容となる。

8）　警告標識又は中国語による警告説明

不当使用により、製品そのものが損害する恐れ又は人体の健康と生命、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある製品については、警告標識又は中国語による警告説明が記載されていなければならない。有毒、放射性、危険、われもの、重圧禁止、防湿、転倒禁止及びその他の特殊要求がある製品については、その包装において関連法律法規、契約が規定する要求に基づき警告標識又は中国語による警告説明、保存輸送する際の注意事項を標記されていなければならない。

9）　組立、手入れ及び取扱説明

性能、構造及び使用方法が複雑で、組立しにくい製品については、当該製品の国家標準、産業標準、地方標準の規定により、詳細な組立、手入れ及び取扱説明が付されていなければならない。

１０）　製品産地

生産者が標記する製品の産地は正確なものでなければならない。製品の産

地は行政区画でいう地域概念に基づいて標記されなければならない。産地とは、製品の最終生産地、加工地又は組立地を指す。輸入製品については、前述の通り、原産地と代理店の名称と住所を標記しなければならない。

１１）　　**認証標識**

中国は、企業製品品質自主認証制度を実施している。品質認証を獲得した製品については、認証の有効期間内に認証標識を標記できる。

１２）　　**品質標識**

国家が認可する有名優秀称号（以下、「名優称号」という）又は有名優秀標識（以下、「名優標識」という）を得た製品は、名優称号又は名優標識を標記できる。名優称号又は名優標識を標記する際、獲得した期日と有効期間を明確に標記しなければならない。

経営者が製品上において認証標識、名優標識等の品質標識を偽造又は冒用し、産地を偽造し、製品の品質に誤解を生じさせるような虚偽表示を行う行為は、一方では製品品質法違反となるが、他方、競争相手の利益を損害した場合、不正競争にも該当する。

市場で良く見かける製品認証標識と品質標識：

	国家免検製品標識は、国家品質監督検査検疫総局が様式を統一して規定する品質標識である。免検証書を獲得した企業であれば、有効期間中に自主的に免検製品又はその包装上において規定された免検標識を適用できる。有効期間中、各級政府部門の品質監督抜き取り検査が免除される。
	中国ブランド製品標識は、国家品質監督検査検疫総局と中国ブランド戦略推進委員会が発行する中国ブランド製品標識である。中国ブランド製品標識を獲得した製品は、市場評価、品質評価と収益評価を主な内容とする厳格・総合的な評価を通過しており、市場シェア率、経済収益水準、知名度とブランド効果が業界トップの地位を占める。中国ブランド製品称号を獲得した製品は、自動的に検査から免除される。

	原産地域製品を有効に保護し、原産地域製品の品質と特徴を保障するため、中国は原産地域製品保護制度を推進している。国家が保護を公告する原産地域製品であれば、保護地域範囲内にある生産企業は、国家品質監督検査検疫総局による審査と登記を経た後、同種ではあるが品質が異なる非原産地域製品と区別を示すため、当該標識を製品の説明書と包装上に印刷できる。
	無公害農産品標識は、無公害農産品認証を獲得した製品又はその包装上に付する証明標識である。無公害農産品認証証書を獲得した単位と個人は、認証機構に無公害農産品標識を申請できる。認証機構は、認証証書が標記する製品品種と数量に基づき、無公害農産品標識を発行する。
	能率標識は、エネルギーを消費する製品の能率等級などの性能指数を示す一種の情報標識である。中国は省エネルギー能力が高く、使用範囲が広いエネルギー消費製品について統一された能率標識制度を実行している。目録に列挙された製品は、能率標識を標記しなければならない。
	強制的な製品認証標識（CCC）には、安全認証標識、消防安全標識、電磁互換標識、安全と電磁互換標識が含まれる。「強制的な製品認証を実施する中華人民共和国製品目録」に列挙される製品であれば、認証に合格し、認証標識を付してからでなければ、出荷、輸入、販売ならびに経営活動において使用をしてはならない。
	「C」標識は、当該定量包装商品の分量が製品標準と「定量包装商品計量監督規定」の要求に適合し、同商品を生産する企業の計量保証能力が「定量包装商品生産企業計量保証能力評価規範」の要求に適合することを証明する標識である。

	「QS 標識」は、食品市場参入標識である。「QS」は、Quamy Safety の略である。「QS 標識」は、食品が品質安全の基本要求に適合することを証明する。

１３） 製品バーコード

製品（商品）バーコードは、とある算法によって配列された一組の符号列で、製品の一定の情報を示す標識である。法により営業免許を取得した生産者、販売者は、業者識別コードを申請、登録できる。申請・登録が許可された者は、中国物品エンコーダー・センターによって「中国商品バーコードシステム成員証書」が発行され、中国商品バーコードシステム成員資格を獲得する。成員は、関連国家標準に基づき商品項目コードと認証コードを作成する。成員は、登録する業者識別コードと相応な商品バーコードにつき、専用権を享有する。

製品に標記される製品バーコードは、有効な製品バーコードでなければならず、いかなる単位と個人が商品バーコードを使用する際、審査登録を受けなければならない。また、1 つの製品につき 1 つのバーコードが許される。13 桁の EAN コードは、国別（又は地域）コード、業者コード、製品項目コードと認証コードからなる。中では、国別（又は地域）コードと業者コードは業者識別コードとなる。12 桁の UPC コードは、システム符号、業者名称、製品項目コードと認証コードからなる。製品上に標記されているバーコードに対応する相応な業者名称がなければ、冒用に該当する。しかし、次の場合は例外である。輸入製品に原産地を標記する際、生産者名称ではなく、生産者コードを使用できるが、販売者の場合、生産者の書面による授権を取得する必要がある。

１４） 商標と特許標識

登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、取扱説明書又はその他の

付着物の上に「登録商標」又は登録標記（Ⓡ）を標記できる。

特許権者と特許実施許諾契約の被許諾者は、特許権の存続期間中においてその特許製品又は同製品の包装上に特許標識と特許号を標記できる。特許権者又は被許諾者は特許標識と特許号を標記する場合、「特許標識と特許号の標記方式に関する規定」が規定する要求に従わなければならない。特許出願人は、製品包装物又は製品取扱説明書に特許出願番号を標記してはならない。特許権効力が失った場合、製品、製品取扱書、製品の外装に特許標識を標記してはならない。経営者は特許標識又は特許号標記を偽造、冒用してはならない。

１５）　文字、数字、アルファベット、計量単位

中国国境内において販売される製品の包装、説明は、国の標準言語の文字を使わなければならない。繁体字は商標として登録でき、包装上に標記できるため、合法と見なされるが、非登録商標でありながら、繁体字を使用すると違法とされる。製品標識が使用する文字は正確な中国語文字でなければならないが、ピンイン又は外国文字の使用が許される。但し、その際、ピンインと外国文字は相応な中国語文字より小さいものでなければならない。製品標識が使用する漢字、数字とアルファベットの高さは、1.8 ミリ以上でなければならない。実践では、分量を標記する数字の高さは、3 ミリより小さくてはならない。

製品又は製品の包装上における標識を標記する行為は、広告法の規制を受ける。広告法第 7 条、第 12 条の規定によれば、広告では、「国レベル」、「最高級」、「最良」等の用語を使用してはならない。他の生産経営者の製品又はサービスを低く評価してはならない。そして標識、標記内容は真実でなければならない。そのため、標記の際、用語を慎重に選択する必要があり、「新設計」、「新製品」、「独特的な」などの修飾語を使う場合、関連証拠を有していなければならない。経営者は広告又はその他の方法を使って、製品品質、成分、性能、用途などについて誤解を招くような虚偽宣伝を行

う場合、不正競争行為に該当する。

１６）　図案、肖像、包装全体など

製品標識は図案で標記できる。また、図案は著作権法が保護する作品に該当する可能性がある。他人の図案作品を使用する場合、著作権者の同意を得なければならない。製品の外装に他人の肖像を使う場合、肖像権者の同意を得る必要がある。

製品標識、標記の内容が製品の外装と一体両面の関係にある。不正競争に該当する可能性があるため、標識標記済みの製品の全体を見渡り、極力他人の製品の包装との類似を避ける必要がある。

１７）　製品標識の標記位置

製品取扱書を除くほか、製品標識は製品又は製品の包装に標記されていなければならない。

製品又は製品の包装の表面最大面積が10平方センチメータルよりも小さい場合、製品又は製品の包装上に製品名称、生産者名称のみ標記することができる。使用期間限定の製品については、製品又は製品の包装上に生産期日と安全使用期間又は失効期日を標記しなければならない。その他の標識内容は、製品その他の説明物上に標記できる。

3.2.2. 標識違法行為の類型

類型	具体的な表現形式	図例

製品品質法第27条が規定する製品法定標識を隠匿する行為	製品上又は製品標識の中に製品品質検査合格証明を標記しない行為 製品上又は製品標識の中に中国語による製品名称、生産者名称と住所を標記しない行為 製品の特徴と使用要求により、製品の規格、等級、主な成分の名称と分量を標記する必要があるにもかかわらず、これを中国語で標記しない行為。消費者に事前に知らせる必要がある内容について、製品の外装においてこれを標記しない、または消費者に予め関連資料を提供しない行為 使用期間限定の製品につき、目立つところで生産期日と安全使用期間または失効期日を明晰に標記しない行為 不当使用により製品そのものが損害する恐れ又は生命、財産の安全に危害を及ぼす恐れがある製品につき、警告標識又は中国語による警告説明が製品上又は製品の標識の中に標記されていない。	 偽物製品（右）には、生産者名称と住所が標記されていない 2007年6月29日以前に中国大陸で販売されるインテル製製品が中国語標記がなされていないため、不合格品に該当する
虚偽内容の製品標識を製品に付する行為	製品標識の中に標記される製品の数量、価格、生産者、販売者、産地、安全標準、使用性能、用途、規格、等級、主な成分の名称と分量、計量単位、生産期日、有効期限、使用又は保存方法等の内容が虚偽不実なものである	 偽物製品（右）が標記する等級は不実である。

混同を引き起こす標記行為	製品標識上に他人の登録商標を偽造冒用する行為 製品標識上に知名商品が特有する名称、包装、デザインを模倣する行為 製品標識上に無断で他人の生産者名又は氏名を使用する行為	 偽物製品（左）には正規品の登録商標が使用されている 偽物製品（上）は知名製品の名称、包装を模倣する嫌疑がある
他人の民事権利を侵害する製品標識を標記する行為	他人の氏名権、名称権、肖像権、特許権、著作権等の民事権利を侵害する行為	 偽物製品の製品名が他人の著作権を侵害する

3.2.3. 各種標識の管理にかかわる法律法規

企業、ユーザー、消費者の合法な権利利益を保護するため、製品標識の標記が国の関連法律によって規制される。中国では、企業は製品標識を標記する際、以下の法律法規に従って行う必要がある。

法律法規	立法機関	立法レベル

製品品質法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
製品標識の標記に関する規定	国家（品質）技術監督局	部門規章
標準化法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
計量法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
広告法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
広告管理条例	国務院	行政法規
国家通用言語文字法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
広告言語文字管理暫定規定	国家工商行政管理総局	部門規章
不正競争防止法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
商標法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
特許法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
特許標識と特許番号の標記方式に関する規定	国家知識産権局	部門規章
著作権法	全国人民代表大会常務委員会	一般法
生産許可証管理を実施する製品の委託加工に関る製品標識の関連標記問題に関する通知	国家品質監督検査検疫総局	部門規章
商品バーコード管理弁法	国家品質監督検査検疫総局	部門規章

3.2.4. 監督管理の職責にある行政部門及びその職権

上記関連法律法規の規定によれば、製品標識の違法標記問題を監督管理する行政機関には、品質監督管理部門、公証部門、特許管理部門などが含まれる。中でも主な監督管理部門は、品質監督管理部門である。製品技術監督局と工商行政管理局の職権分担を規定する国務院の関連規定により、実践では、製品の生産、つまり流通領域にまだ入っていない製品標識の標記を含む製品品質の問題については、品質技術監督部門が処理する。流通領域にある製品標識の標記を含む製品品質問題は、工商行政管理部門が処理する。

3.2.5. 典型的な標識偽造冒用行為に対する行政処理

1） 製品品質法第 27 条が規定する製品法定標識を隠匿する行為

製品品質管理部門又は工商行政管理部門は、これら行為に対し是正を命じなければならない。使用期間限定の製品につき、目立つところで生産期日と安全使用期間または失効期日を明晰に標記しなかったり、不当使用により製品そのものが損害する恐れ又は生命、財産の安全に危害を及ぼす恐れがある製品につき、警告標識又は中国語による警告説明を標記しない行為があり、製品品質法第 27 条第 4 号、第 5 号の規定に違反し、情状が重大な場合、関連部門は、生産、販売停止を命じるとともに、違法に生産、販売された製品総額の 30%以下の罰金に処することができる。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。

2） 虚偽内容の製品標識を製品に付する行為

この種の違法行為には、全ての製品につき標記義務付けとされる内容、特定の製品につき製品の特徴と使用要求により標記する必要がある内容、自由選択標記内容の虚偽標記行為が含まれる。「製品標識標記規定」は、これら行為について経営者の行政責任を定めていない。

製品品質法、特許法等の関連規定に照らせば、これら標識違法行為に対する行政処分の種類は、以下のとおり分類できる。

標識の具体的な標記	製品の実際状況	主管部門	行政処分
人体の健康と生命、財産の安全を保障するための国家標準、産業標準に適合する	同標準に適合しない	品質監督管理部門又は工商部門	生産、販売停止命令、違法に生産販売した製品を没収し、且つ違法に生産、販売した製品（販売済み製品とまだ販売していない製品を含む）と等値以上、3 倍以下の罰金を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
合格製品	不合格製品	品質監督管理部門又は工商部門	生産、販売停止命令、違法に生産販売した製品を没収し、且つ違法に生産、販売した製品（販売済み製品とまだ販売していない製品を含む）金額の 50%以上 3 倍以下の罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
一等品	二等品又は欠陥品	品質監督管理部門又は工商部門	
製品名称	国が淘汰を	品質監督管理	生産、販売停止命令、違法に生産販売した製品を没

	明文規定する製品	部門又は工商部門	収し、且つ違法に生産販売した製品（販売済み製品とまだ販売していない製品を含む）と等値以下の罰金を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。
他人又は虚偽の生産者名、住所、製品の産地	自己生産、当地生産	品質監督管理部門又は工商部門	是正命令。違法に生産、販売した製品を没収し、且つ違法に生産販売した製品（販売済み製品とまだ販売していない製品を含む）と等値以下の罰金を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。
認証標識など品質標識を偽造冒用する	品質認証を得ていない	品質監督管理部門又は工商部門	
他の製品のバーコードを偽造冒用する	製品バーコード登録を経ていない	品質監督管理部門又は工商部門	生産者に対しては、是正命令のほか、3 万元以下の罰金に処する。販売者に対しては、是正命令のほか、1 万元以下の罰金に処する。
ある特許技術を使用する	特許を有していなく、又は他人の特許技術を使用する	特許主管部門	特許業務管理部門が是正を命じ、且つ公告する。違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合、20 万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

３） 混同を引き起こす製品標識標記行為

これには主に不正競争防止法第 5 条の 1～3 号が規定する他人の登録商標を冒用する行為、知名商品が特有する名称・包装・デザインを模倣する行為、他人の生産者名称又は氏名を無断で使用する行為が含まれる。

違法標記行為	主管部門	行政処分
他人の登録商標を使用する行為	工商部門	違法経営額 3 倍以下の罰金に処する。違法経営額が算出できない場合、10 万元以下の罰金を科する。
知名商品が特有する包装・デザインを偽造冒用する	品質監督部門又は工商部門	違法行為停止命令。違法所得を没収する。情状によっては違法所得の倍以上 3 倍以下の罰金に処することができる。情状が重大な場合、営業免許を取消す。偽物製品販売し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
無断で他人の生産者名称又は氏名を使用する行為	品質監督部門又は工商部門	是正命令。違法に生産販売した製品を没収し、且つ違法に生産販売した製品と等値以下の罰金に処する。違法所得がある場合、合わせて違法所得を没収する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。

４） 他人の民事権利利益を侵害するその他の製品標識標記行為

これには、主に以下のとおりの表現形式がある。

➢ 単に取引対象又は潜在的な取引対象に対する吸引力を増強するため、無断で製品上において公衆人物の肖像、氏名を使用する行為。

- 単に製品を美化するため、無断で製品上に他人の肖像、氏名を使用する行為。

- 単に取引対象又は潜在的な取引対象に対する吸引力を増強するため、無断で製品上において他人が著作権を有する独創的な名称、キャラクター及びその他の作品を使用する行為。

- 単に製品を美化するため、無断で製品上において他人が著作権を有する美術、写真などの作品を使用する行為。

- 単に製品を美化するため、無断で製品上において、知名商品ではないものの、意匠権を取得済みの他人の包装、デザインを使用する行為。

この種の製品標識違法行為が侵害する権利は、主に第三者の著作権、特許権、肖像権などの合法的な権利であるため、著作権法、特許法、民法通則等の関連法律規定が責任追及に適用される。

なお、肖像権侵害の問題については、行為者が謝罪、損害賠償等の民事責任を負うだけであり、行政責任は追及されることがない。

違法標記行為	主管部門	行政処分
他人が著作権を有する独創的な名称、キャラクター及び美術、撮影、絵画等の作品を無断で使用する行為	版権局(他人の著作権を侵害する行為が公共利益を損害した場合のみ、受理される)	専ら複製物の製作に用いる材料、道具、設備等を没収する。違法経営額 3 倍以下の罰金に処することができる。違法経営額が算出できない場合、10 万元以下の罰金を併科できる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
知名商品ではないものの意匠権が付与された他人の包装・デザインを無断で使用する行為	知識産権局	是正を命じるとともに公告する。違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合、20 万元以下の罰金を処することできる。犯罪を構成する場合法により、刑事責任を追及する。

3.2.6. 品質監督管理部門に関する分析

➢　職責範囲と法執行の法根拠

品質監督管理部門は、製品標識の標記問題を含む流通領域に入っていない製品品質の問題について、監督管理の権限を有する。生産領域の違法標記行為に対し有する品質監督管理部門の行政法執行権限と法根拠は以下のとおりである。

違法標記行為の形式	法執行主体	行政権限	法根拠
1. 製品品質検査合格証明を持たない 2. 製品名称、生産者名称と住所が中国語で表記されていない 3. 製品規格、等級、主な成分の名称と分量を標記する必要があるにもかかわらずこれを中国語で標記されていない 4. 事前に消費者に知らせる必要があるにもかかわらず、外装においてこれを標記せず、または予め消費者に関連資料を提供していない 5. 使用期間限定製品の目立つところで生産期日と安全使用期間又は失効期日を明晰に標記していない 6. 不当使用により、製品そのものが損害する恐れ又は生命、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある製品上において警告標識又は中国語による警告説明を標記していない	品質監督管理部門	是正命令	製品品質法第 54 条
生産者名称、住所を隠匿する製品を生産する行為	品質監督管理部門	違法所得の没収、罰金	工業製品品質責任条例第 25 条
使用期間限定の製品の包装上の目立つところで生産期日と安全	品質監督管理部門	違法所得の没収、罰金	製品品質法第 54 条

使用期間又は失効期日を明晰に標記せず、情状が重大な場合			
生産許可証を取得した企業が規定に従って製品、包装又は取扱書において生産許可証標識と番号を標記しない行為	品質監督管理部門	違法所得の没収、罰金	工業製品生産許可証管理条例第 47 条及び工業製品生産許可証管理条例実施弁法第 114 条
	許可審査認可機関	情状が重大な場合、生産許可証を取消す	
人体の健康と生命、財産安全を保障するための国家標準、産業標準に達していないにもかかわらず、製品上に虚偽標記する行為	品質監督管理部門	生産販売停止命令、違法製品の没収、違法所得の没収、罰金。情状が重大な場合、工商部門が営業免許を取消す。犯罪を構成する場合、司法機関に移送する。	製品品質法第 49 条
不合格製品を合格製品と標記する行為			製品品質法第 50 条
低い品質の製品を高品質の製品を標記する行為。製品を他の製品と標記する行為			製品品質法第 50 条
国が淘汰を明文規定する製品上においてその他の製品名称を使用する行為	品質監督管理部門	生産販売停止命令。違法製品の没収、違法所得を没収し、罰金に処する。情状が重大な場合、工商部門が営業免許を取消す	製品品質法第 51 条
製品産地を偽造したり、他人の企業名称、住所を偽造又は冒用したり、認証標識など品質標識を偽造・冒用したりする行為	品質監督管理部門	違法財物の没収、違法所得の没収、罰金。情状が重大な場合、工商部門が営業免許を取消す	製品品質法第 51 条
バーコードを偽造又は冒用する行為	品質監督管理部門	生産者に対しては是正を命じた上、3 万元以下の罰金に処する。販売者に対しては、是正を命じた上、1 万元以下の罰金に処する	商品バーコード管理弁法第 35 条、第 36 条

➢ 一般的な案件処理の流れと方式

製品標識問題は製品品質問題の一種であるため、以下のとおり、案件処理の流れは一般の製品品質案件処理の流れと一致する。

➢　実際の法執行に存在する不足点と問題点

製品標識関連立法が遅れており、標識違法行為の発生を有効に抑制できない

「製品標識標記規定」は、製品に付するべき標識などについて詳しい規定を置いている。立法が遅れる理由は、製品標識の標記に対する管理の問題にある。たとえば、製品品質法第 54 条では、「生産者名称・住所」、「生産期日と安全使用期間」、「警告標識又は説明」の不適切な標記行為又は標記欠落行為に対し罰則を定めているが、その他の行為、たとえば「製品品質検査合格証明の標記漏れ」、「製品名称、生産者名称と住所の標記漏れ」、「製品の規格、等級、主な成分の名称と分量を標記する必要があるにもかかわらず、これを中国語文字で標記しない行為」、「消費者に事前に知らせる必要があるにもかかわらず、製品包装上に標記しなかったり、消費者に予め関連資料を提供しない行為」などに対しては、是正命令のみあり、関連罰則を設けていない。

行政処分の性質からは、是正命令は行政処罰ではなく、行政強制措置に属するというべきである。行政処罰の場合は、当事者が期限を過ぎても行政処罰決定を履行しない場合、行政部門は罰金、差押又は封印した財物の競売、凍結されている預金口座の強制振込み、裁判所に法執行を申請する等の方式で履行を促すことができる。これに対し、行政強制措置の場合は、当事者が履行しない場合、行政機関は関連措置をとることができない。

製品標識の虚偽標記はコストが低く、実行容易なため、違法行為の常用手段として一部の違法者によく使われている。一般では、品質監督管理部門は、生産者に対し是正命令しか下すことができず、情状が重大な場合に限って生産、販売停止を命じるとともに、違法に生産、販売された製品総額の 30%以下の罰金に処することができる。このように、強制的な罰則条文が欠けるため、軽微な経済処罰では、違法行為を抑制できない。

法宣伝が足りないため、製品標識の標記行為を規範する意識が弱い

製品標識の標記に関する関連法律の宣伝力が足りないため、社会各界は製品標識標記の重要性をまだ充分に認識していない。一部の生産者、販売者は関連の法知識が欠け、注文又は委託を受けるや否や要求に従って関連業務を提供するため、適切でない製品標識又は違法な製品標識を標記した偽物製品が市場に流通される結果となる。法執行の面では、政府関連部門は、製品標識を如何に合法的に標記するかについて企業に対し系統的な指導、規範が欠け、また企業も前述したように法意識が低く、関連指導を求めるすべがないため、一定の程度において製品標識の違法標記行為を助長し、公平なる市場経済秩序に損害をもたらした。

行政法執行には厳格性が欠け、製品標識の標記行為に対する監督管理の強化が待たれる

現在、製品標識の虚偽標記行為に対し実行可能な法執行手段が限られており、各級の工商行政管理局と品質監督管理部門は、一般に是正命令を下すのみで、情状が重大な場合に限って違法製品の差押、没収、違法所得の没収、罰金などの金銭罰が下される。また、品質監督管理部門は、具体的な法執行を行う際、強制的な手段を実行できず、幾多の人為的な要素に加え、法執行の効果が低く、厳格性が問われている。さらに、法執行主体が多元化していることにより監督管理の職権が明確に決めかねている。現在、品質監督管理部門と工商局は製品品質法の法執行主体であり、そして各自の法執行領域が国務院の公文によって決められている。しかし、実践では、

両部門の職権が交差する場面が多く、品質監督管理部門は流通領域で製品に対し関連職務を遂行する際、一部の当事者に拒絶、妨害される事件がしばしば起きている。最後には、法執行人員の法執行水準の向上である。実際の法執行では、一部の法執行人員による「処罰でもって法を代替する」、「処罰でもって監督管理を代替する」、「処罰を重視し、監督管理を軽ずる」、「処罰以外不問」などの法執行現象が一部の地方で見られる。

➢　問題解決のための提議

製品標識標記制度の設立と改善

国際規則及び各種異なる製品の特徴に基づき、製品安全標識、生産許可証標識、警告標識、特性標識、認証標識、偽造防止標識と保険標識などを含む各種標識制度を推進し、製品法定標記事項を隠匿する行為に対し罰則を確定する必要がある。

関連部門は法により標識に対し監督管理を実施しなければならない。また、製品標識の標記に対する審査、認可、登録制度を貫徹して実施しなければならず、製品の追跡可能性を実現し、製品品質を確保する。

関連宣伝を普及・深化させ、製品品質に関る法意識を向上させる

力をいれて製品品質法及び製品標識の標記に関する規定の重要内容を宣伝し、実行を貫徹させる。宣伝の効果を高めるため、宣伝方式の改善、宣伝措置の強化を講じなければならない。関連法宣伝を深化させることで、企業に「製品標識とは製品の身分証である」という意識を植え付け、規範された製品標識の標記を自覚行動として真に実施させる。工商部門と品質監督管理部門等の法執行機関は、製品生産者、販売者、消費者に対し積極的に宣伝・指導を行うことで、広範囲で製品標識にかかわる法意識を向上させる。中でも中小企業、個人経営者、重要な商品集積地と各種商品市場に対する宣伝を強化する必要がある。生産企業に対しては製品標識の適切な標記方法、販売企業に対しては製品標識を対象にした仕入れ検査の強化を指導する。また、検査中に発見した製品標識に存在する問題を生産企業に反映することで、検

査を通じて企業に製品標識の標記義務を忠実に履行させるという目的を達成する。

科学的な法執行を実施し、協力体制を作る

「処罰さえすれば、あとは問わない」という粗末な法執行方式では、製品標識の違法標記行為を効果的に取締ることができない。工商部門と品質監督管理部門は、監督管理と発展の統一、監督管理と奉仕の統一、監督管理と権利保護の統一、監督管理と法執行の統一という「４つの統一」に立脚して職責を実行しなければならない。関連部門は、企業の行為と市場経済秩序を規範し、ユーザー、消費者利益保護の観点から、企業誘導・社会奉仕の原則に基づいて、製品標識に対する監督管理を強化すると同時に、製品品質そのものに対する検査も重視する必要がある。製品品質監督管理部門は、技術的な手段を用いて市場行為を規範できるという優勢を十分に発揮し、製品標識の違法標記行為取締の簡略化を防止するため、製品標識に問題がある製品に対し、製品品質を検査することで総合的に判断し、異なる状況を区別して処罰する。製品標識違法標記行為を取締る際、製品品質法等の法律法規の規定を厳格に遵守し、一般的な製品標識違法行為を製品標識の偽造冒用行為と区別して処理しなければならない。一般的な製品標識違法行為を「偽物を正規品に代替する、粗末品を良品に代替する」行為又は強制的な標準に適合しない行為などと結びついて重罰したり、製品標識違法標記行為の処罰範囲を勝手に拡大・変更したりしてはならない。

品質監督管理、工商、衛生等の部門は、関連法律法規の要求により、積極的に協力し、各自の職責範囲を明確にした上で、製品標識標記監督管理の連動体制を作り、監督管理の合力を形成させる。同時に、法執行人員は法執行水準を絶えずに向上し、関連法律、政策と業務の関連知識を身に付け、上級部門が公布する各種紀律制度、条例を厳格に遵守し、形勢発展の需要に応えられるよう努力しなければならない。人的要素を排除するため、各関連法執行部門は、行政法執行の手続を絶えずに改善し、違法行為を断固して摘発しなければならない。各業界協会は、各自の監督作用を充分に発揮し、企業そして経営者に生産経営行為の規範を自覚させる。

4　特殊産業製品の品質監督管理体系

以上、一般製品の品質監督管理の状況を紹介してきた。しかし、食品、薬品、農薬および化粧品等の特殊産業製品に対する品質監督管理体系と、上記の一般製品の品質監督管理体系とは異なる内容を有する。以下では、これら特殊産業製品の品質監督管理の状況について述べることとする。

4.1.　特殊産業に於ける製品の登記、認証制度

食品、薬品、農薬および化粧品等は、それら製品が市場において流通されるようになると、その品質は社会および特定の政府管理部門の監督を受ける必要がある。また、この種の特殊産業の製品と公衆の利益とは密接に関係することから、政府部門もこの種の産業に対し市場参入制度を設け、またこれら製品に対し登記、認証等の監督管理措置を設けた。

4.1.1. 食品産業の許可証制度

中国の食品産業では、産業許可証制度を長らく実施してきており、いかなる単位または個人であっても、食品の生産・経営活動に従事する場合は、食品の品質の安全を保証する基本的な生産・経営条件を兼ね備えていなければならず、衛生部門に食品生産経営衛生許可証を申請し、受領してからでなければ、工商登記を行い、営業免許を受領してはならない。食品生産経営許可証を備えていない単位または個人は、食品の生産・経営業務を行えない。食品産業の許可証制度は「食品衛生法」、「工業製品生産許可証管理条例」等の法律法規により規定される。衛生許可証を取得していない単位または個人は無断で食品の生産・経営活動を行った場合、相応する法的責任を負わなければならない。衛生許可証を持たない者が生産・経営する食品は「その他食品衛生標準及び衛生の要求に適合しない」食品に属する場合、関連部門が法に基づき処分する。

食品安全法も食品産業の許可証制度に触れている。同法第 29 条は、「国は食

品生産経営について許可制度を実施する。食品生産、食品流通、飲食サービスに従事する者は、法により食品生産許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得しなければならない」と規定している。また、食品生産、経営が同一主体によって行われる場合、同法は、「食品生産許可を取得した食品生産者は、その生産場所で生産した食品を販売する場合、食品流通の許可を取得する必要がない。飲食サービス許可を取得した飲食サービス提供者は、その飲食サービスの場所で生産加工した食品を販売する場合、食品生産と流通の許可を取得する必要がない。農民は、自らが生産した食用農産品を個人で販売する場合、食品流通の許可を取得する必要がない」ことをさらに規定した。

4.1.2. 薬品産業の許可証制度と登録制度

中国では、薬品の生産・経営を行う企業は、相応の薬品生産許可証または薬品経営許可証を取得してからでなければ、会社を設立できない。薬品の生産・経営を行う企業を設立するには、申請、査収、許可証の受領、工商登記等の手続を踏まなければならない。

具体的には、薬品の生産または経営を行う企業を立ち上げようとする場合、申請人は企業設立予定所在地の薬品監督管理部門に申請を行い、主管部門は法定期間内に国家が公布した薬品産業発展計画と産業政策に基づき審査を行い、企業設立に同意するか否かの決定を下す。申請人はこの決定により、企業の設立準備を行った後、原の審査・認可部門に査収申請を行う。原の審査・認可部門は薬品管理法の関連条件に基づき査収業務を組織し、査収が合格した後、その企業に「薬品生産許可証」または「薬品経営許可証」を発行する。申請人は当該許可証により法に基づき工商行政管理部門で登記登録を行う。

この他、中国は薬品に対し登録制度を実施している。市場に出回る新薬、ジェネリック医薬品および輸入薬品は、厳格な技術審査、評定および行政審査、認可を受けなければならない。中国国内では、薬品批准文号または輸入薬品登録証書（医薬製品登録証）を取得したものだけ生産または販売ができる。

4.1.3. 農薬産業の許可証と登記制度

（1）農薬企業許可証制度

中国の農薬産業もまた許可証制度を実施している。農薬を取り扱う企業は一定の資金、人員条件を満たしていなければならず、関連部門の審査と認可を経て生産経営許可証が発行された後、当地の工商行政機関に於いて工商登記を行える。「農薬産業管理業務の更なる強化に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知」（発改弁工業[2008]485 号）によれば、2008 年 3 月 1 日より、新たに立ち上げる農薬企業の、審査と認可に必要な資金の最低条件は、原薬企業の登録資本金が 5000 万人民元を下回ってはならないこと、投資規模が 5000 万人民元を下回ってはならないこと（土地の使用費を含まない）である。許可を経ずにして、無断で農薬生産の企業を立ち上げるか、農薬生産許可証または農薬生産許可文書を取得しない関連の責任者に対しては、農業部門が「農薬管理条例」と関連規定に基づき処分を行う。

（2）農薬製品登記制度

中国では農薬登記制度が実施されている。農薬管理条例によれば、農薬生産（原薬生産、製薬加工と小分け詰めを含む）と農薬輸入は、登記が必須となる。

中国国内で初めて生産される農薬と初めて輸入される農薬の登記に対しては、田畑での実験段階、臨時登記段階（臨時登記証を発行）と正式登記段階（登記証を発行）に分けてそれぞれ登記を行っていく。正式登記又は臨時登記された農薬で、登記の有効期限内に剤形、含有量または使用範囲、使用方法を変更した場合は、生産者は変更登記を申請しなければならない。他の生産者登記済みの農薬製品と同じものを生産する場合、生産者は、農薬登記を申請しなければならず、農薬のサンプルと関連資料を提供し、農業行政主管部門によって農薬登記証が発行されるのを待たなければならない。

4.1.4. 化粧品産業の許可証制度

（1）化粧品産業の許可証制度

中国は、衛生許可証制度を実施することで化粧品生産企業に対し衛生監督管理を行っている。

「化粧品衛生管理条例」によれば、省、自治区、直轄市の衛生行政部門より許可された上「化粧品生産企業衛生許可証」が発行される。「化粧品生産企業衛生許可証」の有効期間は 4 年で、2 年毎に再認証が行われる。「化粧品生産企業衛生許可証」を取得していない単位は、化粧品生産に従事してはならない。また、「国家食品薬品監督管理局の主な職責内設機構と人員編成にかかわる規定の印刷配布に関する国務院弁公庁の通知」によれば、化粧品衛生許可、衛生監督管理および化粧品関連の審査許可業務は、食品薬品監督管理局に取り次がれる。よって、化粧品衛生許可証も各地の食品薬品監督管理機関により発行される。「化粧品生産企業衛生許可証」を取得していない企業、無断で化粧品を生産する企業または個人に対する処分も、食品薬品監督管理機関によって行われる。

（2）化粧品認証制度

化粧品生産企業は、製品を市場に投入する前に、必ず国家の化粧品衛生標準に基づいて衛生品質検査を受けなければならず、検査に合格した製品には、合格の標識が付される。検査を経ていなかったり、衛生基準に適合しない製品は出荷できない。化粧品経営企業は、品質合格標識の無い化粧品を販売してはならない。国家の化粧品衛生標準に適合しない化粧品を生産または販売する企業に対しては、主管機関は製品と違法所得を没収し、且つ違法所得の 3～5 倍の罰金を科すことができる。犯罪を構成した場合は、司法機関により関連責任者の刑事責任が追及される。

4.2. 食品産業に於ける品質監督管理体系

4.2.1. 関連立法状況

1995 年、「中華人民共和国食品衛生法」が公布され、施行された。同法は、中国の食品産業を監督管理する法律体系に於いて最も重要な法律である。同法

は食品、食品添加剤、包装容器等の衛生、食品衛生管理および監督などの側面について比較的詳細な規定を定めている。

同法律の下、「保健食品管理弁法」、「食品衛生行政処罰弁法」、「飲食業食品衛生管理弁法」、「出入港に於ける食品衛生監督管理規定」、「食品衛生許可証管理弁法」、「流通領域に於ける食品安全管理弁法」、「食品リコール管理規定」、「新資源食品管理弁法」、「食品標識管理規定」等一連の規章や法律が相次いで施行された。これら法規は、「食品衛生法」の関連規定を細分化し、食品市場に於ける監督管理の職責を区分し、また自然食品や新資源食品等の新たな食品の生産や経営に対しても制限規定を設けた。

2009 年 2 月 28 日、全国人民代表大会は、食品安全法（同法は 2009 年 6 月より施行される予定である。食品衛生法は食品安全法が施行されると同時に廃止される）を採択した。同法の制定は中国の食品安全が立法から監督管理まで全方位の重大転換が行われたことを意味し、食品安全リスク監視測定、安全標準、添加剤、リコール制度、検査免除制度の廃止、事故処置メカニズムの改善、法的責任の強化等の側面が強化された。

4.2.2. 監督管理機構とその監督管理職能

食品産業の監督管理は、複数の管理者による管理という原則に基づいて行われる。その監督管理部門には衛生部門、食品薬品監督管理部門、製品品質監督管理部門、工商部門および商務部、農業部等の部門が含まれる。食品の監督管理に関連する法文書が数多く存在する為、各部門はそれぞれ異なる法文書よりその管理を行うが、往々にしてこれら文書から特定の案件を管轄する依拠を探し当てることができる。それゆえ、食品産業市場に対する従来の監督管理および法執行は実質上一種の混乱状況にあった。食品産業に対する各主体の監督管理行為を規範付ける為、2004 年、中央機構編制委員会弁公室は「食品安全監督管理部門の職責分担の関連問題をさらに明確にすることに関する通知」（中央編弁発[2004]35 号）を制定し、また国務院も「食品安全業務の更なる強化に関する決定」（国発[2004]23 号）を公布し、食品産業の監督管理につき、1

つの監督管理部分が1つの部門によって行うという原則を決め、分段監督管理を主とし、品種監督管理を補とする方式をとった。この2部の文書により、各部門間に於ける監督管理の職責の分担は以下の通りとなる。

（1）　農業部門は初級農産品生産部分の監督管理の責任を担う。

（2）　品質監督管理部門は食品生産加工部分の監督管理の責任を担う。従来衛生部門が責任を担っていた生産加工部分の食品衛生監督管理の職責は品質監督管理部門の主管となる。

（3）　工商部門は食品流通部分の監督管理の責任を担う。

（4）　衛生部門は飲食業、食堂等の消費部分の監督管理の責任を担う。

（5）　食品薬品監督管理部門は食品の安全に対し総合的に監督し、重大な事故が起きた場合、法により調査・処分を組織し、部門間協調を図る。

政府機構改革の展開につれ、食品産業の監督管理状況にも再び変化が現れた。2008年、衛生部の管轄とする国家食品薬品監督管理局が設立された。「国家食品薬品監督管理局の主な職責内設機構と人員編成の規定」（国弁発[2008]100号）により、飲食業、食堂等の消費部分の監督管理の職責は食品薬品監督管理部門が担う事となった。食品産業の監督管理は以下の通り調整された。

（1）　衛生部門は食品生産、流通部分の衛生規範と条件を提出し、食品生産、流通許可の条件に取り入れるとともに、食品安全の総合協調を図り、食品安全重大事故の調査・処理を組織する職責を有する。

（2）　国家食品薬品監督管理局は飲食業、食堂等消費部分の食品衛生許可の監督管理の責任を担う。

（3）　国家質量監督検査検疫総局は食品生産部分の許可につき監督管理の責任を担う。

（4）　国家工商行政管理総局は食品の流通部分の許可につき監督管理の責任を担う。

新たに制定された食品安全法は、上記食品産業の監督管理システムについて大きな変革をもたらしていない。同法第4条の規定によれば、食品産業の中央監督管理機構には、主に国務院食品安全委員会（新設）、衛生、品質監督管理、

工商、食品薬品監督などの部門が含まれる。そして各部門の職責は以下のとおりである。

1）　食品安全委員会の職責は国務院が決める。

2）　国務院衛生行政部門は食品安全の総合協調職責を負い、食品安全リスクの評価、食品安全標準の制定、食品安全情報の公布、食品検査機構の資質認定条件と検査規範の制定、重大な食品安全事故の調査処理の組織を担当する。

3）　国務院の品質監督管理、工商行政管理と国家食品薬品監督管理部門は、それぞれ食品生産、食品流通、飲食サービスに対し監督管理を実施する。

食品産業監督管理体系図

4.2.3. 偽造冒用行為とその処理方式

食品産業の偽造冒用行為には、他人の登録商標の冒用、食品標識（自然食品標識、国家標準等）の偽造冒用、衛生許可証の偽造冒用、輸入食品検査合格証の偽造冒用等が含まれる。

（1）他人の合法的な商標の冒用の処理方式

食品産業に関する中国の専門法は主に、食品安全維持という目的で制定されたものである。食品は安全上何ら問題が無い場合、当該食品を処理する際、上

記法律が適用できない。

そのため、一般では、食品生産経営者による他人の合法的な商標の冒用行為に対しては、商標冒用の製品にはその他の違法事由、たとえば特定の食品の国家標準または産業標準に適合しなかったり、偽造の衛生許可証を使用したり、食品標識を偽造冒用したりすることがみられない場合、工商部門は商標法と不正競争防止法の関連規定に基づき、調査・処分する権限を持つ。処理方式には、生産停止命令、違法所得の没収、生産道具および製品の没収と廃棄、罰金等が含まれる。犯罪に該当する場合は、工商部門は案件を司法機関に遅滞なく移送しなければならない。

(2) 衛生許可証の偽造冒用に対する処理方式

衛生許可証偽造冒用行為は、食品薬品監督管理部門が関連法律に従って処理する。食品衛生法第 40 条は、衛生許可証を取得していないか、衛生許可証を偽造して食品の生産経営活動に従事する企業または個人に対し、違法所得を没収し、且つ違法所得の倍以上 5 倍以下の罰金を科する、違法所得が無い場合は、500 人民元以上 3 万人民元以下の罰金に処すると規定している。よって、この種の偽造冒用行為に対する処理方式には、生産停止命令、違法所得の没収、罰金等が含まれる。

(3) 食品標識の偽造冒用に対する処理方式

標識管理の側面では、品質監督検査検疫総局は 2007 年に「食品標識管理規定」を制定し、食品標識の使用を規範した。同部門規章は「製品標識標記規定」に比べ、実行可能性の面で強化されたほか、詳細な規定を置いている。同部門規章は、標記すべき内容、たとえば食品名称、産地、生産期日と賞味期限、成分などを規定しており、また、標識の位置、サイズ及び違法標記行為に対する罰則も定めた。「食品標識管理規定」が明確にした品質監督管理部門の監督管理範囲内の行政処分事項は、具体的に以下のとおりである。

違法標記行為	行政処分	法根拠
食品又はその包装上に標識を付しない行為	期間限定是正命令、1 万元以下の罰金に処する	食品標識管理規定第 26 条

<table>
<tr><td>食品の名称、食品の産地、生産者名称と住所を標記せず、又は正確に標記しない行為</td><td rowspan="2">期間限定是正命令、期間を過ぎても是正しないものに対し、500 元以上 1 万元以下の罰金に処する</td><td rowspan="2">食品標識管理規定第 27 条</td></tr>
<tr><td>食品の成分、国家標準、産業標準又は登録の生産者標準号を標記せず又は正確に標記しない行為</td></tr>
<tr><td>１）食品の生産期日と賞味期限を明晰に標記しない行為
２）貯蔵条件によって食品の賞味期限が変る場合、同特定貯蔵条件を標記しない行為</td><td rowspan="2">是正命令。情状が重大である場合、生産販売を命じるとともに、違法に生産、販売される製品の価値の 30%以下の罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する</td><td rowspan="2">食品標識管理規定第 28 条
製品品質法第 54 条</td></tr>
<tr><td>非食用品が混入され、誤って食べられたり、不当使用により、人体に危害を及ぼす可能性があるにもかかわらず、標識上に警告標識又は中国語による警告説明がなされない行為</td></tr>
<tr><td>許可証管理を実施する食品で、生産許可証番号と標識を標記しない行為</td><td>期間限定是正命令。期間を過ぎても是正しない場合、違法に生産、販売した製品価値の 30%以下の罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が重大な場合、生産許可証を取消す</td><td>工業製品生産許可証管理条例第 47 条</td></tr>
<tr><td>生産許可証番号と標識を偽造、冒用、変造する行為</td><td>是正命令。違法に生産、販売した製品を没収し、且つ違法に生産販売した製品の価値と等値以上 3 倍以下の罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する</td><td>工業製品生産許可証管理条例第 51 条</td></tr>
<tr><td>食品の名称又は説明中に「栄養」、「強化」等の文字を使っているにもかかわらず、同食品の栄養素とカロリーを標記しない行為</td><td>期間限定是正命令。期間を過ぎても是正しない場合、5000 元以下の罰金に処する</td><td>食品標識管理規定第 31 条</td></tr>
<tr><td>標識の中に以下の内容が含まれている場合
1) 疾病の予防、治療作用を明示又は暗示する
2) 非保健食品であるにもかかわらず、保健作用を有することを明示又は暗示する
3) 欺罔又は誘導の手段で食品を説明する
4) 根拠のない製品説明
5) 文字又は図案は民族慣習を尊重せず、差別的な説明がなされている場合</td><td>期間限定是正命令。期間を過ぎても是正しない場合、1 万元以下の罰金に処する</td><td>食品標識管理規定第 32 条</td></tr>
</table>

6) 国旗、国徽又は人民元等と同一の図案を使用した標識 7) そのた法律、法規と標準が標記を禁止した内容		
食品の生産期日と賞味期限を偽造又は虚偽標記する行為	期間限定是正命令。500 元以上 1 万元以下の罰金に処する。情状が重大で、悪結果をもたらす場合、関連法律、行政法規の規定により処罰する。	食品標識管理規定第 33 条
食品標識を食品又はその包装と分離する行為	期間限定是正命令。5000 元以下の罰金に処する	食品標識管理規定第 35 条
直接販売される食品又はその包装上に食品標識を標記しない行為。 食品標識に規範ではない中国語文字を使用する行為。 食品又はその包装の最大表面面積が20平方センチメートルを超えたにもかかわらず、高さ1.8ミリを下回る文字、符号、数字を使用する行為。 食品又はその包装の最大表面面積が10平方センチメートルを下回る場合、食品の名称、生産者名称と住所、分量及び生産期日と賞味期限のみ標記することができるという規定に違反する行為。	期間限定是正命令。期間を過ぎても是正しない場合、1 万元以下の罰金に処する	食品標識管理規定第 36 条

注：食品産業におけるその他の違法標記行為については、本報告書 3.2.5 を参照

4.2.4. 法執行に存在する不足と問題点

(1) 監督管理が分散なため、偽造冒用行為取締に限界がある

前述のとおり、食品産業にも様々な偽造冒用行為が存在する。この種の偽造冒用行為に対し、各行政機関は往々にして異なる法根拠を基に処理を行っている。監督管理を行使する行政機関が 1 つに纏まらず、また部門間連携も見られないため、一見完璧な監督管理体制も、権利救済を求める権利者に障碍をもたらしている。事実、偽造冒用を行った製品の生産者または経営者を対象にする権利者の申立は、行政機関に法的権限を持たない事を理由に拒絶される可能性

がある。権利者が関連規定の閲覧に時間を費やし、ようやく行政申立機関を選定できたとき、取り締まりのタイミングを既に逃してしまい、偽造冒用行為者に対し効果的な行政処罰を講じえなくなる。これは実際問題に於いて、偽造冒用行為者が受ける行政処罰力を弱め、威嚇作用を充分に発揮できない原因となっている。

（2）監督管理の重複と監督管理の空白状況が同時に存在する

現在、中国では食品安全に対する監督管理の模式は、分段管理を主とし、品種管理を補とする形で行われる。つまり、1つの部分が1つの部門によって監督管理され、重点的な品種の監督管理は特定部門が専門的に行う。このような「リレー式」の監督管理方式は繋がりが深そうに見えるが、実際の監督管理に於いては以下のような2つの問題が存在する。

第一に監督管理の重複である。これは各部門がばらばらに政策を提出したり、各部門の職能が交差したり、複数の部門が同時に法執行を行ったりする状況を言う。特に監督管理に於いて部門利益に係る際、これら「監督管理争い」の現象は特に際立つ。前述の偽造冒用行為に対する分析は全て単一の特定行為によるものであり、一つの製品につき2種類以上の偽造冒用行為が同時に存在する場合は、複数の部門が法執行を争う現象が生じかねない。そして関連行政部門は上級の行政機関が案件の主管部門を決めるのを待つ間、偽造冒用行為を効果的に取締るタイミングが過ぎてしまう可能性がある。

第二に、監督管理の空白が挙げられる。具体的な職責分担が不明確であったり、部門にとって無益である場合には、「放任（管理する部門が無い）」と言う監督管理空白の現象がおきる。特に分段に於ける上下の引継ぎ点で「監督管理の断裂」が表れやすい。かの三鹿粉ミルク事件を例にあげると、調査によれば、事件がおきる直接的な原因は牛乳を買い付けた過程でメラミンが不法に加えられた事にある。牛乳買い付けは食品が出回る以前の源とも言える時期に属するのか、それとも流通部分または生産加工部分に属するのか、境界線を引くのが難しい。三鹿粉ミルク事件は純粋な意味での偽物製品事件ではないが、この事件により、監督管理の空白が食品品質監督管理体系に於いて確かに存在して

いることが窺える。

（3）行政処理の時間が不確定である

食品産業の専門法である食品衛生法とその他の偽造冒用行為を規律する関連行政処理根拠は、行政処理または行政処罰の時間に対し法的制限を設けていない。「技術監督行政案件処理手続の規定」のみが、品質監督管理部門の案件処理期限について規定を設けている。つまり、技術監督行政部門は、一般に 3 ヶ月以内に案件の処理を終了させなければならない。無論、各品質監督管理部門では、案件の処理期限に関する内部規定が置かれている可能性もあろうが、社会公衆は同情報を知ることができないため、各品質監督管理部門が下す行政処理の結果に対し監督を行うことができない。

4.3. 薬品産業の品質監督管理体系

4.3.1. 関連立法状況

1984 年、全国人民大会常務委員会は審議により「中華人民共和国薬品管理法」を採択した。同法は初めて法律と言う形式で薬品の開発、生産、経営および使用について規定を定め、偽物劣悪薬品を生産、販売した場合の法的責任を明確にし、中国の薬品に対する監督管理業務を法制の軌道に乗せた。同法は 2001 年に改正され、主な改正内容には、薬品標準の統一、地方標準の撤廃、偽物劣悪薬品生産販売責任の重大化、薬品生産経営品質管理の規範を法定要求として明確化などが含まれる。

薬品管理法の下、国務院は 10 数部薬品と関連する行政法規を公布した。それには主に、「食品等製品の安全監督管理の強化に関する特別規定」、「中華人民共和国薬品管理法実施条例」、「麻酔薬品及び精神薬品管理条例」、「放射性薬品管理弁法」、「血液製品管理条例」、「ワクチン流通と予防接種管理条例」、「反興奮剤条例」、「易製毒化学品管理条例」、「漢方薬品種保護条例」等が含まれる。同時に国家薬品監督管理部門は多くの規章を制定した。それには主に、「薬品リコール管理弁法」、「薬品登録管理弁法」、「薬物非臨床研究品質管理規範」、

「薬品生産監督管理弁法」、「薬品経営許可証管理弁法」、「薬品流通監督管理弁法」があるが、そのほかにも、衛生、工商、税関等の部門と共同で、「薬品不良反応報告と監視測定管理弁法」、「薬品広告審査発布基準」、「薬品広告審査弁法」、「薬品輸入管理弁法」、「蛋白同化製剤、ペプタイドホルモンの輸出入管理弁法（暫定）」等を公布した。これらの法律、法規、規章は中国の薬品産業の法体系を構成している。

4.3.2. 監督管理機構と監督管理職能

1998 年、中国では国家薬品監督管理局が設立された。そして 2003 年には国家食品薬品監督管理局が設立され、薬品（漢方薬剤、漢方薬を飲みやすい形状にした物、直接服用できるように加工された漢方薬、化学原料薬とその製剤、抗生物質、生物化学薬品、血清、ワクチン、血液製品および診断薬等を含む）および医療機器の研究、生産、流通、使用について行政監督と技術監督の責任を負う。国家食品薬品監督管理局は現在、専ら薬品産業を監督管理する機構である。この他にも、中国の行政機構体系では、薬品産業に対し監督管理の職権を有する機構として、品質監督管理部門、工商部門と衛生部門が挙げられる。

食品薬品監督管理部門の薬品産業に於ける主な監督管理職能は、次の通りである。薬品安全監督管理政策の制定、計画と実施の監督、関連法律法規と部門規章草案起草作業への参与、薬品行政監督と技術監督の責任負担、薬品開発、生産、流通、使用の側面の品質管理規範の制定と実施の監督、薬品登録と監督管理の責任負担、国家薬品標準の制定と実施の監督、薬品不良反応監視測定活動の組織・展開、薬品の再評価と淘汰の責任負担、国家基本薬物目録の作成への参与、関連部門による国家基本薬物制度の実施に対する協力、処方薬と非処方薬分類管理制度実施の組織、薬品品質安全の監督管理、放射性薬品、麻薬薬品、毒性薬品や精神薬品の監督管理、薬品品質安全情報の公表、薬品の開発、生産、流通、使用の面における違法行為取締の組織。

品質監督管理部門の薬品産業に於ける主な監督管理職能は、薬品監督管理部門の監督管理範囲外の薬品品質問題及び標識問題に対する監督管理である。工

商部門の監督管理職能は主に、薬品市場において他人の合法な商標を冒用する行為、他人の薬品包装を偽造冒用する行為の摘発である。衛生部門の監督管理職能は主に、立法、国家医薬政策の制定ならびに薬品安全監督管理業務実施の組織と統轄である。

4.3.3. 偽造冒用行為とその処理方式

薬品監督管理部門（国と地方の食品薬品監督管理局）の監督管理範囲内にある偽造冒用行為ならびに関連処理方式は、以下の表が示すとおりである。

偽造冒用行為	処分方式	法根拠
偽物薬品生産販売—— １）薬品が含む成分は国家薬品標準が規定する成分と適合しない ２）薬品でないものを薬品と偽ったり、薬品 A を薬品 B と偽る行為 ３）国務院薬品監督管理部門が使用を禁止したものを生産販売する行為 ４）本法により許可を受ける必要がある薬品について、許可を受けずに生産、輸入する行為。本法により検査を受ける必要がある薬品について、検査を受けずに販売する行為 ５）変質の薬品を生産販売する行為 ６）汚染された薬品を生産販売する行為 ７）本法により許可番号を取得する必要がある原料薬について、許可番号を取得せず原料薬を生産する行為 ８）規定範囲を超え、適応症又は効能効果を標記する行為	違法に生産販売した薬品と違法所得を没収し、且つ違法に生産販売した薬品の価値の 2 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。薬品許可証明文書を有しているものについてはこれを取消し、且つ生産営業停止命令を命じる。情状が重大な場合には、「薬品生産許可証」、「薬品経営許可証」又は「医療機構製剤許可証」を取消す。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。	薬品管理法第 74 条
劣悪薬品生産販売—— 1) 薬品成分の分量が国家薬品標準に適合しない薬品を生産販	違法に生産販売した薬品と違法所得を没収し、且つ違法に生産販売した薬品の価値の 1 倍以上 3 倍以下の罰	薬品管理法第 75 条

売する行為 2) 有効期間を標記せず、又は有効期間を改竄された薬品を生産販売する行為 3) 生産許可番号を標記せず、又は改竄された薬品を生産販売する行為 4) 有効期間を超えた薬品を生産販売する行為 5) 使用許可を得ていない、薬品に直接触れる包装材料と容器を使用する薬品を生産販売する行為 6) 無断で着色剤、防腐剤、芳香剤、矯味剤及び補助物を添加した薬品を生産販売する行為 7) その他薬品標準の規定に適合しない薬品を生産販売する行為	金に処する。情状が重大な場合、生産営業停止命令又は薬品許可証明文書の取り消し、「薬品生産許可証」、「薬品経営許可証」又は「医療機構製剤許可証」を取消す。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。	
「薬品生産許可証」、「薬品経営許可証」又は「医療機構製剤許可証」を取得せず、薬品を生産、経営する行為。	取締る。違法に生産販売された薬品と違法所得を没収し、且つ違法に生産販売した薬品の価値の 2 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。	薬品管理法第 73 条
許可証又は薬品許可証明文書の偽造、変造、売買、レンタル、貸し出し行為	違法所得を没収し、且つ違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。情状が重大な場合、売り手、レンタル業者、貸主の「薬品生産許可証」、「薬品経営許可証」、「医療機構製剤許可証」又は薬品許可証明文書を取消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。	薬品管理法第 82 条
1) 薬品の包装には、規定どおりにラベルが印刷または貼られていない。薬品には説明書が添付されていない 2) ラベル又は説明書において、薬品の通用名称、成分、規格、生産者名称、許可番号、製品認可	偽物薬品、劣悪薬品にかかわらない場合、是正を命じ、警告を与える。情状が重大な場合、当該薬品の許可証明文書を取消す。 偽物薬品、劣悪薬品にかかわる場合、偽物薬品、劣悪薬品に対する処分方式で処分する。	薬品管理法第 86 条

番号、生産期日、使用期限、適応症又は効能効果、用法、用量、使用上の注意等を標記しない行為 3) 麻酔薬品、精神薬品、医療用毒性薬品、放射性薬品、外部用薬品と非処方薬のラベルには、規定どおりの標識を印刷しない行為		

職責分担の原則により、品質監督管理部門が監督管理できる薬品偽造冒用行為は、以下のとおりである。

1） 薬品標識上の製品産地を偽造する行為、他人の生産者名称と住所を偽造又は冒用する行為に対しては、品質監督管理部門は是正命令、違法に生産販売した製品の没収且つ違法に生産販売した製品の価値と等値以下の罰金に処する権限、違法所得がある場合には違法所得の没収命令、情状が重大な場合には営業免許の取消命令を有する。

2） 製品バーコードの偽造又は冒用行為につき、品質監督管理部門は、薬品の生産者に対しては是正を命じるとともに、3 万元以下の罰金に処することができる。また、薬品の販売者に対しては是正を命じるとともに、1 万元以下の罰金に処することができる。

工商部門が監督管理できる薬品偽造冒用行為は、以下のとおりである。

1） 他人の登録商標を偽造冒用する製品を生産、調剤する行為につき、工商部門は、行為者に対し権利侵害行為の即時停止命令、権利侵害製品、権利侵害製品の製造と登録商標標識の偽造に用いる道具の没収、廃棄命令、更に罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は、責任者に刑事責任を追及できる。

2） 他人の知名薬品の包装を模倣する行為に対しては、工商部門は、違法行為の停止、違法所得の没収、罰金を命じなければならない。情状が重大である場合は、営業免許を取消すことができる。劣悪製品を販売した等で犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

4.3.4. 法執行に存在する不足と問題点

（1）監督管理重複の現象が目立つ

異なる法律の規制領域が重なっていると、法執行の面でも監督管理重複の現象が伴う。薬品産業の場合、各部門の間では、食品産業で見られる細かな監督管理の分担がなされないため、監督管理重複の現象がより目立つ。許可証を持たない生産・経営行為を例にしてみると、薬品監督管理部門は薬品管理法に基づき同行為を摘発する権限を持つが、これに対し品質監督管理部門もまた工業製品生産許可証管理条例と工業製品生産許可証管理弁法に基づき同行為を摘発する権限を持つ。なお、2 種類以上の偽造冒用行為が同一商品上で行われた場合、監督管理重複の現象が一層顕著になる。

監督管理が重複する状況では、複数の部門が法執行の主体となりうるが、異なる法根拠に基づき下される各行政部門の行政処罰の程度もまた異なってくる。同一事件を 2 度処罰しないとする原則は行政処罰法の一大原則である為、１つの部門が、許可証を持たない薬品生産行為等の違法行為に対し処罰を行った場合、その他の部門は管轄権を有していても同違法行為に対し処罰を再度下す事はできない。既に決定された行政処罰には懲罰力が足りない場合、効果的な偽造冒用行為取締りが期待できない。

（2）インターネット上での偽薬の横行が監督管理の盲点に

電子商取引が盛んになるにつれ、薬品ネット販売も薬品流通の１つのルートとなった。しかしインターネットは虚構性の特徴があるため、薬品販売サイトは、誇張した宣伝文句を利用したり、違法の宣伝手段を利用して広告を掲示する状況が殆どである。一部の薬品販売サイトは、彼らは自身が研究および治療機構の権威であり、専門家を多く率いていると謳ったり、中国科学院院士又は国務院から特別な補助を受ける専門家が在籍していると称したり、多くの患者例を宣伝に使ったり、有効率と治癒率に関する大量のデータを示し、副作用が無いことを謳ったりしている。

中国の現行インターネット立法状況では、偽物製品電子商取引を規制できて

いない。そのため、薬品電子商取引は薬品産業の監督管理の盲点となっている。また、電子商取引を営む者が正確の身分情報を提供する義務を負わないため、関連部門は相応の法的責任を追及するのは大変困難である。これら偽薬販売者は自己のウェブサイトが封鎖されても、IP アドレスを変えることで再犯を繰り返すことができる。

4.4. 農薬産業の品質監督管理体系

4.4.1. 関連立法状況

中国では現在、農薬産業に於いては専門法が制定されていない。農薬産業の法体系は主に、農薬管理条例を中心に作られている。農薬管理条例は主に、農薬の登記制度を規定し、農薬の生産、経営、使用活動を規範し、農薬の違法行為の法的責任等の問題を確定した。後に、農業部はこれを基礎とした上で「農薬管理条例実施弁法」を公布し、条例の内容と規定を更に細分化した。また、中国発展改革委員会は 2004 年、農薬生産管理弁法を制定することで、農薬生産企業の審査・認可制度を強化し、農薬生産活動の規範化をさらに図った。

4.4.2. 監督管理機構と監督管理職能

農薬産業の監督管理機構には農業部門、工商部門、品質監督管理部門等が含まれる。

農業部門は主に、農薬製品の登記、農薬生産経営許可証の発行等の責任を担っており、以下の違法行為に対して行政処理権を有する。

1） 農薬登記証または農薬臨時登記証を取得せず、無断で農薬を生産、経営するか、登記取消済みの農薬を生産、経営する行為。

2） 農薬登記証または農薬臨時登記証の有効期限が満了しても期間延長登記を行わず、無断で当該農薬の生産を継続する行為。

3） 包装に標識が付されていなかったり、標識に欠陥があって不明確であったりまたは無断で標識内容が改竄された農薬製品を生産、経営する行

為。

4） 農薬の安全使用に関する国の関連規定に基づかずに農薬を使用する行為。

5） 偽物劣悪農薬を生産、経営する行為。

工商部門は、商標法、製品品質法および国務院の関連規定に基づき、農業産業の一部の偽造冒用行為を摘発する権限、流通領域に於ける農薬製品品質監督管理の権限、農薬の広告を監督する権限を有する。

品質監督管理部門の監督管理職権は、主に以下のとおりである。

1） 審査・認可を経ずにして無断で農薬生産企業を立ち上げる行為、または農薬生産許可証、農薬生産許可文書を取得せず無断で農薬を生産する行為を摘発する権限。

2） 農薬生産許可証または農薬生産許可文書の規定に従わず無断で農薬を生産する行為を摘発する権限。

3） 他人の生産者名、住所又は農薬の生産ロッドナンバーを冒用する行為を摘発する権限。

4） 生産領域において農薬製品の品質に対し監督管理を行う権限。

4.4.3. 偽造冒用行為とその処理方式

農薬産業の偽造冒用行為には主に、他人商標の偽造冒用行為、農業生産経営許可証の偽造冒用行為、農薬許可証書の偽造または冒用行為、農薬登記証、農薬包装の偽造冒用行為が含まれる。

他人商標の偽造冒用行為に対しては、工商部門は商標法の関連規定に基づき、行為者に権利侵害行為の即時停止命令、権利侵害商品と権利侵害商品の製造に用いる道具、登録商標標識の偽造に用いる道具の没収・廃棄命令、更には罰金令を下すことができる。

農業生産経営証の偽造冒用行為および農薬許可証書の偽造または冒用行為は、品質監督管理部門より処分される。処理方式には生産停止命令、違法所得の没収、罰金等が含まれる。

農薬登記証の偽造冒用行為は、農業部門より処分される。処理方式には生産、経営の停止命令、違法所得の没収、罰金等が含まれる。

知名農薬製品包装の偽造冒用行為は、工商部門が不正競争防止法に基づき処分する。処理方式には違法行為の停止命令、違法所得の没収、罰金が含まれ、情状が重大である場合は、営業免許を取消すことができる。

4.4.4. 法執行に存在する不足と問題点

（1）偽物農薬製品取締りには限界がある

合法的な登記登録を経て、製品に農業生産経営許可証、農薬許可証書、農薬登記証の 3 つを揃い、製品の品質も基本的に合格させる状況を整った上、商品と名称の面において国内外の著名な農薬会社のブランド農薬を模倣し、消費者を混同させることで市場シェアの早期拡大を図る中小農薬企業は一部存在する。一般の販売店や消費者は注意深く製品を分別しない限り、騙される可能性が高い。このような偽物農薬生産業者に対しては、その製品が偽物農薬または劣悪農薬であると認定するのが難しく、商標権侵害や不正競争行為として摘発するしかない為、取締の効果には限界がある。また、このような農薬の出荷スピードが速く、生産期間が短期であった場合は、主管部門が追跡調査しにくい。このような模倣冒用権利侵害行為は主に、農薬政策、法規および管理上に存在する抜け穴を利用することで公的機関の監察の目を潜り抜けるものであるが、現在蔓延態勢にあり、農薬市場に於ける公平競争を大きく妨げている。

（2）完全な偽造冒用農薬の製作手段の隠蔽

現在、市場には完全な偽造冒用方式が多く存在している。このような偽造冒用方式には次のような特徴がある。つまり売れ行きが好調な製品、知名企業の製品を中心に完全な偽造冒用行為が行われるが、生産される多くの製品は品質不合格品である。偽造冒用行為を行う企業の中には、合法に経営できるものもあるが、違法にてやみ営業を行うものもある。これら者の殆どは著名企業の製品名称、商標、三証（農業生産経営許可証、農薬許可証書、農薬登記証）、甚だしい時には企業名称も冒用している。一部の偽造冒用者は、様々な販売代理

や委託販売の名義の下で、販売者の識別能力が低い事や、損得勘定の心理を利用し、商品配達や手ごろな価格、売掛金等の手段を用いて顧客を集めている。これら偽物劣悪製品は往々にして正規品、知名農薬企業の製品と名乗っており、一旦発見されると大きな損害を被るのは正規製品の生産者である。模倣冒用農薬に比べ、この種の偽造冒用農薬が社会に与える危害は更に大きく、品質監督管理部門と農薬行政管理部門の監督管理に困難をもたらしている。

4.5. 化粧品産業の品質監督管理体系

4.5.1. 関連立法状況

中国では、化粧品産業関連の専門立法は多くない、それに立法レベルも低い。主には、「化粧品衛生監督条例」、「化粧品衛生監督条例実施細則」、「化粧品標識管理規定」と「輸出入化粧品監督検査管理弁法」等がある。

4.5.2. 監督管理機構と監督管理職能

化粧品産業の監督管理機構には主に、衛生部門、食品薬品監督管理部門、工商部門、品質監督管理部門等が含まれる。

化粧品産業に於ける衛生部門が有する監督管理の職責は主に、化粧品衛生許可の発行、化粧品関連の審査許認可、化粧品衛生事件処理の統轄、化粧品監督管理政策の制定、化粧品産業部門規章の制定等にある。しかし 2008 年に国務院機構改革が行われてから、化粧品衛生許可、化粧品関連の審査許認可等の職責は食品薬品監督管理部門の主管となった為、化粧品産業に於ける衛生部門が有する監督管理の職責は現在明確ではなく、関連業務の統轄や部門規則の制定が化粧品産業に於ける同部門の主な業務内容ではないかと思われる。

食品薬品監督管理部門の化粧品産業に於ける主な監督管理の職責は、以下の通りである。

(1) 化粧品監督管理政策の制定、関連法律法規と部門規章草案の起草を参画し、実施を監督する。

（2） 化粧品衛生許可、衛生監督管理と化粧品関連の審査許認可業務を担当する。

（3） 化粧品の開発、生産、流通、使用の側面にある違法行為に対し、摘発を組織する。

品質監督管理部門は主に、製品品質抜き取り検査の組織、製品品質の監督管理を担当する。工商部門は主に、商標偽造冒用行為と不正競争行為等の違法行為の取締りを担当する。

4.5.3. 偽造冒用行為とその処理方式

化粧品産業の偽造冒用行為には、化粧品生産許可証の偽造冒用行為、特殊用途化粧品生産許可文書の偽造冒用行為、化粧品標識違法行為、製品バーコード偽造冒用行為、他者の登録商標偽造冒用行為、他人の化粧品包装を偽造冒用する行為等が含まれる。

化粧品生産許可証の偽造冒用行為に対し、品質監督管理部門が法に基づき生産停止、製品および違法所得の没収、且つ罰金命令を下すことができる。

特殊用途化粧品生産許可文書の偽造冒用行為に対し、品質監督管理部門は製品と違法所得の没収、罰金を命じることができる。情状が重大な場合は、当該企業に生産停止命令又は「化粧品生産企業衛生許可証」取消命令を下すことができる。

標識違法行為は品質監督管理部門も監督管理できる。具体的な行政処分の内容は、下記表が示すとおりである。

違法標識行為	行政処分方式	法根拠
化粧品標識には、化粧品名称が標記されていない又は標記されたものの規定に適合しない場合	期間限定是正命令。期間が過ぎても改正しない場合は、1万元以下の罰金に処する。	化粧品標識管理規定第24条
化粧品標識には、化粧品の実際の生産加工地又は生産者名称、住所が法により標記されていない場合	期間限定是正命令。期間が過ぎても改正しない場合は、一万以下の罰金に処する。	化粧品標識管理規定第25条
製品産地を偽造する又は他人の生産者名称、住所を偽造冒用する場合	是正命令。違法に生産販売された製品を没収し且つ違法に生産販売した製品の価値と等値以下の罰金に処する。違法所得がある場合、合わせて違法所得	製品品質法第53条

	を没収する。情状が重大な場合は、営業免許を取消す。	
1) 化粧品の生産期日と品質保証期間又は生産許可番号と使用期間を明晰に標記せず、情状が重大である場合 2) 不当使用又は不当保存により化粧品そのものが損害する恐れ又は人体の健康と安全に危害を及ぼす可能性がある化粧品、児童など特定消費者が使用する化粧品につき、注意事項、中国語による警告説明、ならびに品質保証期間と安全性の要求を満たす保管条件等を標記せず、情状が重大である場合	生産、販売停止命令を下すとともに、違法に生産、販売された製品の価値の 30%以下の罰金に処する。違法所得がある場合、合わせて違法所得を没収する。	製品品質法第 54 条
化粧品標識には、全ての成分を漏れなく標記せず、標記方法が相応の標準に適合しない場合	期間限定是正命令。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する。	化粧品標識管理規定第 28 条
国家標準、産業標準番号、又は登記済みの企業標準番号を標記しない場合。品質検査合格証明を標記しない場合	期間限定是正命令。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する。	化粧品標識管理規定第 29 条
法により生産許可証標識と番号を標記しない場合	期間限定是正命令。期間を過ぎても完成しない場合は、違法に生産販売された製品の価値の 30%以下の罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が重大な場合、生産許可証を取消す。	中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例第 47 条
以下のような禁止内容を標記する場合。 1) 効能を誇大したり、虚偽宣伝したり、同類製品を低く評価する内容 2) 医療作用を明示又は暗示する内容 3) 容易に消費者に誤解又は混同を引き起こす製品名称 4) 法律法規と国家標準が標記を禁止するその他の内容	期間限定是正命令。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する。	化粧品標識管理規定第 31 条
1) 化粧品を包装物（容器）と分離する行為 2) 販売される化粧品そのものの包装上に直接標記しない行為 3) 販売される化粧品そのものの化粧箱に説明書を添付しない行為	期間限定是正命令。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する	化粧品標識管理規定第 32 条
1) 中国語標記を規定どおりに使用しない 2) フォント、標記内容に関する規定に違反する	期間限定是正命令。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する	化粧品標識管理規定第 33 条
以下の形式を採用した標記―― 1) フォントの大きさ、色の温度差または暗示作用を有する言語、図形、符号を利用し、消費者を誘引する 2) 化粧品標識にある化粧品の名称、生産期日と品質保証期間又は生産許可番号と期間限定使用期日を無断で改竄する	期間限定是正を命じるとともに 5000 元以下の罰金に処する。期間を過ぎても改正しない場合は、1 万元以下の罰金に処する	化粧品標識管理規定第 34 条

製品バーコード違法行為及びその処分方式については、本報告書 3.2.5 を参照。

他人商標の偽造冒用行為に対する行政処理方式には主に警告、違法所得の没収、違法商品の没収、罰金、営業免許の取消等が含まれる。工商部門は商標法の関連規定に基づき、この種の違法行為に対し処分を行うことができ、犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送する。

他人の化粧品の包装の偽造冒用行為に対する行政処理方式には主に違法行為の停止命令、違法製品と違法所得の没収命令、罰金、営業免許の取消等が含まれる。これら処罰は、工商部門が不正競争防止法に基づき行われる。違法製品の標識上において、製品産地の偽造、他人の生産者名・住所の冒用が行われた場合、製品品質法第 53 条に基づき、品質監督管理部門も管轄権を有する。

4.5.4. 法執行に存在する不足と問題点

（1）状況によっては各有権機関の間には監督管理の職権の衝突が依然として存在する

以上の偽造冒用行為のいずれの処理方式も一種の特定の偽造冒用行為に対してのみ行われるが、同一種の商品上で複数の偽造冒用行為が同時に行われた場合、有権機関間の監督管理の区分が不明確なものとなる可能性がある。商標の偽造冒用を例に挙げると、工商部門は商標法の関連規定に基づき偽物取締活動を行えるが、偽造冒用商標を使用する製品には品質問題が並存する場合、国務院 56 号公文により、流通領域における製品品質の問題が工商部門によって処理されるに対し、生産領域における製品品質の問題が品質監督管理部門が処理する。このように、商標の偽造冒用行為に関しては、工商部門は始終摘発を行う権限を持つが、生産領域の製品品質の問題は品質監督管理部門が主管する。各部門が自分自身の利益を優先にする場合、このような監督管理権限区分構造は法執行の混乱状態を招く可能性がある。

（2）化粧品偽造手段の隠蔽性が法執行に支障をもたらす

現在、市場において流通される偽造冒用化粧品は主に、模倣品とデットコピー製品があるが、後者が占める割合が大きい。一部の闇工場または小規模の工

場は使用済みの化粧品の包装ビンを購入し、中身を詰めなおした後直接市場に流通させる。これら偽物化粧品は、見た目が正規品と変らず、更に「密輸品」、「サンプル品」として宣伝される為、製品を安価で購入したい消費者を誘引する。また正規品の包装が使用されている為、主管機関は法執行過程においてこれら製品の違法生産者を追跡調査するのが大変難しく、偽造冒用化粧品の発生を抑制できない。

4.6. 品質監督管理部門の法執行状況に関する分析

以上の紹介と分析により、品質監督管理部門は製品品質を監督管理する専門的な国家機関として、食品、薬品、農薬および化粧品産業の監督管理体系に於いて重要な働きを行っていることがわかる。しかし特殊産業は国家経済と人民の生活に関わってくる為、国は通常、専門の政府機関を設立して監督管理を行うので、品質監督管理部門の行政法執行権限は一定の程度上制限を受ける。

4.6.1. 職責範囲と法執行の法根拠

特殊産業に於ける品質監督管理部門の主な職責は、生産領域にある製品の品質を監督管理し、証書を持たない生産行為、他人の生産者名・住所を偽造又は冒用する行為、認証標識を偽造又は冒用する行為、標識の違法使用行為等の違法行為に対する取締である。しかし、特殊産業の専門監督管理部門が存在するため、品質監督管理部門の職能は大きく制限される結果となる（多くの場合、特殊産業の専門監督管理部門と品質監督管理部門は、それぞれ異なる法律法規に則りある種の特定製品の品質問題に対しともに監督管理の権限をもつ)。

品質監督管理部門が有する具体的な監督管理の職責と法執行の根拠は以下の通りである。

偽造冒用行為の類型	行政処罰の権限	法根拠
完全な偽造冒用行為	違法所得の没収、違法製品の没収、罰金	製品品質法第 50 条、第 53 条

生産許可証の標識または番号を偽造または冒用する行為	違法所得の没収、違法製品の没収、罰金	工業製品生産許可証管理条例第 51 条、工業製品生産許可証管理弁法第 27 条
認証標識、品質標識を偽造または冒用する行為	違法所得の没収、違法製品の没収、罰金	製品品質法第 53 条
製品産地を偽造する行為、他人の生産者名・住所を偽造又は冒用する行為	違法所得の没収、違法製品の没収、罰金	製品品質法第 53 条
違法標識行為	違法行為差止命令、罰金、違法所得の没収など	製品標識標記規定 食品標識管理規定 化粧品標識管理規定
その他のバーコードを使用し製品バーコードを冒用する行為、他人の製品バーコードを偽造又は冒用する行為、登記登録を経ていないバーコード等を使用する行為	是正命令、罰金	商品バーコード管理弁法

注1)　品質監督管理部門の法執行根拠には、完全な偽造冒用行為を対象とする規定が無い為、完全な偽造冒用行為については製品品質法にある類似規定を適用するほかない。

注2)　表にある行政処罰の権限とは、各種の偽造冒用行為に対し品質監督管理部門が有する処罰権限で、ある種の特定の偽造冒用行為の管轄主体は品質監督管理部門に限らない。

4.6.2. 案件処理の一般的な流れと方式

特殊産業における品質監督管理部門の案件処理の流れと方式は、「技術監督行政案件の処理手続に関する規定」が適用される。具体的には、立案、調査･

証拠収集、審理、結案等に分けることができる（本報告書 1.2.4 を参照）。

4.6.3. 実際の法執行に存在する不足と問題点

（1）複数法執行の現状は実質上品質監督管理部門の行政法執行権限を弱める

特殊産業は消費者の利益と密接に関係することから、食品、薬品、化粧品分野の食品薬品監督管理部門、農薬産業の農業行政部門といった様に、各産業には専門的な監督管理機構が存在する。食品薬品監督管理部門と農業行政部門がその産業内の製品生産、製品品質に対し監督管理の職権を持つに対し、品質監督管理部門と工商部門は特殊産業に於いて品質監督と偽物取締の権限を行使する。そのため、特殊産業に於ける複数の行政機関による法執行の現象が際立つ。特殊産業の専門監督管理機構がある種の偽造冒用行為に対し処罰を下した場合、品質監督管理部門は当該行為をもはや再度処罰することができない。実際、特殊産業に於ける品質監督管理部門が有する行政法執行の権限はその他の専門監督管理機構の牽制を受ける。

化粧品を例にあげると、国の「化粧品衛生標準」に適合しない化粧品の生産販売行為に対し、「化粧品衛生監督条例」と「製品品質法」はともに規制している。また食品薬品監督管理部門と品質監督管理部門はそれぞれ上記 2 つの法律法規に基づき、摘発の権限を有する。実践では、食品薬品監督管理部門が化粧品市場において監督管理を行う際、通報・申立を受けた後に違法企業に対し摘発をし、行政処罰決定を下した場合、「一事不再罰」の原則により、品質監督管理部門はもはや同違法行為に対し行政処罰を再度行うことができない。特殊産業の製品品質監督管理職能の分散により、一方では各有権機関が利益取得のため監督管理を争うの混乱情況を招くが、他方では品質監督管理部門の監督管理権限が制限される結果となる。

（2）行政処罰力には限度があり、再犯を抑制できない

現行法によれば、特定の偽造冒用行為に対する品質監督管理部門の処理方式には主に、生産・経営停止命令、違法製品の没収、違法所得の没収、罰金等が含まれる。偽造冒用行為に対する品質監督管理部門が決定できる罰金の最高額

は違法に生産、販売した商品の等値の金額の 3 倍である。偽物製品生産者、販売者の行為が比較的に隠蔽な場合、罰金の処罰力でもって偽物製品の生産と流通を効果的に抑制できない。行政処罰法等関連法律には、偽造冒用を再犯する者を重罰に科すという規定はなく、また品質監督管理部門も偽造冒用行為者の営業免許を取消す権限を持たない為、品質監督管理部門が行う行政法執行は再犯案件の発生を抑制できない。

化粧品を例に挙げると、高収益を獲得する目的で他人の生産者名称・住所を冒用した偽造冒用化粧品を生産する某違法者に対し、上海市品質監督管理部門は摘発を行った上、在庫の偽造冒用化粧品を没収し、且つ在庫の偽造冒用化粧品の価値と等値の罰金を科した。一時期の沈静を経た後、同違法者は高利潤を目当てに再び違法行為を行った。しかし、今度は偽造冒用化粧品の生産と出荷作業を夜間へと移った。その結果、権利者から通報を受けた品質監督管理部門は現場で少量の偽物製品しか発見できなかったため、罰金など厳しい行政処罰を行えず、偽物製品の没収、是正命令で違法者を処分した。

高利潤製品が違法者による偽物製品の生産販売を誘発する 1 つ大きな原因であるといえる。また、偽物製品に対する行政処罰の効果には限界があるため、違法行為を隠蔽化にした再犯を抑制できていない。このような状況に対しては、罰金額を引き上げるなり、違法行為者の産業許可証の取消などの行政処罰措置の適用範囲を拡大するなり、品質監督管理部門の偽物製品取締りの権限を強化する必要があろう。

（3）行政処理結果が公開されない為、権利者と社会公衆は品質監督管理部門の法執行行為を監督しにくい

このような状況は行政法執行過程で比較的に多く見られる。行政処罰法と製品品質法はこの問題について関連規定を設けておらず、また工業製品生産許可証管理条例等、品質監督管理部門の法執行に関係するその他の法文書も関連の規定を設けていない。偽造冒用行為の制止という角度から考えると、一方では権利者は行政処理の結果を知ることができないため、行政処理が遅滞なく、且つ合法的に行われているかを適切に監督できない。他方、権利者は行政処理の

結果を正確に把握できないため、民事または刑事ルートを通じて権利侵害嫌疑人の責任を追及する際、関連する情報を満足に提供できない。そのため、行政処理結果不公開は、権利者の知る権利を剥奪するのみならず、権利者が更なる権利救済を求める際の妨げにもなる。

4.6.4. 問題解決のための提議

行政法執行過程に存在する上記のような不足と問題点につき、以下の提議を提出する。

（1）特殊産業の各監督管理部門の間の職責分担を区分し、品質監督管理部門の行政法執行権限を適度に拡大する

食品、薬品、農薬、化粧品等の特殊産業の監督管理状況から見ると、食品産業の各監督管理部門の間の職責分担は比較的に明確である。たとえば、食品薬品監督管理部門は消費部分の監督管理につき責任を負うが、工商部門と品質監督管理部門はそれぞれ流通領域の監督管理と生産領域の監督管理について責任を負う。これに対し、薬品、農薬と化粧品産業の監督管理状況は不明確である。工商部門と品質監督管理部門は上記食品産業同様、それぞれ流通領域の監督管理と生産領域の監督管理を行うが、食品薬品監督管理部門と農業行政部門の職責範囲は不明確である。よって、薬品、農薬、化粧品分野における各監督管理部門間の職責分担をより明確にする必要がある。品質監督管理部門の案件受理範囲を品質問題がある製品全てに拡大し、初歩的な審査を経た後、監督管理範囲外の案件について他の監督管理部門に移送するという方法が有効であると思われる。

（2）品質監督管理部門の行政処罰力を高める

現在、品質監督管理部門が有する行政処罰権限には、違法製品の没収、違法所得の没収、罰金等が含まれる。中でも、罰金が権利侵害行為に対する抑制作用は比較的に効果的である。しかし、品質監督管理部門が行使する行政処罰権限の法根拠を参照すると、「生産許可証の標識または番号の偽造または冒用」行為に対し「違法に生産、販売した製品と等値の金額以上 3 倍以下の罰金」を

科せられるほか、その他の監督管理の職責範囲内にある違法行為に対しては、「違法に生産、販売した製品と等値の金額以下」しか罰金を科すことができず、処罰力は非常に制限されている。また、権利侵害行為が日々隠蔽化される趨勢に直面する品質監督管理部門は、権利侵害者の生産経営状況を把握するのが大変難しい為、立法によって品質監督管理部門の行政処罰について一定の法定賠償額を設ける必要がある。違法に生産、販売した製品を調査し明らかにすることができない場合、品質監督管理部門に権利侵害行為の態様と社会にもたらす危害の程度により権利侵害者を処罰する権限を与えるべきである。

そのほか、特殊産業の生産経営許可証の取消、違法企業の営業免許の取消が最も効果的な行政処罰措置として挙げられるが、これら措置の適用範囲が狭く、また、発動条件も「情状が重大な場合」に限られる。「情状が重大」をどう見るべきかについては具体的な法基準がなく、実行可能性が低いため、立法によって早急に解決されなければならない。現状では、「情状が重大な場合」を以下の側面から判断できると考える。

A 偽物製品生産販売企業が偽物製品の生産販売を主な経営内容としているかどうか

B 違法所得が一定の金額、たとえば 50 万元に達しているかどうか

C 偽物製品の生産・取引の累計が一定の量まで達しているかどうか

D 偽物製品が人体の健康と生命安全に危害を及んでいるかどうか

E 偽物製品の生産販売者が 2 回以上摘発を受けているかどうか

F 偽物製品の生産販売者にはその他の違法問題、たとえば環境汚染など、を有しているかどうか

(3) 品質監督管理部門の行政処理結果を権利者に公開する

現行法は、申立人と権利者が同一の主体である状況に於ける行政処理結果の公開につき強制規定を置いていないが、行政機関は行政処理結果を権利者に公開する必要がある。そうすれば一方では権利者の知る権利を保護でき、他方では、権利者が行政処理を監督し且つその他の権利救済方法を講じる際の助けともなる。よって、品質監督管理部門は、結案の結果または「結案報告」の副本

を権利者に送るか、インターネット等を通して案件の処理結果を社会公衆が検索できるようにするなど考慮する必要があろう。

（4）権利者は権利保護意識と能力を向上させる必要がある

権利者にとって、自身の権利保護意識と能力を向上するのは自身の利益保護に繋がる重要な事項である。法が各種行為を規制し、同一の違法製品につき、多種の偽造冒用行為が存在する可能性があるため、異なる行政機関は異なる法律を適用して同一製品に対し摘発を行うことができる。各法律による行政処罰の尺度は様々である為、異なる行政機関が下す行政結果もまた異なってくる。その際、権利者は行政処罰権限が比較的に大きい監督管理部門を選択して申立てるか、偽造冒用行為者が犯罪の疑いがある状況では、直接公安機関に通報し又は裁判所に提訴すべきである。

4.6.5. まとめ表

本報告書 2.5.6 で既述の一般の産業の製品品質問題に対する品質監督管理部門が有する監督管理職責には問題があるほか、特殊産業の製品品質問題に対する品質監督管理部門が有する監督管理職責にも、以下のような問題が存在する。

問題点	関連法規	問題の分類	分析と提議
特殊産業を監督管理する専門的な監督管理機関が複数存在し、各機関の監督管理の範囲が明確ではない	1) 製品品質法 2) 工業製品生産許可証管理条例 3) 食品衛生法など特殊産業を対象にする法規	法規定が不明確	1) 各監督管理機構が有する法執行、監督管理の範囲を明確にする 2) 品質監督管理部門にあらゆる製品の品質案件、偽造冒用案件の受理権限を与えた上で、他の機関との職責分担に基づき具体的な管轄機関を決める。移送する必要がある案件については、他の管轄機関に移送させる
行政処罰力には限度があり、再犯を抑制できない	1) 製品品質法 2) 行政処罰法	立法欠如、 法規定が不明確、	1) 品質監督管理部門の処罰力を高める 2) 偽造冒用行為の摘発をより効果的なものにするため、生産経営許

		各地方の法執行が統一されていない	可証取消、営業免許取消等の行政処罰措置の適用範囲を拡大させ、発動条件を明確にする必要がある。この他にも、各地方の品質監督管理部門の法執行標準を統一しなければならない
行政処分結果が公開されない	1) 製品品質法 2) 行政処罰法 3) 食品衛生法など特殊産業を対象にする法規	立法欠如	申立人と権利者は同一主体である場合、品質監督管理部門は、行政処分の結果を権利者に公開する。具体的な公開方法は、 1) 案件処分の結果又は結案報告の副本を権利者に送付する 2) インターネットなどを通じて案件の処分結果を公開する

5 偽造冒用行為の監督管理における製品品質監督管理部門の役割の強化

5.1. 生産と流通領域における製品品質監督管理の職権区分の問題

2001 年の国務院機構改革では、国家工商行政管理総局（従来の「国家工商

行政管理局」から昇格したものである）と国家品質監督検験検疫総局（従来の「国家品質技術監督局」と「国家出入鏡検験検疫局」が合併したものである）[5]が新たに設立された。

今回の調整では、国務院は従来の「国家品質技術監督局」が責任を担っていた流通領域の製品品質に対する監督管理の職能を国家工商行政管理総局の主管とした[6]。製品品質監督管理の職責を生産領域、流通領域に分け、異なる政府部門に分担させたことにより一連の問題をもたらす結果となった。中でも、一部の品質監督管理部門の実際の法執行業務には困難が発生し、流通領域に於ける製品品質の問題に対し有効的な監督管理を行えなくなった。

5.1.1. 各種の実際の処理意見と方式

2001 年公布の「国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」および「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」によれば、品質監督管理の側面に於ける職責分担は以下のとおりである。

「国家品質監督検験検疫総局は生産領域の製品品質監督管理の責任を担い、国家工商行政管理総局は流通領域の製品品質監督管理の責任を担う。国家工商行政管理総局は流通領域の製品品質監督管理を実施する中で生産領域に属し、生産領域によってもたらされた製品品質の問題を発見した場合、国家品質監督検験検疫総局に移送する。上記の職責分担に則り、両部門は緊密に協力し、同一の問題につき、重複検査、重複処分を行ってはならない」。

上記規定は、工商行政部門が流通領域の製品品質監督管理、品質監督管理部門が生産領域の製品品質監督管理を行う、という 1 つ大きな方針を確定した。しかしながら細部に及ぶ多くの問題が明確化されないため、品質監督管理部門

---

[5] 国務院の「国家工商行政管理局、新聞出版署、国家質量技術監督局、国家出入境検験検疫局機構調整に関する通知」（国発[2001]13 号）。
[6] 国務院の「国家質量監督検験検疫総局の内部構造と人員編制の配置に関する職能の規定」（国弁発[2001]56 号）、「国家工商行政管理総局の内部構造と人員編制の配置に関する職能の規定」（国弁発[2001]57 号）。

は実際の法執行において多くの問題に直面している。中でも、品質監督管理部門が流通領域に属する製品品質の問題を積極的に監督管理できるか、それとも工商部門から移送された「生産領域に属し、且つ生産領域によってもたらされた」製品品質問題のみ取り扱えるのか、との問題がある。

以下、いくつかの主な意見と処理方式を纏めた。

（1） 生産領域と流通領域に係らず、製品品質問題なら品質監督管理部門が監督管理の権限を持つ

「国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」と「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」の関連規定は、製品品質監督管理の全体を統轄するもので、その目的がマクロの側面から行政部門の職権を分けることにある。同規定を厳格に照らして具体的案件を処理するのは難しい。つまり、個別の案件では個別具体的な処理方式がある。現在、市場において存在する違法行為が工商部門によって発見された場合、工商部門がこれを摘発できるが、品質監督管理部門も工商部門同様、品質問題を管轄できる。そうでなければ市場が混乱する恐れがある。また、生産領域と流通領域の明確な区分が難しい。工場で 100 点模倣品を生産し、倉庫に 50 点、市場に 50 点あれば、品質監督管理部門として倉庫の 50 点だけでなく、市場部分も摘発するべきである。

(2)　品質監督管理部門が流通領域の製品品質問題につき監督管理の権限を有しない

上記意見と相反するが、多くの地方では、流通領域における品質監督管理部門の監督管理の権限を認めていない。これら地方は、2001 年公布の「国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」と「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」にある「国家品質監督検験検疫総局は生産領域の製品品質監督管理の責任を担い、国家工商行政管理総局は流通領域の製品品質監督管理の責任を担う」の規定を根拠に、製品品質問題に関する両機構の監督管理の職権を厳格に区分している。

以下では、一部の地方の裁判所の見解を示す 2 つの判例を紹介する。

案例 1 ：*広州某貿易会社　v.　広州市内の区品質技術監督局*　行政訴訟事件（報告書 2.2.4 の部分をご参照）

案例 2 : *ハルビン某ガソリンスタンド　v.　ハルビン市木蘭品質技術監督局*　行政訴訟事件

2004 年、ハルピン市で起こった案件では、ハルピン市木蘭品質技術監督局が通報により、某ガソリンスタンドを検査したところ、一部のガソリンやディーゼルオイルが不合格品であることを発見し、罰金や不合格品の没収を含む相

応の行政処罰を下した。ガソリンスタンドはこの行政処罰を不服として、行政訴訟を提起した。口頭弁論では、双方は、品質技術監督局が流通領域の製品に対し法執行資格を持つかどうかにつき激しい弁論を繰り広げた。ハルピン市中級人民裁判所は、判決書[7]で以下のとおりの判決意見を述べた。

「国務院弁公庁国弁発[2001]56 号、57 号公文の規定によると、国務院は国家品質監督検験検疫総局と国家工商行政管理総局が有する職能について新たに調整と区分を行った折、従来国家品質技術監督局が担っていた流通領域の製品品質の監督管理の職能を国家工商行政管理総局の主管とした。……よって、工商行政管理局は法に基づき流通領域の製品に対し監督管理を実施する職能を持つようになった。……上訴人（品質技術監督局）は被上訴人（ガソリンスタンド）が製品流通領域で行う行為に対し行政処罰を行ったが、職権を超越した具体的な行政行為であり、違法であるといわざるをえない……」。当該案件は結局、ハルピン市木蘭品質技術監督局の敗訴となった。

(3)　品質監督部門が流通領域の製品品質問題に対し監督管理を行う権限があるが行政処罰を行う権限を有しない

実際、品質監督行政訴訟案件を審理する際、被告が持つ職権権限の認定はよく問題にされる。認識と法適用意見の分岐により一定の程度において各地の裁判所の案件審理に影響を与えている。湖北省高級人民裁判所が公布した「職権の認定にかかわる品質監督行政訴訟案件の審理に関する意見」は、以下のように比較的に詳細な分析を行った。

「一、法による授権と国務院が規定する行政法執行の権限の認定について

製品品質法……第 15 条と第 18 条は、生産、販売活動における次のとおりの製品品質監督管理の行政権限を品質監督管理部門に授与している。製品抜き取り検査、現場検査、関連資料の閲覧複製、係争物品の封印保存又は差押等。裁判所は品質監督行政案件を審理する際、上記法根拠を理解した上適用すべきである。

[7] 黒龍江省ハルピン市中級人民裁判行政判決書（[2004] 哈行终字第 349 号）。

製品品質法第 70 条は、同法に基づいて行政処罰権を行使し職権範囲を確定するための専門条項である。品質監督管理部門と工商行政管理部門の行政処罰権の行使について、『国務院が規定する職権範囲により決定される』と明確に規定している。国務院の認可を経て印刷、配布された『国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定』(国弁発[2001]56 号文)は、『国家品質監督検験検疫総局は生産領域の製品品質の監督管理の責任を担い、国家工商行政管理総局は流通領域の製品品質の監督管理の責任を担う』として職責分担を確定すると同時に、『国家工商行政管理総局は流通領域の製品品質監督管理を実施する中で生産領域に属し、生産領域によってもたらされた製品品質の問題を発見した場合、国家品質監督検験検疫総局に移送する』と規定している。よって、裁判所は、被告が製品品質法第 49 条ないし第 57 条、第 60 条ないし第 63 条を適用し行政処罰を実施する行政事件を審理する際、原則上は生産領域と流通領域を区分した上、関連行政機関の職権範囲を審査・認定しなければならない。しかし、注意すべきなのは、生産領域によってもたらされた製品品質の問題で、品質監督管理局に移送された事件については、法律法規に別途規定がある場合を除き、品質監督管理部門には上記規定に基づき行政処罰を下す権限があることを認定しなければならない」。

上記意見によれば、「国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」と「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」の品質監督管理部門と工商部門に対する職能の区分は、行政処罰の側面にのみ適用され、品質問題監督管理の側面には適用されない。このような場合、品質監督管理部門の製品品質に対する監督管理の範囲は以下の通りにまとめられる。

■ 生産領域・流通領域にかかわらず、品質監督管理部門は全ての製品品質問題につき監督管理および処置を行う権限をもつ。これには製品抜き取り検査、現場検査、関連資料の閲覧複製、係争物品の封印保存または差押等が含まれる。

■　品質監督管理部門は生産領域の製品品質問題に対し行政処罰権を持つが、流通領域の製品品質問題に対しては行政処罰権を持たない。

■　品質監督管理部門は、生産領域によってもたらされた製品品質の問題で、工商部門から移送される案件に対し、行政処罰権を持つ。

同意見は、おそらく現行法体系における、法規定を厳格に依拠する場合の品質監督管理部門の職権範囲を最大化に解釈するものである。そのため、品質監督管理部門から支持されている。また、同意見に同調する文章が河北省衡水市品質監督管理局のウェブサイトにも掲載されている[8]。

（4）　地方法規を根拠に品質監督管理部門の監督管理の範囲を事実上拡大する

現有する一部の法規、特に「国家品質監督検験検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」と「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」を根拠に、流通領域における製品品質の問題につき品質監督管理部門が管轄権を持つことを直接的に確定するのは困難である。そのため、一部の地方の裁判所は地方法規を根拠に、品質監督管理部門が流通領

8 「流通領域に於ける品質監督管理部門の職権に関する分析」衡水市質量技術監督局：www.hszjj.gov.cn

域における製品品質問題につき一定の権限を有することを確定している。

2004 年、江蘇省淮安市金湖県品質監督管理局は、王某ら 5 名の個人経営者が経営する商店に対し製品品質検査を行ったところ、在庫の「王朝」ブランドの赤ワインが偽造冒用の嫌疑があることを発見したため、直ちに在庫品を封印保存した。その後、鑑定により同製品が偽物製品であることを判明したため、王某らに対し行政処罰決定を下した。王某らは同処罰決定を不服し、「国務院弁公庁が公布した公文の趣旨により、品質監督管理部門と工商部門の生産領域と流通領域における製品（商品）品質に対する監督管理の職責は分けられ、品質監督管理部門が流通領域において摘発を行う行為は越権行為である」として、裁判所に提訴した。

審理により、裁判所は以下の通りの判決を下した。

「行政職権法定の原則により、行政機関の行政管理と法執行の権限は法律法規によって明確に授権されなければならない。偽物劣悪製品違法行為取締（以下「偽物取締」と言う）の職権区分について、『偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例』第 3 条第 2 項は、『県以上の品質監督管理部門、工商部門は法定職責に基づき偽物取締業務を行う』と規定しているため、製品品質監督管理部門が偽物劣悪製品の生産、販売行為に対し監督、取締の法定職権を有するというべきである。国務院国弁発（2001）56 号、57 号公文は、従来国家品質監督検査検疫総局が流通領域の製品品質に対し有していた監督管理の職能のみを国家工商行政管理総局の主管としたが、製品品質の監督管理と行政法執行である『偽物取締』とは一定の関連性を有しながらも、顕著な区別を有する 2 種の異なる行政職能である為、品質監督管理職能の調整に関する規定があるからといって、流通領域における品質監督管理部門が有する『偽物取締』の職能も製品品質の監督管理の職能と同様工商部門の主管となったと見なしてはならない。故に、上記 2 つの公文を品質監督管理部門が流通領域において有する『偽物取締』の法定職能を否定する根拠とすることはできない。『王朝』ブランド赤ワインを偽造冒用する嫌疑があるとして被告の金湖品質監督管理局が行った摘発行為を越権行為とする原告の王某らの主張は根拠不足なた

め、これを支持しない」。

上記判決において裁判所が説く論理構造は以下の通りである。

5.1.2. 分析と提案

前記内容からわかるように、製品品質監督管理職責の生産領域と流通領域の区分に関する議論は大いに存在する。生産領域の製品品質問題につき、品質監督管理部門は完全なる管轄権を有することには疑問がない。問題は、流通領域における製品品質の問題につき、品質監督管理部門が果たして監督管理の権限を有するか、有するのであれば、その権限の範囲がどこまで及ぶのかと言う点にある。しかし現在のところ明確な結論は出ていない。そのため、実践では様々な応対方式が現れてきており、実務は混乱している状況にあることを否めない。

その原因は主に以下の2点にあると考える。

■ 法律法規の規定が明確ではない。国務院が公布した56号と57号公文は、生産領域、流通領域を区分することで、製品品質監督管理の職責を2つ異なる部門に分担させたのみで、製品品質法等の法律法規とどのようにして結びつけるかについてはなんら触れていない。これは、地方政府部門による法執行の混乱を来たすのみならず、行政訴訟においても、様々異なる判断がなされる結果となる。

■ 部門間の利益衝突。これは主に工商行政部門と品質監督管理部門の間に発生する。その背後には、一部の地方の政府部門は行政処罰による収入を、法執行人員の収入と結び付けることがある。つまり、処罰権限が大きければ大きいほど、監督管理を行う範囲も広くなり、職員の収入も上がる。収入と直接的な関係が無くとも、管理権限が大きくなるにつれ、多方面にわたる利益を得やすくなる。そのため、一部の地方の一部の行政部門は、自身の権限の拡大を図り、他部門の権限範囲内にまで手を伸ばす為、争議と衝突が発生する可能性が大きい。

流通領域における品質監督管理部門の監督管理職権の問題を如何に解決するかについて、以下の提案を提出する。

（1） 流通領域における製品品質の監督管理につき、品質監督管理部門には監督管理を行う権限を有するが行政処罰を行う権限を有しないことを明確にする

前記湖北省高級人民裁判所が公布した「職権の認定にかかわる品質監督行政訴訟案件の審理に関する意見」は、これについて既に詳細な法分析を行った。製品品質法第 15 条、第 18 条は、生産・販売活動にある製品品質の問題に対し実施できる次のとおりの行政職権を品質監督管理部門に明文付与している。製品に対する抜き取り検査の権限、現場検査の権限、関連資料閲覧複製の権限、係争物品封印保存又は差押等の権限など。これは、たとえ国務院が公布した 56 号公文、57 号公文でもこれに抵触してはならない。両公文は、製品品質法第 70 条の授権により、異なる行政部門の行政処罰権限について規定を設けられるのみである。

よって、流通領域の製品品質監督管理において、品質監督管理部門には監督管理の権限を有するが、行政処罰を行う権限を有しないことを明確にすることは可能と考える。比較保守的な方式ではあるが、現行法の骨組みの下の最も合理的な解釈であり、実行可能である。品質監督管理部門が有する監督管理の権限に関する上記解釈を如何に明確にし、適用するかに至っては、最良な方法と

して、国務院が明確な解釈または回答を出すか、製品品質法のため同実施条例を新規制定するかが挙げられるが、そのほかにも、最高人民裁判所は関連司法解釈を作成することで、この問題に関する各地方の裁判所の見解を統一し、品質監督管理部門の後顧の憂いをなくすのも効果的である。さらに、効果の面では上記 2 つの方法に及ばないが、各省レベルの地方政府は相応の地方法規（特に既存する地方の品質監督法規）に於いてこの問題を明確にするのも有効と考える。そうすることで、すくなくとも当地の品質監督管理部門をして、流通領域において順調に監督管理を行えるようにさせることができよう。

（2）　流通領域における完全なる監督管理の権限（監督管理の権限と行政処罰の権限を含む）を品質監督管理部門に与える

これは一種の徹底した解決方式である。前述方式は、品質監督管理部門に流通領域における監督管理の権限を与えるものの、行政処罰の権限を付与していない。これは後、なんらかの問題、たとえば品質監督管理部門が摘発した案件は最終的にどのように処罰されるのか、処罰は工商部門に委ねるべきかなど、問題が発生する可能性があるため、完全とはいえない。そのため、品質監督管理部門に流通領域に於ける完全な監督管理の権限（監督管理の権限と行政処罰の権限を含む）を付与するのは最も理想的である。

流通領域で品質監督管理権限の問題を引き起こす原因は、国務院が公布する 56 号公文と 57 号公文が必ずしも明確とはいえない規定を定めたからにある。よって同問題は国務院によって解決される必要がある。具体的には、たとえば明確な解釈または回答を出したり、製品品質法に同実施条例を制定すれば、関連問題に対し明確な説明ができ、中国全土で統一した実施が可能となろう。これが困難な場合でも、国家品質監督検査検疫総局と国家工商総局は、連名して法文書を作成することで、この問題を解決すべきである。そうすることで両部門は生産および流通領域における監督管理職権が衝突するという問題につき協調により一致を達したことを示すことができよう。

（3）　地方立法によって品質監督管理部門の流通領域に於ける監督管理権限

を確定する

前記案例（5.1.1 の（4）を参照）は、地方立法による問題解決の可能性を示唆した。同事件の管轄裁判所である江蘇省金湖県人民裁判所は、「偽物取締」を「品質監督管理」と区別することで、56 号公文と 57 号公文の関連規定の直接適用を避け、更には「偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」にある「県以上の品質監督管理部門、工商部門は法定職責に基づき偽物取締業務を行う」という規定を根拠に、流通領域における当地の品質監督管理部門の「偽物取締」の行政職権を認可した。

周知のとおり、地方立法は国務院が公布した 56 号公文、57 号公文と抵触してはならない。そのため、地方立法によって、品質監督管理部門に流通領域における完全な製品品質監督管理職権を付与するのは現実的ではない。よって、江蘇省のやり方と類似する方法で、「偽物劣悪製品の生産販売」に対する監督管理につき、第 56 号公文と第 57 号公文でいう「品質監督管理」と区別するため、地方法規で単独規定を置くことで、両公文の規定の適用を避ける。そうすることで、、流通領域における「偽物劣悪製品」に対する地方の品質監督管理部門が有する監督管理行政職権を確立できよう。実際にも、一般的な品質問題（偽物混入、標識が規範的でない等）は権利者（正規品製造業者）の利益にかかわらないため、「偽物劣悪製品」こそ権利者と本報告書が注目する問題である。

5.2.　商標およびその他の標識の監督管理に関する職権分担の問題

製品の商標およびその他の関連標識（許可証番号、製品許可番号、品質証明、バーコード等）にかかわる違法行為の中で、偽造冒用行為が最もよく見られ、また品質監督管理部門とも比較的密接に関係している。

商標及びその他の標識の監督管理では、行政監督管理職権の区分不明の問題

が同様に存在する。中でも商標および生産許可証の管理の面では、品質監督管理部門と工商行政部門の間、監督管理の衝突、交差が見られる。

以下では、異なる領域ごとに分析と提案を行うこととする。

5.2.1. 商標違法行為監督管理の実際状況

商標の監督管理領域では、主な行政監督管理部門はやはり工商行政部門である。商標法では、以下の規定が見られるように、商標違法行為の管轄部門が工商行政管理部門とされている。

- 商標法第 2 条「国務院工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録と管理業務を主管する。……」
- 商標法第 7 条「各級工商行政管理部門は商標管理を通じて、消費者を欺く行為を制止しなければならない」。
- 商標法第 45 条「登録商標を使用し、その商品を濫作し、不良品を良品と代替し、消費者を欺いた場合は、各級工商行政管理部門は情況に応じ、期間限定是正を命じ、且つ通告または罰金に処することができるほか、商標局による登録商標の取消をすることもできる」。
- 商標法第 48 条「未登録商標を使用し、以下に掲げる行為を行った場合、地方の工商行政管理部門がこれを制止し、期間限定是正を命じ、且つ通告または罰金に処することができる。……」
- 商標法第 53 条、第 54 条、第 55 条（略）

上記規定から商標違法行為の管轄部門は、工商行政管理部門であることがわかる。

しかし実際には、単純な商標権侵害を除くほか、複雑な偽造冒用案件では、通常、その他品質に関連する違法行為、たとえば、品質認証標識（CCC）の偽造、生産許可証を持たない経営活動、生産者名称・住所の偽造等も伴う。この様な案件の場合、品質監督管理部門は通常、「中華人民共和国工業製品生産許

可証管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」等の規定に基づいて処罰を実施している。

収集した関連案例を調べた限りでは、事実、地方の品質監督管理部門はこの種の案件を摘発する際、商標法またはその他商標関連の法規を根拠にしたことが無い。商標法では、品質監督管理部門は行政法執行の権限を何ら持たないからである。

そうするともう1つの問題が発生する。つまり、品質監督管理部門が案件を処分する際、当該案件が単純な商標権侵害の問題にのみかかわっており、品質関連の法規に触れていないことに気づいた場合、品質監督部門はどのように処理するかは問題となる。同問題を上海質量技術監督局稽査大隊の職員に問い合わせをしたところ、このような状況が発生した場合、当該案件は質量技術監督局から工商行政管理部門に移送されることがわかった。

たとえば、2008年に起きた案件では、ある日本の有名な化学品生産企業は、江蘇省塩城市の会社が販売する偽物農薬製品が使用する製品名称が商標権侵害の疑いがあることを発見し、調査会社に依頼して行政申立を行った。調査会社は最終的に当地の品質監督管理部門に行政申立を行った。案件を受理した品質監督管理部門は検査を実施した後、「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」を根拠に、工業製品許可証標識偽造として封印保存と差押の措置を講じた。

质量技术监督 0000

(查封)(扣押)(封存)决定书

( ) 质技监封(扣)字[2008] 第 号

你(单位) ，涉嫌存在 问题。

根据《 》第 条 款 项的规定，现决定予以(查封)(扣押)(封存)。

1、(查封)(扣押)(封存)物品现状：

2、(查封)(扣押)(封存)期限：3个月

3、(查封)(扣押)(封存)地点：江苏省盐城质量技术监督局

4、(查封)(扣押)(封存)物品清单附后。

在(查封)(扣押)(封存)期间，未经本局同意，任何人不得隐匿、转移、变卖、损毁本决定所列物品，违反本条规定者，将依法追究有关责任人员的法律责任。

如对本决定不服，可以于收到本决定书之日起六十日内向 申请复议，也可以于 月(日)内依法向 人民法院提起行政诉讼。

被(查封)(扣押)(封存)物品持有人：(签名)

执法人员：(签名) 见证人：(签名)

物品保管人：(签名)

(印 章)

副本

本文书一式三份。 正本送达被(查封)(扣押)(封存)物品持有人，副本交物品保管人，副本行政部门存档。

商標法違反にかかわる偽造冒用案件における品質監督管理部門の処理方式は以下の通りである。

5.2.2. 商標法違反行為に対する品質監督管理部門の監督管理の職権を強化する

現行立法状況からは、品質監督管理部門に商標法違法行為に対する行政法執行の権限を与えることは大変困難で、また不可能とも言える。

1つの考え方として、次の方法が参考に挙げられる。つまり、まずは品質監督管理部門が偽造冒用活動（商標違法行為も含む）取締において有する法執行の権限を明確にし、且つこれを品質監督管理の権限と区別を付ける。そして次には、品質監督管理部門が偽造冒用活動に対し有する法執行権限を通じて、間接的に一部の商標違法行為に対し監督管理を行う方法である。

実際に、多くの権利者（製造業者）が直面する問題の大部分は、高い知名度を誇る商標が違法の企業によってさまざまな方式で偽造、模造または冒用されるという問題である。そしてこれら行為は、みな偽造冒用行為とすることができる。

本報告書 5. 1. 1 で紹介されている 2004 年の江蘇省淮安市金湖県の行政訴訟事件は問題の解決方法を示唆している。当地の質量技術監督局が在庫の偽物赤

ワインを摘発したことで引き起こされた同行政訴訟において、当地の裁判所はいくつか大変重要な認定を下した。それには以下の内容が含まれている。

- 製品品質監督管理と偽物取締とは 2 つ異なる行政権限である。
- 品質監督管理部門が偽造冒用行為に対し監督管理の権利を持つ。
- 偽造冒用行為に対し監督管理を行う際、品質監督管理部門は生産、流通領域の制限を受けない。

実は、第 56 号公文では、品質監督管理部門が「偽造冒用違法活動を取締る」職責[9]を持つと明確に記している。しかし、上記事件では、「県以上の品質監督管理部門、工商部門は法定職責に基づき偽物取締業務を行う」という「偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」第 3 条第 2 項の規定を根拠に当地の品質監督管理部門に偽物取締の権限を認めた。

調査によれば、江蘇省の上記地方法規と類似する地方法規・規章が多くの地方政府によって制定されていることがわかった（下表を参照）。これら地方法規・規章は、品質監督管理部門を偽物取締の主な政府部門としている。

行政区域	関連地方法規	条文
江蘇省	偽物劣悪商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例	第 3 条「県以上の品質監督管理部門、工商部門は法定職責に基づき偽物取締業務を行う。法律、行政法規では他の関連部門がこれを担当する規定を置いた場合、その規定に従う。県以上の品質監督管理部門は、国の規定に基づき関連部門と協力して偽物取締活動を行わなければならない」。
甘粛省	偽造冒用商品生産販売行為の取締に関する甘粛省の条例	第 5 条「県以上の工商行政管理部門と製品品質監督管理部門は偽造冒用商品生産、販売行為の取り締まり業務を担当する」。
広東省	偽造冒用商品違法生産販売行為の取締に	第 3 条「本条例は市技術監督行政管理部門と工商行政管理部門が実施する」

9 国務院「国家品質監督検査検疫総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」（国弁発[2001]56 号）「二、主な職責（十一）」。

行政区域	関連地方法規	条文
	関する広東省の条例	
雲南省昆明市	偽造冒用商品生産販売の禁止に関する昆明市の条例	第3条「本条例は昆明市技術監督行政管理部門、工商行政管理部門が実施する。県（市）区の技術監督行政管理部門、工商行政管理部門が本行政区域における本条例の実施を担当する」。

上記表で挙げられている一部の地方法規のいずれも、品質監督管理部門を偽造冒用活動取締の主な有権部門としている。これら地域の品質監督管理部門は偽物取締を行うことで、主な商標違法行為に対し監督管理を行える。

以下、立法提案を試みる。

国家品質監督検査検疫総局は、部門規章を制定することで、各級、各地の品質監督管理部門がいかに偽造冒用活動を摘発するかの問題について専門規定を設ける。その際、品質監督管理部門が「偽造冒用違法活動を取締る」権限をもつという 56 号公文によって明確にされている内容を立法の根拠とすることができよう。このような規章の長所は、中国全土で適用されうると言う点にある。また、工商行政部門にも偽造冒用活動取締の職責[10]を有することに鑑み、状況に応じて、国家品質監督検査検疫総局と国家工商総局が連名にて同規章を制定できる。偽造冒用行為取締における両部門の協力、協調の問題も両部門の同規章連名制定により、ある程度解決されよう。

それ以外にも、管轄地域内で当地の品質監督管理部門に偽物取締の職権を与えるなど、各地方政府による相応の地方規章の自主制定も考えられる。既に複数の地方ではこの種の規定が制定されているため、実行可能性が大きいといえる。

また、地方立法では、偽造冒用行為取締の権限について、生産領域と流通領域に基づいて品質監督管理部門と工商部門が有する権限を区分する必要がな

[10] 国務院「国家工商行政管理総局の職能配置、内設機構と人員編制に関する規定」（国弁発[2001]57 号）「二、主な職責……（四）法に基づき市場取引行為の監督、流通領域の商品品質の監督、偽造冒用等違法行為の取締を組織し、経営者と消費者の合法的な権利利益を保護する。……」。

いことに注意しなければならない。武漢などの地方では、地方の関連規定で、生産領域と流通領域に基づいて品質監督管理部門と工商部門が有する偽造冒用行為取締の権限を区分している[11]が、これはおそらく 56 号公文、57 号公文にある製品品質監督管理の職責区分を参考に制定したものである。しかし、前記江蘇省淮安市金湖県行政訴訟事件の判決があったように、「偽物取締」と「品質監督管理」とは異なる内容の権限である。そのため、「偽物取締」の職権を生産領域、流通領域に分け、品質監督管理部門と工商部門にそれぞれ分担させる必要がなく、また法根拠も欠ける。

これに対し、江蘇省、広東省、甘粛省等地方の地方法規は、生産領域、流通領域に分け、「偽物取締」の職権を分割するような規定をしていない。これは、品質監督管理部門が職責を履行する際、無意味な職責の区分による制限を受けずに済み、法執行におけるリスクも減らすことができる。その他の地方の立法が見習うべき点であるといえよう。

5.2.3. その他の標識違法行為に対する監督管理

現行立法からは、商標を除くその他の標識違法偽造冒用行為の主な監督管理部門は品質監督管理部門であることがわかる。そのため、この分野において品質監督管理部門が有する行政法執行問題については、議論するところはない。

法律法規	規制対象	条文
中華人民共和国標準化法	認証証書、認証標識	第 21 条　既に認証証書が授与されている製品で国家標準または産業標準に適合しないにもかかわらず認証標識を使用し、出荷販売した場合は、標準化行政主管部門[12]より販売停止を命じ、且つ罰金に処する。情状が重大である場合は、認証部門がその認証証書を取消す。

[11] 「偽造冒用商品の生産販売に関する武漢市の条例」第 3 条は、「市品質技術監督部門は本条例の規定に基づき偽造冒用商品の生産行為を取締る。市工商行政管理部門は本条例の規定に基づき偽造冒用商品の販売行為を取締る。･･･」と規定している。

[12] 品質監督管理部門を指す。

法律法規	規制対象	条文
		第 22 条　製品認証を経ておらず、又は認証が不合格であるにもかかわらず無断で認証標識を使用し出荷販売した場合は、標準化行政主管部門が販売停止を命じ、且つ罰金に処する。
中華人民共和国標準化法実施条例	認証証書、認証標識	第 28 条　国務院標準化行政主管部門は統一して全国標準実施の監督を担当する。国務院の関連行政主管部門は分担して本部門、本産業の標準実施の監督を担当する。 省、自治区、直轄市の標準化行政主管部門は統一して本行政区域内の標準実施の監督を担当する。省、自治区、直轄市人民政府の関連行政主管部門は分担して本行政区域内の本部門、本産業の標準実施の監督を担当する。 市、県の標準化行政主管部門と関連行政主管部門は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する各自の職責に基づき、本行政区域内の基準実施の監督を担当する。 第 32 条　「標準化法」と本条例の関連規定に違反し、以下に掲げる情況のいずれに該当する場合、標準化行政主管部門または関連行政主管部門は各自の職権範囲内において期限付き改善を命じ、且つ通告批判するか責任者に行政処分を下すことができる。 （一）企業が規定に従わず、生産を組織する根拠とする標準を制定しない場合。 （二）企業が規定の要求に基づかず、製品の標準を報告し、登録しない場合。 （三）企業の製品が規定に従わず、標識を付しないか異なる標識を付する場合。 （四）企業が新製品、改良製品を研究開発し、技術改造を行うが標準化の要求に適合しない場合。 （五）科学研究、設計、生産において関連する強制性標準規定に違反する場合。 第三十五条　認証証書を取得するが、その製品

法律法規	規制対象	条文
		が認証標準に適合しないにもかかわらず、認証標識を使用し、出荷販売した場合は、標準化行政主管部門が販売停止を命じ、且つ違法所得の2倍以下の罰金に処する。情状が重大である場合は、認証部門がその認証証書を取消す。 第三十六条　製品が認証を経ず、または認証が不合格であるにもかかわらず無断で認証標識を使用し、出荷販売した場合は、標準化行政主管部門が販売停止を命じた上、違法所得の3倍以下の罰金に処するほか、組織の責任者に対し 5000元以下の罰金に処する。
認証証書と認証標識管理弁法	認証証書、認証標識	第4条　国家認証認可監督管理委員会[13]（以下「国家認監委」と言う）は法に基づき認証証書と認証標識の管理、監督および総合的な協調業務を担当する。 地方の品質技術監督部門と各地の出入国検査検疫機構（以下「地方認証監督管理部門」と総称する）は各自の職責分担に基づき、法により管轄区域内において認証証書と認証標識の監督検査業務を担当する。 第22条　国家認監委は地方認証監督管理部門を組織して認証証書と認証標識の使用状況について監督検査を実施する。認証証書と認証標識を偽造、冒用、譲渡、売買する違法行為に対しては法に基づいて取締る。 第27条　本弁法第12条の規定に違反し、認証証書と認証標識の使用を混同した場合、地方認証監督管理部門は期間限定是正を命じなければならない。期限を過ぎても改正しない場合は2万人民元以下の罰金に処する。 認証を通過していないにもかかわらず製品または製品の包装や、広告等その他の宣伝において、不実な記述で認証を通過したと偽る場合、地方認証監督管理部門は認証標識の偽造冒用違法

13 国家品質監督検査検疫総局が管轄する部門である。

法律法規	規制対象	条文
		行為として処罰を行わなければならない。 第 28 条　本弁法の規定に違反し、認証証書を偽造、冒用した場合は、地方認証監督管理部門は是正を命じ、3 万元の罰金に処しなければならない。 第 29 条　本弁法の規定に違反し、認証証書を違法に売買又は譲渡した場合は、地方認証監督管理部門は是正を命じ、3 万元の罰金を科す。認証機構が認証を通過していない認証委託人に認証証書を売り渡し又は譲渡した場合、条例第 62 条の規定に基づき処罰する。
商品バーコード管理弁法	製品バーコード	第 4 条　国家品質監督検査検疫総局と国家標準化管理委員会（以下「国家標準委」と言う）は全国の製品バーコードの主管部門であり、統一して全国の製品バーコードの業務を管理し組織する。中国物品コードセンター（以下「コードセンター」と言う）は全国の製品バーコード業務機構であり、全国の製品バーコード管理の具体的な実施業務を担当する。 第 38 条　本章が規定する行政処罰は県以上の地方品質技術監督行政部門が実施する。
食品標識管理規定	食品標識	第 4 条　国家品質監督検査検疫総局はその職権の範囲内で全国の食品標識の監督管理業務を担当する。 県以上の地方品質技術監督部門はその職権の範囲内で本行政区域内の食品標識に対し監督管理業務を担当する。 第 39 条　本規定が規定する行政処罰は県以上の地方品質技術監督部門が職権の範囲内で法に基づき実施する。 法律、行政法規は行政処罰について別途規定を有する場合、その規定に従う。
化粧品標識管理規定	化粧品標識	第 4 条　国家品質監督検査検疫総局はその職権の範囲内で全国の化粧品標識の監督管理業務を担当する。

法律法規	規制対象	条文
		県以上の地方品質技術監督部門はその職権の範囲内で本行政区域内の化粧品標識の監督管理業務を担当する。 第 35 条　本章が規定する行政処罰は県以上の地方品質技術監督部門が職権の範囲内で法に基づき実施する。 法律、行政法規は行政処罰について別途規定を有する場合、その規定に従う。

ここでは特に注目する必要があるのは、工業製品許可証の監督管理職権の問題である。国務院が公布する「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」は各級の品質監督管理部門が生産許可証関連業務を主管すること[14]を明確にしたが、同時に監督検査と行政処罰の側面における工商局の監督管理権限も定めた。規定が不明確である為、実際の監督管理において、両部門の衝突や矛盾を招く可能性があり、ひいては権利者の権利救済活動に支障をもたらす。

監督検査の面では、「中華人民共和国工業製品生産許可管理条例」第 5 章「監督検査」では、以下のような規定がいくつか定められている。

「第 36 条　国務院の工業製品生産許可証の主管部門と県以上の地方工業製品生産許可証の主管部門は本条例の規定に基づき、目録に挙げられた製品の生産企業と検査員、検査機構および検査員の関連活動に対し監督検査を行う。……」

「第 37 条　県以上の工業製品生産許可証の主管部門は既に取得した違法嫌疑証拠または通報に基づき、本条例違反の疑いがある行為を摘発し、且つ以下の職権を行使できる。

[14] 「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」第 5 条は、「国家品質監督検査検疫総局は統一して全国の工業製品生産許可証管理業務を担当する。生産許可証制度管理を実施する製品に対し、製品目録、審査要求、証書標識、監督管理を統轄する。･･･」と規定している。また、同条例第 7 条は、「省品質技術監督局は本行政区域内の工業製品生産許可証監督管理業務を担当する。『管理条例』と国家品質監督検査検疫総局の規定に基づき、一部製品の生産許可証審査、発行業務を担当する。省品質技術監督局は工業製品生産許可証弁公室を設立し、本行政区域内の工業製品生産許可証管理の日常業務を担当する。県以上の地方品質技術監督局は本行政区域内の生産許可証監督検査業務を担当する」と規定している。

（一）生産、販売にかかわっている又は経営活動において目録に挙げられている製品を使用する単位と検査機関の法定代表人、主な責任者とその他の関連人員に対し、本条例違反の疑いがある活動に従事する情況について調査、聴き取りを行う。

（二）生産、販売にかかわる又は経営活動において目録に挙げられている製品を使用する単位および検査機関の関連契約、領収書、帳簿とその他の関連資料を閲覧し、複製する。

（三）本条例の違反となることを示す証拠がある場合、生産、販売または経営活動において使用され、目録に挙げられている製品に対し、封印保存又は差押を行う。

県以上の工商行政管理部門は法に基づき、本条例の規定に違反する嫌疑がある行為を摘発する際、前項が規定する職権を行使できる」。

上記規定からは、生産許可証の管理における監督検査の権限が品質監督管理部門と工商部門の両方に与えられ、しかも生産領域、流通領域に基づいて両部門が有する職権の区分をしていないことがわかる。また、工商行政部門が有する監督管理の職能は 1 つ重要な補充であると見なされるべきである。両行政部門がともに監督検査の権利を与えられることは、権利者にとり有利であるといえる。そのため、生産許可証の監督検査における両部門が有する職権に対し更なる区分や明確化を行う必要が無い。

しかし行政処罰の面では、以下のような曖昧な規定がみられる。

「第 65 条　…本条例第 46 条乃至第 51 条が規定する行政処罰は工業製品生産許可証の主管部門または工商行政管理部門が国務院が規定する職権範囲に基づき決める。行政処罰権の行使機関に関し、法律、行政法規が別途規定を定めた場合、法律、行政法規の関連規定に基づき執行する」。

上記規定があるため、「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」第 46 条乃至第 51 条が規定する行政処罰は、誰が実施するかについて議論が起きて

いる。

国家工商行政管理総局は「流通領域における工商行政管理部門が有する工業製品生産許可証監督管理の職権に関する返答」（工商法字（2006）78 号）で、次の通り指摘した。「一、国務院が規定する職権に基づき、工商行政管理部門は流通領域の製品品質監督管理業務を担当する。よって、工商行政管理部門は流通領域における工業製品生産許可証を実施する製品の品質につき、監督管理の職権を持つ。二、『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第 65 条第 2 項の規定に基づき、『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第 46 条乃至第 51 条が規定する違法行為で、流通領域における製品品質監督管理に該当する場合、工商行政管理部門は法により摘発する」。

これより、国家工商行政管理総局が 57 号公文が規定する品質監督管理の生産領域、流通領域職権区分方式を生産許可証監督管理の職権区分に適用したことはわかる。上記国家工商行政管理総局の回答が適切であるかどうかはともかく、生産許可証監督管理の面で行政監督管理職権を拡大しようとする同局の意図は明らかである[15]。また、上記国家工商総局の回答を厳格に実施するとなると、流通領域における生産許可証の監督管理は品質監督管理部門が行えない結果となる。

一方、湖北省高級人民法院は、「職権の認定にかかわる品質監督行政訴訟案件の審理に関する意見」で次の通り指摘した。「製品品質法第 70 条と職責の分担に関する国務院の 56 号、57 号公文は、製品品質監督管理分野における品質監督管理部門と工商行政管理部門が有する関連行政処罰権限の分担を規定するものであり、実際の審判においてはかかる区分方式を他分野法の理解にまで拡大適用すべきではない。わが国の『標準化法』、『計量法』、『工業製品生産許可証管理条例』、『綿花品質監督管理条例』、『特殊設備安全監察条例』、『認証認可条例』等の法律法規は、主管部門について規定を定めている。わが省の品質

[15] 「流通領域における工商行政管理部門が有する工業製品生産許可証監督管理の職権に関する返答」に同調する論点は「1 つ新しい案件領域の開拓――QS 認証を経ていない紅糖の販売案件の摘発を中心に」（著者：黄輝/張建馳（江蘇省南通市啓東工商局職員））でも見られる。

技術監督部門は、上記法律法規を実施するわが省の主管部門として法により相応な行政法執行の主体資格を持つ。裁判所はこの種の行政訴訟案件を審理する際、品質技術監督部門が有する相応な行政職権と職責を認定しなければならず、生産領域、流通領域とで判断すべきではない」。つまり、湖北省高級人民裁判所は、品質監督管理部門が工業製品生産許可証（またその他の分野も含む）を監督管理する際、56 号公文、57 号公文の制限を受けず、生産領域、流通領域に関係なく監督管理の権限をもつことを認識している。

よって、生産許可証分野での行政監督管理の面にも、工商部門と品質監督管理部門の職権交差・衝突の問題が存在する。その原因は、国務院が制定する「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」の規定が曖昧である点にある。異なる行政部門、異なる地方は、条例の内容について相反する理解と適用を行う可能性があり、ひいては監督管理上の混乱を招く結果となる。この問題を解決するには、国務院が明確な解釈を行った上、それを異なる行政部門（主には工商部門と品質監督管理部門）、各地方の参考に供し、統一適用を図るべきである。

5.3. いくつかその他の提案

5.3.1. 中央部門の立法を改善する

報告書で分析があったように、偽造冒用活動の取締における品質監督管理部門が法執行する際の不足点と問題、特に職権分担の問題が発生する背後には、中央部門（国務院、品質監督検査検疫総局、工商総局）による立法には曖昧な規定が存在することに端を発している。中でも異なる法律、法規、部門規章の間で起きる協調の問題が目立つ。中央部門の規定そのものに欠陥があるからこそ、異なる行政部門系統、各地方が法律法規を適用する際、多くの異なる点が生じ、監督管理体系全体に混乱を来たす。

そのため、立法の角度から、特に高レベルの国務院が監督管理職能の問題に

つき詳細な規定を定め、異なる行政部門や地方の法適用を統一する必要がある。それは、行政部門（工商部門と品質監督管理部門）双方の協調に頼っているだけでは、利益衝突が起きる可能性があるため、実現されにくいからである。また、地方立法でも中央からの統一した指示が無い状況では、統一した法適用を図ることができない。裁判所による司法解釈に至っては、立法欠如、行政部門間の問題に深くかかわるため、介入し難い。事実、職権分担の問題が大変目立つ現状でも、最高人民法院はいかなる司法解釈も出していない。

よって、現状では、実行されにくいとも考えるが、国務院が偽造冒用行為取締における品質監督管理部門が有する行政監督管理の職権を明確に決めるような法文書を制定するほうが最も理想的であるといえよう。

5.3.2. 異なる行政部門系統間の協調と疎通を強化する

ここでは主に品質監督管理系統と工商行政系統の間の問題を中心に検討する。周知のとおり、工商行政体系は、市場経済管理業務を担当する中国政府の最も重要で、膨大な部門である。その管理は、企業登記、企業管理から商標、広告、品質などまで、社会経済運営全体に行き渡っている。そのため、監督管理の面で、その他の多くの行政部門と衝突するのは容易に想像できる。そのため、特に部門間利益衝突が生じた場合には、いかにして各部門間の監督管理職能を協調するかは、熟慮すべき問題である。

中央部門レベルでは、国家品質監督検査検疫総局と国家工商総局はそれぞれの監督管理の職責範囲、特に生産領域と流通領域における監督管理の分担について協調することができる。合意に達せられた場合、両部門は連名にて部門規章を制定する方式で、職責を明確にすることができ、且つ全国に押し広め統一した執行が可能となる。

地方レベルでは、各地の品質監督管理部門と工商部門は内部協調を行うことができる。たとえば、日常の連合会議メカニズム等を構築することで、職権交差、複数管理、複数政策等の問題を解決できる。また、監督管理の権限が区分

しにくい案件については、「管轄先行」の原則に従い、最初に立案した者が摘発するという方式を採用の上、両部門が協力し、同一の案件について重複検査と重複処理を避ける。管轄権紛争が起きた場合には、共同の上級行政機関（当地の政府）に報告して指示を仰ぐ。さらには、特定分野における大規模な偽物撲滅キャンペーンが実施された場合、両部門は、連合して法執行を行うという方式を採れば、各自の長所を充分に発揮でき、偽造冒用行為取締をより効果的に行える。

5.3.3. 各地方の品質監督管理部門の連動を強化する

ここでは主に省レベルの品質監督管理部門間の連動と協調を中心に検討する。部門化連動が果たす役割は主に以下の 2 点が挙げられる。

第一、地方立法の問題。現在、多くの地方では、偽造冒用活動を対象にした専門的な地方規定を制定している。たとえば、「偽造冒用商品の生産販売行為を取締る江蘇省の条例」、「偽造冒用商品の生産販売違法行為を取締る広東省の条例」等がある。これら規定は、当地の品質監督管理部門に偽物取締活動の法根拠を提供し、積極的な役割を果たしている。これら地方規定の立法者は当地の人民代表会議または政府であるが、実際の起草者は通常、当地の品質監督管理部門である。そのため、異なる地方の品質監督管理部門が密接な連動メカニズムを構築できれば、各地立法の統一を促すには非常に有利である。特に「偽造冒用商品生産販売行為の取締に関する江蘇省の条例」のような効果的な規定をその他の地方に推し進めるのも有効な手段である。当然ながら、このような連動メカニズムを構築するには、中央の国家品質監督検査検疫総局による協調が必要となろう。

第二、各地の品質監督管理部門の法執行標準を統一する。法律法規の中にある関連規定が抽象なため、各地の品質監督管理部門が実際に法執行をする際、異なった監督検査や行政処罰が行われる可能性は十分ある。そのため、各地の品質監督管理部門間の交流を強化し、法執行の経験を共有させ、経験と教訓を

総括することで、優れた法執行の基準を作り出し、各地の品質監督管理部門において実施する必要がある。無論、これら業務もまた国家品質監督検査検疫総局が先頭に立ち、組織を組んだり手配をする必要がある。

5.3.4. 刑事案件移送を強化する

刑事司法手段は違法者の威嚇や違法活動の取締に大きな役割を果たす。刑事司法措置を厳格に実施した上で偽造冒用行為を摘発できれば、行政処罰措置より倍の効果を得られよう。影響力を持つ代表的な刑事判例をメディアを通じて世に知れ渡れば、偽造冒用行為の抑制につながる可能性がある。

しかし実際の法執行では、関連規定と制度が欠如のため、行政部門より司法機関に移送される案件の数が少ない。そのため、刑事司法保護手段の果たせる役割は大きく制限される。広東省品質技術監督局の内部規定である「犯罪嫌疑がある案件の移送に関する広東省品質技術監督行政部門の実施細則」は、品質監督管理分野における刑事司法保護メカニズムの構築に良い先例を提供してくれた。将来、立法の側面で強化しつつ、厳格に執行できれば、偽造冒用活動の摘発に積極的な影響を与えられることに間違いがないであろう。

6 現行法制度に於ける偽造冒用行為に対する企業の対応方式（図表）

偽造冒用行為の類型	監督管理部門	行政処理	法根拠	対応措置
完全な偽造冒用行為	工商	生産停止命令。権利侵害商品と専ら権利侵害商品の生産、登録商標標識の偽造に用いる道具の没収・廃棄命令。罰金を併科できる。犯罪を構成した場合は、司法機関に移送する。登録商標専用権の侵害行為に対しては、罰金は違法による経営金額の	商標法第 53 条 商標法実施条例第 52 条	１）権利者は、商標法の関連規定により工商部門に申立できる。権利が侵害される商品が「知名商品」であり、且つ権利侵害情状が重大な場合、権利者は、不正競争防止

		3 倍以下とし、違法による経営金額が計算できない場合は 10 万人民元以下とする。		法第 21 条第 2 項の規定により工商部門に権利侵害者の営業免許を取消すよう請求できる。 2）違法経営金額が 5 万元以上又は違法所得額が 3 万元以上の場合、企業は公安部門に通報できる。
		違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、情状により違法所得の倍以上 3 倍以下の罰金を科す。情状が重大である場合は、営業免許を取消すことができる。	「不正競争防止法」第 21 条第 2 項	
	品質監督管理（生産領域）	是正を命令し、違法に生産、販売した製品を没収する。違法に生産、販売した製品と等値の金額以下の罰金を併科する。違法所得がある場合は、違法所得も没収し、情状が重大である場合は、営業免許を取消す。	「製品品質法」第 53 条	
単なる商標権侵害行為	工商	生産の停止を命令し、権利侵害商品と専ら権利侵害商品の生産、登録商標標識の偽造に用いる道具の没収・廃棄を命令する。罰金を併科できる。犯罪を構成する場合、司法機関に移送する。 登録商標専用権を侵害する行為に対しては、違法経営額 3 倍以下の罰金に処する。違法経営額が算出できない場合、10 万元以下の罰金に処する。	商標法第53条、商標法実施条例第 52 条	1）に申立又は裁判所に提訴する。 2）違法経営額が 5 万元以上又は違法所得額が 3 万元以上に達する可能性がある場合、企業は公安部門に通報できる。
人体の健康と生命、財産の安全を保障する目的にある国家標準、産業標準に適合しない製品を生産する行為	品質監督管理部門（生産領域）	生産、販売の停止を命じる。違法に生産、販売された製品を没収し、且つ違法に生産、販売された製品（既に販売された製品とまだ販売されていない製品を含む）と等値以上 3 倍以下の罰金に併科する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が重大な場合、営業免許を取消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。	製品品質法第 49 条	1）12365、12315 ホットラインを使って、申立てる。 2） 品質監督管理部門、工商部門に申立てる。 3） 犯罪を構成する場合、企業は公安機関に通報できる。
	工商部門（流通領域）	同上	同上	
製品の中に雑物、偽物を混入させ、偽物製品を正規品に、粗	品質監督管理部門（生産領域）	生産、販売の停止を命じる。違法に生産、販売された製品を没収し、且つ違法に生産、販売された製品価値の 50%以上 3 倍以下の罰金に処す	製品品質法第 50 条	1）12365、12315 ホットラインを使って、申立てる。 2） 品質監督管理部門、

悪品を良品に代替する行為		る。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が重大な場合、営業免許を取り消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。		工商部門に申立てる。 ３）犯罪を構成する場合、企業は公安機関に通報できる。
	工商部門(流通領域)	同上	同上	
	工商部門	工商行政管理機関によってすべての違法収入を没収する。情状によっては違法所得の 15%ないし 20%の罰金に処するか、司法機関に移送する。	工業製品品質責任条例第 24 条第 1 項	
生産者名称、住所を隠匿する製品、製品検査合格書を有しない製品、不合格な原材料・部品を用いて製品を生産・組み立てる行為	工商部門	全ての違法収入を没収すると同時に、情状により、違法収入の 15%ないし 20%の罰金に処するか、司法機関に移送する。	工業製品品質責任条例第 24 条第 1 項	工商部門に申立てる。
生産許可証標識または番号を偽造し冒用する行為	品質監督管理部門	是正を命じる。違法所得、違法に生産、販売した製品を没収し、生産、販売した製品と等値以上、3 倍以下の罰金に処する。情状が重大である場合は、生産許可証を取消す。犯罪を構成した場合は、司法機関に移送する。	工業製品生産許可証管理条例第 51 条、工業製品生産許可証管理弁法第 27 条	品質検査部門に申立てる
認証標識、品質標識の偽造または冒用	品質監督管理部門(流通領域)	是正を命じる。違法所得、違法に生産、販売した製品を没収し、且つ生産、販売した製品と等値の金額以下の罰金に処する。違法所得がある場合は、違法所得も没収し、情状が重大である場合は、営業免許を取消す。	製品品質法第 53 条	製品がどの領域に属すかにより、品質検査部門または工商部門に申立てる
	工商部門(流通領域)	同上	同上	
製品の産地の偽造、他人の生産者名称・住所を	品質監督管理部門(生	是正を命じる。違法に生産、販売した製品を没収し、且つ生産、販売した製品と等値の金額以下の罰金に	製品品質法第 53 条	1）品質監督管理部門、工商部門に申立てる又は通報する。

偽造し又は冒用する	産領域）	処する。違法所得がある場合は、違法所得も没収し、情状が重大である場合は、営業免許を取消す。		２）他人の生産者名称・住所を冒用する行為に対し、直接裁判所に提訴できる。
	工商部門（流通領域）	同上	同上	
知名商品の名称、包装、デザインを偽造冒用するか、知名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで他人の知名商品と混同を引き起こす	工商部門	違法行為の停止を命ずる。違法所得を没収し、情状により違法所得の倍以上３倍以下の罰金に処する。情状が重大である場合は、営業免許を取消す。	不正競争防止法第 21 条第 2 項	工商部門に申立てるか、直接裁判所に提訴する。

注：

１）　申立の受理機関には、企業所在地、違法行為発生地、違法行為結果発生地の関連部門等が含まれるが、申立の効果を考えると、各部門による責任のなすりつけを避けるためにも、違法行為発生地の関連部門に申し立てた方が無難である。

２）　本文で既述の通り、偽物製品の取締にかかわる品質監督管理部門と工商部門の職権区分はなお議論が存在する。また、地方によっては偽物製品取締に関する品質監督管理部門と工商部門の処理方法は異なる。上記表に列挙する各処理方法と対応方式は、品質監督管理部門と工商部門が生産領域と流通領域に分け、各自の職権範囲を厳格に確定した場合のものである。ケースによっては生産と流通を明確に区分できないような場合、たとえば倉庫保管の段階に発生する製品品質の問題に遭遇した場合、企業は、品質監督管理部門、工商部門及び特殊業界監督管理部門などの有権機関に同時に申立てる必要がある。

３）　一般には、企業は、偽造冒用行為に侵害されたとして関連部門に申立てる場合、以下の３つの方式を選択できる。

① 電話による申立て。緊急な案件の場合、関連部門は案件の情況により相応な処置をとることがある。そのため、電話による申立ても一種の重要な方式である。また、企業は、全国範囲の品質監督管理ホットライン 12315 と 12365 を使って権利救済を行うことができる。

②　ネットによる申立て。現在、多くの地方の工商部門、品質監督管理部門のウェブサイトでは通報、申立ホームページが公開されており、消費者又は企業に利便を提供している。

③　書面による申立て。書面による申立ては企業がとる最も重要な方式である。同方式は、企業の申立要求を具現でき、且つ申立書類には明確な法根拠が挙げられているため、一定程度上において監督管理職責にある機関の不作為、責任のなすりつけを防止できる。

４）　一般には、企業は、偽造冒用行為に侵害されたとして関連部門に申立てる場合、以下のような資料を用意する必要がある。

①　申立書。それには被申立人、被申立人の住所、権利侵害事実、申立請求、法的根拠、及び申立人氏名又は名称、住所、電話番号、申立期日、代理人等の関連資料が必要となる。

②　主体証明。国内企業の場合、営業免許発行機関が捺印する営業免許謄本を提出する必要がある。中国に事務所又は子会社を設立していない外国企業の場合、公証認証（同国の公証機関による公証を経た後、中国大使館の認証を受ける必要がある）済みの会社登記簿謄本を提出する必要がある。

③　権利証明。たとえば商標登録証書、特許証書などの証明書とその他商標存続期間延長証明、特許年金納入証明など権利が有効期間にあることを証明できる資料を提出しなければならない。また、関連証書の写しは、企業が所在する地域の県以上の工商行政管理機関が捺印するものでなければならない。権利が国外で取得したものである場合、前記主体証明同様、関連公証認証手続を行う必要がある。

④　権利侵害証拠。それには、権利侵害疑いがある製品の実物、関連領収書又は写真等が含まれる。

⑤　申立を他人に委託する場合には、委託人サイン済みの委任状を提出しなければならない。中国で事務所又は子会社を設立していない外国の企業の場合、公証認証済みの委任状を提出する必要がある。

⑥　上記資料が外国語で作成された場合、中国政府が指定する翻訳機構に中国訳を依頼する必要がある。

実践では、関連部門は、企業に略式申立資料の提出を求める可能性があるが、上記するような詳細な申立資料を用意した方が､受理拒絶など不必要なトラブルを避けることができよう。

添付資料：中国の一部の工商部門、品質監督管理部門の連絡方法

	工商局			品質監督管理局	
番号	地域	住所	電話番号	住所	電話番号
1	国家工商行政管理総局	北京市西城区三里河路8号	010-88650000	北京市海淀区馬甸東路9号	010-82260204（法執行督察司）
2	北京	北京市海淀区蘇州街36号	010-82691919	北京市朝陽区育慧南路3号	010-84611177（受付） 010-82260204（品質監督と法執行督察処）
3	上海	上海市肇嘉浜路310号	021-64220000	上海市宜山路728号	12365（稽査総隊） 54261844、54261845（監督処）
4	天津	天津市河北区民主道38号	022-84493622（市場処） 022-84493629（商標監管理処） 022-84493624（消保処） 022-24466463（市場検査総隊）	天津市南開二馬路265号	27023306（品質監督処）
5	重慶	渝中区沧白路73号	023-63845789（受付） 023-63711226（局長公開電話）	江北区五簡路9号	023—89232222（受付） 89232673（品質監督処）
6	河北	石家庄市体育南大街316号	0311－85874614	河北省石家荘市中華南大街491号	12365
7	山西	山西省太原市長風大街108号	0351-7680418	山西省太原市府西街29号	0351-3530505 0351-12365
8	内モンゴル	フフホト市金橋開発	0471-6628254、6628238	フフホト市回民区文化宮路北口	0471-6945306（受付） 0471-6946699、6945543（監督処）

		区			
9	遼寧	瀋陽市重山中路 55 号	024-86244899	瀋陽市崇山東路 61 号	024-31512624,31512622（品質監督処）
10	吉林	長春市南湖大路 599 号	0431-85279092	長春市民康路 522 号	0431-88973618（監督処） 0431-88936315（稽査総隊）
11	黒 龍江	ハルビン市道里区高誼 街 65 号	0451-84655032（商標処） 0451-84651342（消保処） 0451-84678372（公平取引処）	ハルビン市香坊区香順街 53 号	0451-87979109（監督処） 0451-87979191（食品安全監管処）
12	山東	済南市燕子山路 43 号	0531-88527668/88527383（消保処） 0531-88527505/88527551（商標処） 0531-88527138/88527336（公平取引局）	山東省済南市暦陽大街 6 号銀豊大廈	89012077（監管処）
13	江蘇	南京市北京西路 30 号	025-83324323	南京市北京西路 16 号蘇興大廈	025-85012012 、025-85012016 、025-85012062（監督処） 025-85012001 、025-85012002（稽査処）
14	安徽	安徽省合肥市寧国路 112 号	0551-4675064 0551-4675021	合肥市包河工業園区経三緯五路交差口	0551-3356029（稽査総隊）
15	浙江	杭州市莫幹山路 77 号金汇大廈北門	0571-88383388	杭州市天目山路 222 号	0571-85129221（監督稽査処） 0571-85028255（稽査総隊）
16	江西	江西省南昌市省政府大院東三路 2 号	0791-6350215	江西省南昌市京東大道 1139 号	0791-8284007 （ 監 督処）
17	河南	鄭州市	0371-66779304（商標監管	河南省鄭州	0371-65928505（製品品質監

		鄭花路10号	処） 0371-66779464（消費者権利利益保護処） 0371-66779451（公平取引処）	市花園路21号	督処） 0371-65928605（法執行監査処）
18	福建	福州市五四路358号	0591-87726010	福州市華林路155号	0591-87828222（法執行偽物取締諮問） 0591-87854107（法執行稽査隊） 0591-87840143（品質管理と認証処）
19	湖北	湖北省武漢市武昌区東湖路145号	027-86782734（消保処） 027-86782420（商標広告処） 027-86773026（公平取引分局）	武漢市武昌東湖路1号	12365
20	湖南	長砂市楓林路9号	0731-5693109（商標広告監督管理処） 0731-5693128（消費者権利利益保護処） 0731-5693138（経済検査総隊） 0731-5693147（公平取引分局）	湖南省長砂市雨花区新建西路41号	0731-5315315（品質監督局通報申立センター） 0731-5531748（品質監督処）
21	広東	広州市天河体育西路57号	020-85587201（経済検査処） 020-85587175（消保処） 020-85587055（商標処） 020-87512315（経済検査総隊）	広州市海珠区南田路563号	020-84448114（受付） 020-84237367（品質監督処）
22	広西	南寧市怡賓路1号	0771-5533551	広西南寧市星湖路26号	0771-5360200 *802、*566（稽査総隊） 0771-5360200 *226、*219（監督処）
23	海南	海南省海口市藍天路4号	0898-66767991（公平取引と消費者権利利益保護処） 0898-66768029（商標広告監管処）	海南省海口市海府路59号省政府大院3号楼一楼	0898-65396471（弁公室） 0898-65396491（法執行と監督処） 0898-65333408（偽物劣悪製品取締弁公室）
24	四川	成都市新華大道玉砂	028-86740569	成都市東風路二段北二巷四号	028-84403240（受付）

		路 118 号			
25	雲南	雲南省昆明市十里長街中段	0871-4566131	昆明市東風東路 76 号	0871-3169866（受付）
26	貴州	貴陽市中華南路 36 号工商大廈	0851-5850107	貴州省貴陽市頭橋海馬沖街 45 号	0851-6510293（受付） 0851-6517549（監督処）
27	陝西	西安市北二環未央路立交橋東北角 739 号	029-87294052	西安市新城他大院省政府大楼 8 階	027-87292237（監督稽査処）
28	甘粛	蘭州統弁 3 号楼	0931-8884486	蘭州市金昌南路 208 号	0931-8852522（稽査局） 0931-8414376（監督処）
29	寧夏	銀川市北京中路 106 号	0951-5672020（消保処） 0951-5672034（商広処） 0951-5672015（公平取引局）	寧夏銀川市西橋巷 95 号	0951-6038016（代表） 0951-5035655（品質管理処） 0951-6038026（品質監督と食品安全監管処）
30	青海	青海省西寧市北大街 3 号 217 室	0971-8227502	青海省西寧市西関大街 31 号	0971-6161730 （政務大庁） 6161727（監督管理処）
31	新疆	ウルムチ市人民路 56 号	0991-2811485	ウルムチ市新華南路 167 号	0991-2317412（監督稽査処）
32	シンセン	福田区深南大道 7010 号工商物価大廈	0755-83070029（弁公室） 83070652（商標管理処） 83070169（経済検査大隊）	市民センターC 区 4 楼	0755-25843641、 0755—82107269（稽査大隊）
33	珠海	珠海市香洲区	0756-2622210（商標広告管理課）	人民西路	0756-2661388（受付） 0756-2661321(稽査分局)

		人民東路 125 号	0756-2622258（経済検査課）	133 号	0756-2661322（偽物取締弁公室）

注：

１）　同じ工商部門又は品質監督管理部門でも、内部機構は地方によって異なる。偽造冒用行為を監督管理する機構として、各地域の工商部門には一般に商標処、消費者権利利益保護処と公平取引処が設置されている。品質監督管理部門の場合、一般に内部において品質監督処又は稽査分局が設置されている。企業は、特定の偽造冒用行為を上記部門に申立又は通報できる。

２）　以上の情報はインターネットから収集したもので、参考までに提供するものである。

３）　工商部門と品質監督管理部門は、製品品質問題を扱う 2 つのホットライン 12315 と 12365 を設置していた。中では、12315 は、個人消費者による通報・申立を受け付けるが、12365 は、企業と個人による生産領域での製品品質申立を受け付ける。